

—

当然その中で勝つときもあれば負けるときもあるわけですが、大切なことは、勝った人たち、負けた人たちをそのまま固定化する、階級化させではないかということではないかと、いうふうに思っています。私は、だれでもがもう一度、また何回もチャレンジできる、また多様な生き方が認められる社会をつくっていくことによって、この活力は今後とも維持をしていくことができる、こう思っています。そのため再チャレンジ推進会議をつくりました。

一度例えば会社経営失敗した人ももう一度会社を起こそう、そういうことが可能な社会をつくっていく。会社を離職せざるを得なくなつた人が、意欲を持ついれば、また能力があれば、もう一度職業訓練を受ける、あるいは資格を取つていくと、そして更なる意欲をかき立てていけば再就職が可能になっていく。あるいは、十八歳で受験に失敗しても、それが一生を決めない、そのような社会をつくっていきたいと、こう思っています。

先般、日曜日に、札幌において再チャレンジのタウンミーティングを開いた際にも、そうしたいろんな経験を持つた方々に集まつていただきました。会社が倒産してしまつたけれども、大変苦労して会社を起こして今大成功を收めている人もいました。また中には、非行に走つて少年院に入つたけれども、すばらしい先生に巡り合え、また保護司の先生にも巡り合つたことがその後の自分の人生を変えたといふ人もいました。

再チャレンジを成功させるためにどんな障害があるか、どんな支援が必要か、どういう考え方を変えていかなければいけないか、いろんなそういう意味においては示唆を受けたような気がいたしました。骨太の方針にしつかりと入れ込んでいくためにも取りまとめを急いでいきたいと、このように思うわけでございます。

大切なことは、頑張つた人が報われる、しかし何回もチャンスがある、そして格差については、これは、政府としては顕著な格差は認められないということが私たちの方のこれは現在の分析では

あります。しかし、格差を感じている人たち、あるいはそういう地域があるんであれば、そういう方々に勇気を与えていくのも政治的役割ではないかと、このように考えております。

○保坂三蔵君 我が党の片山虎之助幹事長も、構造改革で格差が広がるという論理は実は論理矛盾ながら、マスコミなどでも二十年遅れのサッチャリズムなどと言われておりますけど、本家のイギリスにおきましても、所得の格差は教育の格差につながるような論争が今でも展開されております。激しい競争社会の行く末は、新しい言つてみれば階級社会を生んでしまふんではないかといふ見解、危惧もございます。

そういう点で、格差を解消するためには、民間や国民だけが力を持つだけではなくて、その指導に当たる国も、いわゆるクローバルな中での日本という国も、国富や国力をしっかりと蓄えていかなければこの格差問題はなかなか対応が難しくなつてくる。こういう性質のものじやないかと思うわけでございます。

國の長期債務が地方と合わせて一千兆になります。これは國の、政府の短期証券も加えての数

そうなんですね。

これは、明治維新でそれまでの鎖国を解いて、後れて西欧近代工業社会、これを目指した日本としましては、すべて官僚に任せたといいましょうか、中央に金と権力を集めて、それでもつて追い

付き追いやせをやつてきたわけでございます。その結果、本当にあの当時としましては西欧の列強に追い付き、ロシアを負かすまでになつたんですけれども、軍部の力が強過ぎたことと、それと、あの大正デモクラシーという形でかなり民が力を得始めたときにそれをつぶしてしまつたのも、これまた日本の過ちであったと思ひます。

そして、あの敗戦を迎えて、そしてまたこの焼け野が原の中からまた立ち上がる、そのときもやはり同じ手段で、中央に金と権力を集めて、そして大変な効率良くこの日本の国を近代化に持つてきました。西欧に追い付きました。アメリカに次ぐ世界第二の経済大国に仕上げたわけでございます。それはそれで良かつたんでござりますが、しかし一方、そつした形で政府に頼り過ぎたといひましょうか、ですから、一般的の個人もあるいはまた地方もそれぞれの企業も、若干おんぶにだつこといいますか他力本願で、そこに依頼心が強くなつてしまつて、自己責任とということがあつ薄くなつてきたことも、これも事実でござります。

一方で、大きくそれぞれの個人や地域や企業が力を持ち始めまして、むしろそこに渡した方がこれから新しい活力が出てくる。逆に、今まで官僚に任せておつた点でだんだんだんだんと活力が薄れてきて、かつてのあの一〇%の高度成長が今やマイナス成長に時にはならんとし掛けたわけでございますが、しかし、ここでようやくこうした大きな改革の火の手が上がり始めた。それをリードしていただいたのが小泉総理だと私は認識いたしておりますし、そしてそれに大きな国民が支持を与えまして、それがこの間の、形として現れましたのが昨年の総選挙だったと思いますね。

そういうことから、これで一つ、これの給仕上

げといいましょうか、総仕上げじゃありません、これから始まるのかもしれません、ともかくとして、今までの官僚がそれぞれ金融の仕事をしておりましたところがありました。これも、もう一切官庁から外して全部まとめて、それ

の形を取つておりますし、それから市場化テス

トといいましてお役所がしている仕事を民間に渡していく、これも競争入札をさせるんですからね、これも官から外していく。

いずれにしましても、そういう形で民の方に相手をいたして、そこに責任を持たせていく。これは、今委員もおっしゃいましたように、これは國民の意識改革でもござります。もう自分たちで自由にやらしてほしい、その代わり責任を持つんですよ、こういう形がこの行政改革の大きな目的でもござります。

そういう理念に基づいて、この改革を何としてでも、これをやり遂げましたならば、日本の明治維新、そしてまた戦後のあの大きなGHQに指導された民主改革、しかし實際は中央集権であったと、これが初めてここに来て、平成の維新といいましょうか民主革命、新たな私は第三の一つの改革に進んでいく、それが今回の行政改革の理念であり、また目的であると思つております。

○保坂三蔵君 ありがとうございます。

これは、今回の法案は内閣が提出した法案ではありますけど、ただいま行革担当相からお話をありましたとおり、法案の生成過程におきましては、公明党さんと自民党、与党が長い時間掛けまして深くかかわつてしまひました。徹底した議論も尽くされた上でこの法案がまとまつたという縛りを思い浮かべます。

明らかに目標値や、言ってみれば期限を明確に

しました。その意味では、単なるこれはプログラ

ム法ではないと私は思つております。その重みの

ある法律は、ここで成立いたしますれば、後々ど

○保坂三蔵君 公務員宿舎全部ではないのでござる
いますけど、危機管理用宿舎 五棟二百七十二
戸、これは、ここに入っている方々は、一朝有事
の際にはすぐ官邸だとか自分の所属している役所
へ行つて防災の指揮官になんなくちゃならない。
そういう立場の方々が入つている五棟二百七十二
戸も、これも売却の対象になつてゐるんですね。
ですから、ちょっと私はその点では問題があると
思つて仕方ありません。
それから、東京にあるということを是非御認識
いただきたいんです。
これは、東京で直下型の地震が起きたら皮膚病院主

○保価もしくはもらいたいが感か。

坂三藏君 まあ三通りある。これは、二ツ
サントリーじゃありませんが、三つあるんで
、いずれにいたしましても、そういうお金の
はなかなか五千億だけの重みでは考えられな
のありますけど。
しかし、公務員住宅が欲しいという都民の声、
三区では、わざわざ地元に区の職員住宅を高
金掛けて造るんですね。それで、そこに来て
えば安心だというような公務員に対する信頼
ある。これは大事なことじゃないでしょ

ばいいというだけでもない、公共施設として活用できるものは活用すればいいという、そういう全てを見直すべきだと、決して現状がいいと思うてないと、そういうことなんです。

○保坂三蔵君 総理、交通整理していただきましてありがとうございます。

私も、全くそのとおりだと思います。売っちゃいけないという意味ではございません。高度化して効率的な使い方をする、それは今最も望まれている方向だと思いますが、公務員たたきだとか、あるいはまた公務員の責任がないとかいうよう

設計というのは、実施設計のおおむね三分の一から四分の一を占める。概要を決めるわけですから、実施設計はあとは下請にもできるような内容になつてくるわけでござりますけど、これを三千六百万円の予定価格でいたというのを八千三百円で落としたんです。（発言する者あり）いや、万円じゃないで、八千三百六十円で落とした。八千三百六十六円、けたが違うんですよ。八千三百六十六円。学生アルバイトの一日のあれにもならないですよ、これ、三千六百万で予定価格して。結果、予定価格の宣言をしてなかつたのですから

Digitized by srujanika@gmail.com

これは、東京で直下型の地震が起きる被害想定が出ましたが、一瞬にして一千四百万人の方々が足止めされるんですね。そのうち四百八十八万人の方々が帰宅困難者になる。東京駅には十万人以上、新宿にも池袋にも十万、十万、渋谷にも十万人、大勢の人がもうパニックですよ、駅に押し掛けて。その中に、実は国家公務員も一緒に行つてパンニックに加わるんでしょうか。私は、それはおかしいと思うんですね。

計画見直しするに際しまして、この意識をどうぞ盛り込んでいただきたい、このように思います。もう一度。

落とさざるを得なかつた、公取にも相談したと。しかし、どうなんでしょう、これ。安けりやいいんですかね。

例えば、先ほど申し上げたように、日経の記事ではこうなつてゐるんですね。一般競争入札にしたことによつて、国の公共調達は三十六兆円あると。おおむね半分は指名競争入札だから、これも一般競争入札で落札率を八五%まで落とせば、何と二兆円が浮きますよと、こういう言い方。消費

東京都は、十万を超える職員に、災害時には非常配備態勢というのを、規定が、全部マニュアルができておりますし、すべて公務員として行動せよというランクが一、二、三、四、五。五までになりますと、全員の公務員が、ます家族の安全を確認した上で、次に都民のため、こういう態勢ができるでいるんですが、どうも國の方はこれがないんですね。二万戸の國家公務員住宅に一人、何人いましても五万人の国家公務員いるわけでございます。

建に役立てると、こういうことできちつと考えていきたいと思つております。

○内閣總理大臣(小泉純一郎君)　この資産の売却、有効活用というのには、東京の一番土地の高いところに各省別々に低層の公務員宿舎を持つ必要があるかどうかということもあるんです。そして、現にある役所でも、例えば大蔵省、財務省、古い建物、一等地に七階建てでいいのかと。危機管理のためだつたら各省が別々に持つ必要ない。今の官庁を改造するなり、そこへ泊まつてもらえ

共工事の入札を原則一般競争入札にするという方向を打ち出しました。これは、過日の委員会でも取り上げられましたけれども、日本経済新聞社で調査によりますと、昨今、競争入札を一般にしましたので、落札率、予定価格の九五%から八五%まで下がつたというんですね。総理のおひざ元の横須賀市では、電子投票による一般競争入札を実施したところ、最低価格八五%ぐらい落ちた。年間で四十五億円のお金が浮きましたと、計算上ですね。これを追加工事だとか子育て支援策なんか

税一%に近くなりますよ。しかし、安けりやい
いんですかね。私はそのことを思います。
名前をはつきり申し上げますけど、この会社は
松田平田設計事務所。おかしいですよ。これは建
築家協会もすぐ動いて台東区長に公開質問状も出
した、世論もごうごうと沸いたんですね。だけ
ど、公取はこれを、率直に言つてしようがないと
いうことで、契約をして、実際にはその契約はそ
のまま実施された。公取の御見解を求めたいと思
います。

そろそろ、そういう点では、東京という危ない非常に厳しい状況下の都市にあるという認識をお持ちいただいて、売却もさることながら、都心三区売却して五千億と言われている、今入ってくる収入。五千億って大きいですよ。しかし、考えようによりますと、日本橋の上の高速道路建て替えようによれば、もっと小さいですか。

内閣総理大臣（小泉純一郎君）何通りもある。

ばすぐ駆け付けることができる。
だから、今ままおおかしいと。各役所別に公務員住宅持つ必要もないと。国家公務員全体として考えて、売れるべきものは売れる。公共施設として活用できるものは活用する。もつと土地の安いところで、集中的に今よりも高いビルを建てることによつてコストも削減できると。
言わば、単に売却すればいいということじゃないんです。有効に活用しようと。民間に売却すればいいんです。

に回したと。これは知恵のあるやり方だと、こういふ言われてはいるわけなんです。しかし、じや予定価格といふのは過ぎるんじゃないですかといふ議論も出てまいります。それから、安けりやいいのかという議論も出てまいります。

これは私の地元の台東区というところで、今度は平成二十一年にできる病院なんです。（資料提示）これは基本設計を入札で、一般競争入札に出しました。予定価格は三千六百万円でした。基本

○政府参考人(松山隆英君) お答えいたします。
今御指摘の事案でございますが、個別具体的な
案件につきましてのお尋ねですので、独占禁止法
上の問題についてのお答えはちょっと差し控えさ
せていただきたいんですが、一般論で申し上げま
すと、採算を度外視した極端な安値受注が繰り返
されまして、他の事業者の受注の機会を得られな
いような、競争事業者の事業活動を困難にさせると
おそれがある場合には独占禁止法上の不当廉売充

して問題になると、こういうふうに考えております。

そういうことで、低入札価格調査制度等に基づきましていろいろ情報提供も受けておりまして、そうした情報に基づきまして、私どもも、独禁法上の不当廉売に該当するおそれがあるという事案につきましては警告等を行うというようなことをしているところでございます。

○保坂三蔵君 いや、私は納得できませんね。これはダーピングですよ。まあ不当廉売、公正な取引秩序を乱した、そう私はなると思いますね。

現実に問題になつて、建築家協会がこういうことは自肅しよう、自分の首絞めるようなもんだということで自肅の通達まで出しているにもかかわらず、その後、業界にはやはりアウトサイダー的な人が出てまいりまして、例えば山口県が県立小野田高等学校建て替え工事で、予定価格のわずか二・二%、四十万円で塩見という会社が落札していると。前橋市でも斎場の改築で岡設計という、名前出さない方がいいかな、でも分かつてもらいたいんだ。悪いとは言つてないんです、だけどどうも疑問があると。一・五%、六万四千円で落札。京都府立の医科大学の附属病院の外来棟の基本実施設計では、内藤設計が一二・八%で三千八百万、これは。一二・八%ですよ。浮いたお金は自治体がもうかつたという判断のお金なんでしょうかね。

耐震強度偽装事件だって安かつたんですよ。しかし、結果は何ですか。私は、そういう点で、私ども国対の、自民党の国対の脇先生やなんかが代表してあの品確法を通してましたけれどもね。やっぱり自治体も業界もこういう点は気を付けなくちやいけないと思いますが、とりわけ公取は、今までほえない番犬と言われていましたけれども、随分頑張っていますでしょう。頑張っているんなら、こういうところにもう少しがさつとはつきりとした意思表示をしてもらいたいと思うんですが、もう一回御答弁願えませんか。

○政府参考人(松山隆英君) 公正取引委員会とい

たしましては、繰り返しになりますけれども、基本的に、建設業におけるダーピング受注に関しまして、各発注機関等におきましても低入札価格調査制度等に基づきましてその排除が図られています。

不當廉売に該当するようなものに該当いたしますものにつきましては厳正に対処するということです。これからもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○保坂三蔵君 くどいようですがね、これだけの、これ空から見るともつと大きいんですよ。百二十床のベッドがありまして、老健施設と病院が併設された見事な病院で、平成二十一年にできるんですけど、浅草ですよ。これが八千三百円で基本設計できるんですか。それをまた落札せざるを得なかつた台東区という自治体の悩みもありますよ。それをやはり公正取引委員会が高い段階から、高いレベルから、おかしいと言うだけではなくて、しっかりとある程度その公正を、反対とは言えないとしても、こんなモラルハザードした業者がばつこしていいるような業界になつてはならない。建築家協会自体が言つていいんですから、背中を押してやつてくださいよ、頑張れと。もう一回お答えいただければ。

○政府参考人(松山隆英君) 個別具体的な事案でござりますので、具体的に独禁法上の問題について明確にお答えできませんけれども、一般論で申上げまして、先ほどの繰り返しになりますが、これまで、それが他の事業者の受注機会を減らすような、事業活動を困難にさせるという独禁法上の不当廉売に該当する場合には厳正に対処をするということで取り組んでまいりたいと思います。

今後ともそういう方針でまいりますので、御指摘の点も含めまして厳正に対処してまいりたいと考えております。

○保坂三蔵君 堂々巡りしていくもようがありませんけれどもね。三井住友銀行のメガバンクでさえも、ああいうふうに排除勧告出して、融資先

の中小企業に金融商品を押し付けたというんでペナルティーありますね、あの大銀行でさえも並み独禁法違反で刑事告訴した。やっぱり、やつてあるなと思いますよ、やつと安心。これは、自由競争だとか市場原理というのはやっぱりモラルハザードが起きたらおしまいなんですよ。ここ

ところを是非御理解いただきたいと思つております。いろいろお尋ねしてまいりましたけれども、大部分時間がなくなつてしまいまして、この次の質問者が待つておりますので、お許しをいただきたいと思います。

○保坂三蔵君 どうぞお続けください。

もう一つ私はお尋ねしたいのは——ちょっと座らしていただきます。

○委員長(尾辻秀久君) どうぞお続けください。

もう一つ私はお尋ねしたいのは——ちょっと座らしていただきます。

○保坂三蔵君 時間の関係で質問通告していた点を飛ばしまして、お許しくださいませ。

実は総理、総理との論争の時間も余り私もありませんので、一つだけお願いがございます。かなりおせつかいというふうに取られるかもしませんが、日本医師会の件でございます。

今回、会長が交代をいたしましたが、考えてみれば、社会保障制度そのものを守るために診療報酬に手をかけて、どの政権も手が付けられなかつた、平成十四年にマイナス二・七%の診療報酬を引下げを行いました。このときは、患者の窓口負担を三割に上げたり、あるいはまた健康保険料の引上げをいたしまして、三方一両の損ということになりました。大岡裁きで医師会も納得したわけでございました。その上、保険と自由診療の混合診療、これは大分医師会も抵抗しておりますし、また株式会社の病院経営参入の問題、これは解禁の方向です。それから、診療報酬の値下げを行いました。その上、保険と自由診療の混合診療、これは

いうふうなニュアンスなんですが、何しろ毎年一兆円増える社会保障費の抑制から、診療報酬の総量規制までやらなくちゃならない、そういうところに追い込まれていることはよく分かります。しかし、これだけのことを立て続けにやりますと、さすがの二十六万の医師の頂点に立つ日本医師会も組織がもちませんね、組織は。

私は、このナショナルセンターの役割というのはもう一回考えていただきたい。重要なことです。医師は、二十六万人は、開業医もあれば病院医もあれば、いろいろな立場で、へき地の方がいる場合の中、国民の医療というのはどういうふうに持つていいこう、負担はどういうものと、サービスはどう持つていいこう、こういう相互信頼の下で合意がなされて初めて協力をしてくれる方も協力をしてくれているんじゃないかと思うんですね。

私は、そういう点で、日本医師会とのけんか状態とは言ひませんけれども、みつ月などと言うとまたいろいろ言われますけれども、信頼の場での協議をより復活していただきたい、このことが一つございます。

それからもう一つ、特定郵便局、全特でござります。郵政問題は私はまだ決着は付いておりませんけれども、やはり捨てるものは捨て、そしてまた、正すところは正して新しい世界一の郵政制度を維持していく、という試みはもう既にスタートいたしましたけれども、やっぱり現場で頑張つていらっしゃったけれども、やつぱり職員の方々や特定郵便局長さんなど、やつぱり私は理解者であり、協力者であらねばならないと思うんでござります。

そこで、代表的なこの二つのナショナルセンター、私は、総理、是非ここでメッセージをいただいて次のまた協議やあるいはまた協力の場を開いていただきたい、このように思います。御見解を承りたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 医師会と特定郵

便局長等の関係者の皆さんは自由民主党に理解をいただきまして、選挙でもよく熱心に応援してくれる支持団体であります。確かにそういう支持団体の意向に反するようなことを小泉改革はやつておられるからぬという声はよく聞きますけれども、私は別に敵視しているわけじゃありません。世界一長生きできる長寿国にした、これはもうお医者さんの皆さんのがんばる努力、多いと思います。医療に従事する方の御苦労、大変だと思います。そういう中で、この医療保険制度をこれからも永続していかなければなりません。将来にわたって持続していくかなきゃならない。

そういうことを考えますと、自分の収入はだれでも多い方がいいんですけれども、この医療保険を考えますと、なぜ三割の負担で治療なり医療を受けられるかというと、そのあとの七割は国民の税金と、それから病気にならない、なるにもかかわらず、保険料を負担してくれる方々がいるから三割負担、二割負担等で治療を受けることができます。

そういう中につて、医療全体で考えますと、診療報酬を引き下げた、これは医師会の立場に立つと、これはけしからぬと。自分たちの仕事はこんなに大変なのに、収入をもつとふやせと。プラス三%を要求しているのに逆にマイナス三%とは何事だと怒る気持ちも分かりますけれども、それは、税金をこれ以上負担させるなど、増税は嫌だと、患者さんの負担ももう三割が限度だろうと。となると、やっぱり医療を提供してくれる医療関係者の今の収入を増やして国民の理解を得られるかどうか。

様々な医療提供者の側にも効率化、合理化できることはあるだろうと。例えば、今診療報酬言いましたけれども、診療報酬でも、私は専門家じやなきやよく分かりませんから、どの病状によっても、一万件以上点数付けているんですよ。この診療は何点、まあ一点十円とすれば十点だったら百円、それぞれの点数を付けてこの診療行為を判断する、これはもう専門家に任せしかねない。

便局長等の関係者の皆さんは自由民主党に理解をいたしました、選挙でもよく熱心に応援してくれる支持団体であります。確かにそういう支持団体の意向に反するようなことを小泉改革はやつておられるからぬという声はよく聞きますけれども、私は別に敵視しているわけじゃありません。世界一長生きできる長寿国にした、これはもうお医者さんの皆さんのがんばる努力、多いと思います。医療に従事する方の御苦労、大変だと思います。そういう中で、この医療保険制度をこれからも永続していかなければなりません。将来にわたって持続していくかなきゃならない。

そういうことを考えますと、自分の収入はだれでも多い方がいいんですけれども、この医療保険を考えますと、なぜ三割の負担で治療なり医療を受けられるかというと、そのあとの七割は国民の

人も保険料負担している、しかもこれは永続させていかなければなりません。で、医療費は、これから高齢者が増えますから、どちらかといえば高齢者の方が病気にかかる割合が高いし、様々な部分が傷んできますから当然掛かります。するとこれ、税金を投入する、自動的に増えます、毎年毎年。

そういうことを考えて、医師会の皆さん方にもある程度診療報酬下げるのも御理解いただきたいということでやつてきたわけですが、私は決して敵視しているわけではない、これからも、健康は何よりも大事な財産ですから、一たび病気になれば健康の有り難さが分かると。その治療しているお医者さんの重要性というのも私は十分理解しているつもりであります。そういうお医者さんが働きやすい、また良い治療行為ができるような環境をつくるためには、これからも協力していくかなきゃならないと思つております。

また、郵政民営化に伴つて、今まで、特定局長の皆さんとの対応も大きく変わつてくると思います。民間との競争にさらされる。競争というのはきついですよね。努力しなかつたら民間にやられちゃう。今までよりも給料も減らされるかもしれない。あるいは、世襲だった局長の地位も世襲でない。あるいは、世襲だった局長の地位も世襲でなくなるかもしれない。あるいは、ずっと同じところに勤けることができたのに、民営化によってある程度配置転換は覚悟しなきゃならない。それ嫌ですよ。現状が一番いいと思う人がたくさんいるんですね。

だから、これ変えるというのは大変なんですけれども、そこはやはり新しい時代に対応できるよううな体制を取つて、そして利益を上げられるよう

な民間会社としてやっていくことによつて国民のサービスの向上に資していただきたいと。現に、今まで民間の宅配業者も一生懸命頑張つて、いつの間にか全国で品々を配達できるネットワークをつくつちやつた。しかも、なおかつ利益点も考えまして、お互い、患者さんに負担してもらうのはこの程度だと、あるいは病気にならないわけです。むしろ、夜間配達を始めたのも民間企業が先、新鮮な冷凍食品を配達できるようにしたのも民間企業が先なんです。当初は利益を上げられなかつたけれども、今は利益を上げられるようになります。むしろ、夜間配達を始めたのも民間企業が決して悪いわけではない、これからも、健康な時代にやりますけれども、新しい時代に対応するためにそなへども、新しい時代に対応するためにそなへども、新しい時代に対応もしていただくようになりますけれども、新しい時代に対応もしていただくようになります。

○保坂三蔵君 ありがとうございます。
郵政に關しまして、総理のおじい様の又次郎先生も、昭和大恐慌の後、電信事業が一向に進まないということで、身を挺して民間の力をかりようと。これはそんなにいい仕事ならとうていうんで国はまた奪取したといつような歴史があつたようですが、ございまして、七十七年後にお孫さんがこれを実現するといつ数奇の歴史を思ひ浮かべます。

しかし、お話をありましたけど、お医者さん、私たちにとりましては神の手ですよ。三師会の先生方、御協力され、医療ファミリーの人と一緒に治療所なりお医者さん等がこう、考え方やならない言葉だと。私もその言葉、好きです。しかし、私は鬼でもないし、仮想でもないし、この言葉は銘記していかなきゃならないと思つています。

まあ余り今の政治というのは、支持者あるいは支持団体の意向ばかり聞いていきますと、多くの国民党はどんな支持団体にも組織化されてない、どの政党の党員でもない、その方たちが圧倒的多数の政党の党員でもない、その方たちが圧倒的多数なんですね。自分の政党を支援してくれるから、自分の選挙を応援してくれるからその人たちに手厚くやつてあげなきゃいけないという、言わば鬼ではない、仮想の心というのは大事ですけれども、そればつかり手厚くなりますと、政治というのではなく、自分を応援してくれない人たち、自分の政党の党員でない

そして心は仮想の寛容な心を持ち、また優しい慈悲の心を持つて事に当たるという意味と私は理解しておるんです。非常にいい言葉だと思います。小泉総理にもこの言葉は是非また、含蓄のあるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

地元の群馬県でも中曾根派と福田派が世紀の大

和解をいたしましたし、やっぱり時代は変わっておりまして、そこで、その中核にいる中曾根派を上げている。税金も納めている。民間になつたから民間のサービスができないことは限らないわけです。むしろ、夜間配達を始めたのも民間企業が決して悪いわけではない、これからも、健康な時代にやりますけれども、新しい時代に対応もしていただくようになります。むしろ、夜間配達を始めたのも民間企業が決して悪いわけではない、これからも、健康な時代にやりますけれども、新しい時代に対応もしていただくようになります。

総理は、芸術を愛し、優しさが本分ですよ。ですから、そういう点で、この鬼手仏心というところにも一回、先祖返りではありませんけど、心を移していただくような心境は今ございませんでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 鬼手仏心というのはいい言葉ですね。鬼の手、仮想の心。よく診療所なりお医者さん等がこう、考え方やならない言葉だと。私もその言葉、好きです。しかし、私は鬼でもないし、仮想でもないし、この言葉は銘記していかなきゃならないと思つています。

まあ余り今の政治というのは、支持者あるいは支持団体の意向ばかり聞いていきますと、多くの国民党はどんな支持団体にも組織化されてない、どの政党の党員でもない、その方たちが圧倒的多数の政党の党員でもない、その方たちが圧倒的多数なんですね。自分の政党を支援してくれるから、自分の選挙を応援してくれるからその人たちに手厚くやつてあげなきゃいけないという、言わば鬼ではない、仮想の心というのは大事ですけれども、そればつかり手厚くなりますと、政治というのではなく、自分を応援してくれない人たち、自分の政党の党員でない

人たち、この人たちが圧倒的多数であるということも忘れてはいけないんです。

だから、支援してくれた人にとっては、これだけ選舉を応援しているのに、これほど長年自民党を応援しているのに冷たいじゃないかというとなると、これが過ぎると、手厚く対応しようと、予算も付けましょうと、報酬も上げましょうと、現状を維持しようとなると、そうでない方の立場はどうなるのかということになりますから、それをよく見なきやならない、全体を。それがやっぱり政治だと思います。

○保坂三藏君 総理のプロセスはよく承知しておりますので、それが改革に成功したということだと思いますけど、これはまあ日本だけじゃなくてヨーロッパにもクールヘッド・アンド・ウォームハートという言葉があります。冷たい頭で、冷たいつて、冷静な頭で温かい心、これはもう洋の東西を問わない真理だと思います。ですから、まあ織田信長に人生を照らし合わせて考えられる総理でございましょうけど、やっぱり私は鬼手仏心、もう一回銘記していただきたいと思います。

それから、もう時間がありません。数分いただきましたので一方的にお話し申し上げますけど、靖国神社の参拝でございます。

これは私も、党内にいろんな意見ありますて、党を代表して今質問しておりますけど、私の意見でございますけど、この靖国神社の参拝でございまますけど、考えてみますと日本の常任理事国入りを中心とした国連改革、まだ成功したとは言えません。その中で、やっぱりアジアの力というのは意外に冷たかった部分もあるんですね。これは何かなということを考えますと、私は、日韓、日中の関係悪化は全く無関係ではないように思えてどうしてもならない。やっぱり長い歴史の中で異常な今は事態だと。昨日、中国の外相と久しぶりに外務大臣お会いいただきましたので、また一步前進はしましたけど。

私の一族も実は靖国に眠っています、靖国神社に。しかしながら、総理が公約にこだわられて

今日まで靖国神社参拝、形は変えても行かれました。良かつたと思います、私は。しかしながら、遺族会代表の古賀先生でさえも、A級戦犯の分祀を実現して、総理大臣はもとより天皇陛下にも行つてもらいたい施設になつてもらいたいと、こ

うメッセージを送っているんですね。私もそろそろ潮ときではないだろうかと思います。

そこで、今年の八月十五日の終戦の日には、恒例の日本武道館での戦没者全国慰靈祭が行われます。ここに是非各大使もお招きをして、平和の壮大な日本国民挙げての誓いにして、外国人、入つてないんですよ、遺族は五千人以上いますけどね。全体で一万人近い大集会ですけど、入つてない。

で、私は、総理のお気持ちというのはもう十二分に内外に伝わった、平和を愛する心は。でありますから、ここは最後の段階です。その日に総理は当然この主催者になられるんでしようが、同時に、できましたら靖国神社のある東の方を遥拝していただき、今年は八月十五日は行くことを中断された方がいいんじやなかろうかと私は個人的に考るわけなんです。

分祀論は政治が宗教に介入するなどと言われますが、既に戦争前にこの議論も行われておりますて、伏見稻荷の分祀の問題で東京の西東京市には東伏見神社というのがございます。分祀は、神学的な論争になつてしまいますが、私はできないわけではありませんが、このことはさておいて、取りあえず靖国問題でこれ以上日本はか

ら、靖国神社の参拝でございますけど、考えてみますと日本の常任理事国入りを中心とした国連改革、まだ成功したとは言えません。その中で、やっぱりアジアの力というのは意外に冷たかった部分もあるんですね。これは何かなということを考えますと、私は、日韓、日中の関係悪化は全く無関係ではないように思えてどうしてもならない。やっぱり長い歴史の中で異常な今は事態だと。昨日、中国の外相と久しぶりに外務大臣お会いいただきましたので、また一步前進はしましたけど。

私の一族も実は靖国に眠っています、靖国神社に。しかしながら、総理が公約にこだわって

申し上げます。ありがとうございました。

○加治屋義人君 おはようございます。自由民主

党の加治屋義人でございます。

保坂委員の質問に関連をして続けさせていただきます。

まず、我が国の森林・林業問題について伺いたいと思います。

今回の行革推進法には国有林野事業の更なる改革が含まれておりますが、初めに、この国有林野を含め地域の森林整備を支えているのは森林組合であります。森林組合は、地域における造林、間伐、そして実際の森林整備の中核的な担い手となつていることは御承知のことおりであります。

しかし、この森林組合、最近、森林所有者の不在化、あるいは高齢化、世代交代が進んで自ら作業や經營を行うことができない森林所有者が増加しておりますが、地域における森林組合の重要性はますます高まっているものと思つております。

そういう中につつて、木材価格の低迷など森林・林業経営が大変苦しい状況にあるわけですが、既に戦争前にこの議論も行われておりますて、伏見稻荷の分祀の問題で東京の西東京市には東伏見神社というのがございます。分祀は、神学的に考るわけなんですね。

分祀論は政治が宗教に介入するなどと言われますが、地域における森林整備に重要な役割を果たしている、また国有林野の整備を実施する主体としても大変大きな活躍をしているこの森林組合について、国としてどのような育成策あるいは支援策を取つていかれるようとしているのか、まずお伺いをしたいと思います。川村林野庁長官にお願いいたします。

○政府参考人(川村秀三郎君) お答えいたしました。

森林組合についてのお尋ねでございます。

森林組合は、委員御指摘のとおり、森林所有者の協同組織といたしまして植林あるいは除間伐等の七割を実施しておりますが、我が国の森林整備の中心的な役割を果たしておられます。また、これらも御指摘のとおりでございますが、我が国の林業をめぐる環境、これは木材価格の低迷等がございまして採算性が大幅に低下をいたしまして、極

は、合併によります経営基盤の強化、また施業を集約化する等で事業の強化を図つておられますし、また組織管理体制の充実など、改革に向けた取組を進めでおられます。

こういった森林組合法の改正が行われました。これによりまして、員外利用制限の緩和を通じまして、森林組合の森林施業の促進等の機能強化が図られます。また、今年度も予算面におきまして、一つは、施業・経営集約化総合対策事業におきまして森林施業の集約化を推進するための組合の定期的な経営指導に対する助成、二点目といたしまして、強い林業・木材産業づくり交付金等によります高性

能林業機械の導入や作業道の整備、また三点目といたしまして、緑の雇用担い手育成対策によります新規就業者の育成のための研修の実施等に関する助成などを措置しております。

今後とも、一層この森林組合の経営基盤あるいは事業の強化、管理体制の充実が図られるようになります。新規就業者の育成のための研修の実施等に関する助成などを措置しております。

○加治屋義人君 申し上げましたとおり、森林組合の弱体化というのは本当に心配をしておるわけでございまして、どうぞ一段の御努力をいただきたいと、そのようにお願いをしておきたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) お答えいたしました。

森林面積の三割、その多くが脊梁山脈あるいは奥地の水源地域に分布しておるわけとして、多くの公益的な機能の役割が求められております。そのようなことから、平成十年でございました、成立した国有林野事業の抜本的な改革で、国有林野事業は、木材生産を重視した管理経営から公益的機能を維持するという方向に転換をしていただいて、一般会計繰入れを前提として特別会計制度への

移行、累積債務の本格的な処理、組織・要員の合理化、縮減、相当な改革に取り組んでこられました。次は、鹿児島出身の加治屋先生が御質問

した。この改革に取り組んでから既にもう八年たっているわけですけれども、この組織・要員の合理化、縮減、財務の健全化はどう推進しているのか、これ、林野庁長官にお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) お答えいたしました。国有林野事業についてのお尋ねでございます。

これも委員御指摘のとおり、平成十年十月に成立をいたしました国有林改革二法に基づきまして、木材生産を重視しました管理経営の方針から公益的機能の維持増進を旨とする方針へ転換をしたところでございます。特に、一般会計繰入れを前提とした特別会計制度への移行、これが一つございます。それからまた、組織・要員の徹底した合理化、縮減などを柱としまして、抜本的改革に全力を挙げて取り組んできたところでございます。

具体的に申し上げますと、まず最初の組織・要員の関係でございます。当時、十四営林支局それから二百二十九の営林署があつたわけですがございましたが、平成十六年二月末までにおよそ半分の七森林管理局、九十八森林管理署等に再編をいたしました、職員数も、平成十年度の当初比でございますが、約半分に縮減するということがまず一点でございます。これを実現してございます。それから、二点目の財政の健全化でございますけれども、新たな特別会計制度の下で自己収入の確保あるいは効率的な事業実施などに努めまして、平成十六年度には新規借入金がゼロとなりました。たいたいと思います。

まず、国有林野事業特別会計については、法案第二十八条で、同特別会計の負担に関する借入金

は去る四月の二十一日の行政減量・効率化有識者会議、ここにおいて、森林管理関係業務は独立行政法人化や業務のスリム化により約二千四百人の純減を検討すると、こういう回答をしたということがあります。このことについては、既に抜本的改革に努力をされてきた国有林野について更なる改革に取り組むものだと思つておりますが、本当に大丈夫なのかなと思う反面、中川大臣の御決断に本当に敬意を表したいと、そういうふうに思つております。

ただし、先ほど申し上げましたとおり、国有林野は、その多くが脊梁山脈に位置し、国土の保全、水源の涵養、様々な公益的機能の発揮に重要な役割を果たしておりますことから、今後この独立化や一般会計に具体的に取り組んでいかれる際には、このような機能の発揮に支障が生じないよう、またこの国民共有の財産を次の世代に引き継いでいるように十分検討をいただきたい。

今回の独立行政法人化と一般会計化を検討するに当たって、どのように取り組んでいかれるのか、またどう仕事を分担していかれようとしているのか、中川大臣をお伺いしたいと思います。

○加治屋義人君 ありがとうございました。御答弁いただきましたとおり、国有林野事業ではこれまで改革を先取りした形で進めてこられました。ただいまの答弁を踏まえた上で少し質問をいたします。

まず、国有林野事業特別会計については、法案

検討しているところでございますけれども、他方、国有財産としての森林・林野の管理保全、国民の安全・安心の確保というものはもとより極めて重要でございます。

治山事業、保安林につきましては、今後とも国が責任を持って国有林の有する公益的な機能の維持増進が図られますように、平成二十一年までに適切に検討させていただきたいというふうに考えております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

まあ我が國、台風、水害あるいは地震、そういうことを大変心配するわけでして、国民の安全、安心に欠かせない今お話ありました治山事業ですね、実は大変心配をしておりました。今大臣の方から國の方でしっかりとやるということをお聞きいたしました。どうぞ引き続きお願いを申し上げたいと思っております。

次に、財源の問題についてお聞きしたいと思います。

今回の改革を進める上で、法第二十八条に、先ほど御答弁いただいた抜本的改革の成果を踏まえるだけでなく、債務の確実な処理、適切な管理運営に必要な措置を講じることが必要であります。現在も、公益的機能重視の管理経営に重要な経費や利子補給の財源について一般会計から繰入がなされておりますけれども、一般会計はある程度は独立行政法人化を検討する場合にも、国有林野の公益的機能を確保する観点で必要な予算、財源の手当てについては十分対応すべきであると、そう思っております。

その点について、中川大臣のお考えをお聞かせください。

○國務大臣(中川昭一君) 森林の重要性、それから森林経営をめぐる厳しい状況、それから冒頭御質問のありました森林組合の重要性、これはもう加治屋委員と全く認識を同一にしているところでございます。

そして、今御指摘ありましたように、本法案の趣旨にのつとりまして人員の削減ということもやらせていただき予定にしておりますけれども、しかし機能そのものは低下をさせてはならないと、

民間といいましょうか、独立行政法人で行われる森林の整備あるいは木材の販売等の業務は移行を

いきたいというふうに考えております。

益財團法人の認定等に関する法律案についてお伺

このような債務の処理を含めまして、適切な管理運営に必要な措置を確保することは、今回の改革を進める上で大きな課題でございます。独立行政法人への移管及び一般会計への統合までに鋭意適切に対処していきたいというふうに考えております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

谷垣大臣に伺いたいと思いますが、お聞きいただいたとおり、国有林野の持つ公益性の機能、将来にわたって大変大切なことであります。国有財産としての価値の保持につながることは当然であろうと思つております。

○國務大臣(谷垣禎一君) 先ほどから御議論のように、一つは累積債務を着実にこれは処理をしていかなければいけないと、それから国有林野の管理運営というのが適切でなきやいかぬと。こういうことから現在も一般会計から特別会計に出していくわけでございますが、今度の法律の中で独立行政法人化と一般会計化というものを議論していくことから現在も一般会計から特別会計に出していくわけでございますが、今までの法律の中では独立行政法人化と一般会計化というものが議論していくということで、詳細な制度設計はこれからでございますけれども、今、中川大臣からも御答弁がありましたが、一つは、森林の公益的機能、これはやっぱり日本の国土保全等々にとりましては極めて重要なことでございますから、それはきちんとやはり考えていかなきやならないと思います。

もう一つ、私の視点からいたしますと、国民負担をこれ以上拡大させない、できるだけ国民負担を抑制していくという視点もなければならない、こういうふうに思つております。この二つの観点からしつかり議論をさせていただいて良い方向をつくつていきたいと、このように考えております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

次でございますけれども、公益社團法人及び公

いをしたいと思つております。

一般の当委員会では佐藤議員から指摘がなされております。公益認定委員会の認定行為は重要であり、本当に公益認定を受けられるのかと関係者の間で不安があると言われます。公益認定に当たつて、公益認定の基準は法案に規定されておりますが、抽象的であつて、このことが関係者に大変不安を抱かせているものと考えられます。

このことについて、先日、山口副大臣から、今後、公益認定等に関する制度や運営の在り方等の細部等を具体的にしていく際に、公益目的事業の種類あるいは公益認定の基準等の内容が広く関係者の方々に明確に理解されるような、そういう透明性のある仕組みを検討するとの御発言がございました。

関係者の方々にきちんと理解をしていただけためには、やはり通達あるいは通知の中で分かりやすく例示を示す必要がります。都道府県の関係者あるいはいろんなところからの要望も出ていると伺っております。これまで当委員会で食料や農林水産業、そして食育といった事項が含まれると答弁されておられますけれども、こうしたお答えになったものを始めとして、どういう事業が公益と認定されるのか、通達や通知の中で明確に関係省庁や都道府県に例示等を示すべきと考えますけれども、どのような手段あるいは方法で関係者に明確にお答えになるのか、御答弁いただきたいと、大臣の方によろしくお願ひ申し上げます。

○國務大臣(中馬弘毅君) このたびの改革における公益法人、これまでの社団法人、財團法人等が管官庁がそれぞれ認定をして、この法人を認めておりました。

しかし、これもいろいろと、もちろんその手続が大変、申請しようと思つたら大変だとか、基金を積まなければいけないといつたことがある一方で、また各主管官庁がかなり恣意的に運用している面も、批判もこの委員会では出てまいりました。

た。そういったことで、これを大幅に変えるのが今回のこの公益法人改革でございます。

今、そのときに公益認定をどうするかといったお話がございました。この農業関係、食料関係がどう読めるかといったこともございますので、それが公益認定になるかということを掲げておりましたが、公益目的事業は、不特定かつ多数の者の利益となることにつきまして、国民一般から納得いただける内容となるよう、現行諸法律の目的規定を基にしまして、様々な御意見を勘案して策定しております。この御指摘の事項も踏まえます。現在、一般に公益と考へられているようなものであれば、この別表各号のいずれかに該当し得るよう、ある程度包括的な定めとなつております。

実際に、個々の法人が行う事業が別表各号に掲げるいずれの種類の事業に該当するか等につきましては、事業の実態等に関する具体的な事実関係を踏まえて、ケース・バイ・ケースで国及び都道府県の合議制の機関において判断されることになります。内閣官房のまとめによれば、教育特区導入した自治体、これは全国に大変広がつております。内閣官房のまとめによれば、教育特区導入した自治体が百四十団体を超えていたんだそうです。この教育特区について、質的な評価をどうお考へなのか、また教育の地方分権と関連して今後どのように進めようとお考へなのか、小坂文部科学大臣にお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(小坂憲次君) 構造改革特区制度は、

各地方公共団体の創意工夫を生かすために平成十五年度から実施されているものでございます。

現在、教育分野でも様々な取組が進められておりまして、いわゆる特区の中でも教育関係の研究開発学校設置事業を利用いたしまして、具体的な例から申し上げますと、東京都の品川区では、小学校と中学校の九年間のこの義務教育期間を四、三、二に区切つて、柔軟な教育課程を編成して小中一貫教育に取り組んでいる例や、あるいは千葉県の成田市におきまして、小学校において英語科を設けて実践的なコミュニケーション能力のある基礎教育力の育成に取り組んでいる例もあるわけございます。また、このような英語教育に取り組む特区としては、成田市を含めまして六十三件も出ているようなところでございまして、国と地方公共団体の適切な役割分担の上で、こうした特区制度を活用して地方公共団体の創意工夫が生か

と、このように考へております。関係者の方々に適切に情報提供を行うため、御提案の方法を含めた様々な方策につきまして、衆参両院の御同意を得た上で任命された公益認定等委員会の委員と

いただいて任命された公益認定等委員とも御相談をしつつ、幅広く検討しながら実施していくことによりまして、国及び都道府県が歩調を合させて新制度の施行開始に円滑に迎えることができるよう努めてまいりたいと、このように考

えております。

○加治屋義人君 ありがとうございました。

教育問題で数点通告しておりますけれども、時間のこともありますので、二、三点に絞つて質問をさせていただきたいと思います。

まず最初は、構造改革の一環として教育特区を導入した自治体、これは全国に大変広がつております。内閣官房のまとめによれば、教育特区導入した自治体が百四十団体を超えていたんだそうです。この教育特区について、質的な評価をどうお考へなのか、また教育の地方分権と関連して今後どのように進めようとお考へなのか、小坂文部科学大臣にお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(小坂憲次君) 構造改革特区制度は、

各地方公共団体の創意工夫を生かすために平成十五年度から実施されているものでございます。

現在、教育分野でも様々な取組が進められておりまして、いわゆる特区の中でも教育関係の研究開発学校設置事業を利用いたしまして、具体的な

教育を良くする条件や要素はいろいろあるんですね。内閣官房のまとめによれば、教育特区導入した自治体が百四十団体を超えていたんだそうです。この教育特区について、質的な評価をどうお考へなのか、また教育の地方分権と関連して今後どのように進めようとお考へなのか、小坂文部科学大臣にお伺いをしたいと思います。

教育を良くする条件や要素はいろいろあるんですね。内閣官房のまとめによれば、教育特区導入した自治体が百四十団体を超えていたんだそうです。この教育特区について、質的な評価をどうお考へのか

と、このように考へております。関係者の方々に大変望ましいことであります。関係者の方々にいたしましても、今後とも教育の構造改革の上でこの

ような特区も活用し、推進をしてまいりたい、このように考へているところでございます。

○加治屋義人君 教育問題というのは大変難しいわけですが、考へるに、やはり一つには変化を嫌う教育現場の保守性、あるいは人づくりは物づくよりもはるかに難しいよね。三つ目に、教育

制度の成果は布石を、例えば小泉総理の下で行われる教育改革等も進められるわけですから、やはり布石を打って三十年、五十年掛かるよ

う教育現場の保守性、あるいは人づくりは物づくよりもはるかに難しいよね。三つ目に、教育

けですけれども、私の教育論などはそうだが、そうだと、言うのは一人もないわけありますけれども、教育は実践あるのみと、こういう考え方でございまして、思い付きの域を出ませんけれども、例えば、一つに教員資格を医大並みの六年制にするとか、あるいは、まあ古い人間ですから、昔の陸大、海大を見習つて徹底したリーダーの教員を養成するとか、新任教育を先輩教師が指導するというブランザー制度などどうなかねと、いつもそういうことを思うところであります。

そこで伺いますが、良い教師とはどんな教師のことなのか、そしてそれをどのように養成をこれからしていくのかについて、小坂文部科学大臣に細かく教えていただきたいと思います。

○委員長(尾辻秀久君) 申合せの時間が過ぎておりますので、手短にお答えください。

○国務大臣(小坂竜次君) 手短に、かつ細かく申し上げるわけでございますけれども、まずもって教職に強い情熱を持った先生というものが私は基本であろうと思います。その上で、使命感を持つて、また教職というものに誇りを持って、更には子供たちに愛情を持って接していただけるようになります。そういう先生を私どもは求めてまいりたいと思いますし、それはすなわち豊かな人間性、社会性を持つて、そして子供たちを含めたコミュニケーション能力を持つて、そういう先生が求められていると思っております。

こういった先生方の養成につきましては、大学の教員養成カリキュラムを更に改善をする、また採用に際しては面接や実技試験を導入する、また初任者研修、十年目研修もまた導入したところでございまして、更には教職課程の水準の向上、教職大学院大学の設置等、いろいろな方策を持ちながら教員の養成に努めてまいりたい。中央教育審議会からもこのような意味の答申も受けているところでございまして、更に努力をしてまいりたいと存じます。

○加治屋義人君 もう少しで終わらせていただきますが、ありがとうございました。ただいま小坂

文部科学大臣に御答弁をいただきました。

日本を誇り高い国にできるかどうか、これはひと言でいえば、まさに教育改革の成否に懸かっていると私は思っています。我が国の教育改革はどうあるべきかについて小泉総理に最後にお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 良き教師が大事だと、特に子供にとって、教師によつて学校へ行くのが楽しい、あるいは教師によつて学校へ行くのが嫌だという子供も多いわけあります。それが嫌だと思つておられます。

今御指摘の中、教師を指導する教師、こういふのもやっぱり必要じゃないかなと、これからは。そして、経験を積んだ中に教師として優れた能力を発揮されている方もたくさんおられるわけあります。そして、何よりも教師として大事なのは、それぞれ個性があり、能力も違います、そういう生徒に対して、やろうというやる気を起こしてもらう。また、それぞれ人には良さがあるわけあります。その良さを引き出していく。そういう生徒から慕われるような教師の育成に更に格段の知恵を絞り、環境を整備していくかなきやならないと思つております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

○風間純君 おはようございます。公明党の風間でございます。

今日は、今ほど、自民党さんに時間多少いたしましたが、これまで御配慮いただきましてありがとうございます。テレビ中継も入つてますのであります。

今回の行革法案は、非常に、先ほども保坂委員長がお話ししていましたが、単なるプログラムではない、しかし大掛かりなプログラム法案、規定でありまして、今後の方向性を決めていく大事な位置付けがあるんではないかというふうに思いました。

す。締めくくりの総括審議に当たりまして、総理に、ここまで議論や今までの御自身の小泉改革とえに教育改革の成否に懸かっていると私は思っています。我が国の教育改革はどうあるべきかについて小泉総理に最後にお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 一つの組織といふのは、でき上りますと必ず肥大化するといふのが嫌だという子供も多いわけあります。それだけに、教師の質を高めていくというのは極めて大事だと思つております。

今御指摘の中、教師を指導する教師、こういふのもやっぱり必要ないと。そういう中で、ある組織はなくして、あるいは運営を民間なり地方なり別の組織に移していくこと、あるいは統合していくことになりますと、自分の今までやつてきたことに対する存在を否定されたような気持ちになるわけです。それを見直していく、現状維持じゃもう新しい時代に対応できないということで行政改革、今の組織の在り方を見直していくこと。

財政も、それぞれ予算を付けてくれれば、その予算を付けてもらった地域なり組織というのはそれは歓迎するんでしようけれども、それを手当てをするのは国民の税金負担となると、これまた増税を考えなきやいかぬと。それを、増税を少なくして機能をどのように伸ばしていくかと、そういうのが、これから簡素で効率的な政府をつくると、今回の行政改革方針もそれが主な趣旨であります。だからこそ、民間にできることは民間に、地方にできることは地方にということで、今までの組織全体を見直していくこと。そして、昨年、国会では郵政民営化法案、否決されましたけれども、国民党の支持によってこれがよみがえったと。やはり、一部の利益ではなくて全体の利益を考える、これが行政改革でありますので、今後とも民間にできることは民間に、地方にできることは地方にによってこれがよみがえったと。やはり、一部の利益ではなくて全体の利益を考える、これが行政改革でありますので、今後とも民間にできることは民間に、地方にできることは地方にによってこれがよみがえったと。

○風間純君 ありがとうございます。

最近は本当に子供さんが様々な被害者になつて起つた凶悪犯罪がもう本当に多発しています。また、世間を騒がせた耐震偽装の事件についてもよいよ詐欺罪での立件という段階に来ていますけれども、やっぱり国民の皆様方は、簡素で効率的な政府あるいは政治ということでも大事だけれども、一方では安心、安全をすごく求めているわけあります。関心が高いということありますから、だから、この安心、安全の政府といふことが実現しない限りは国民の支持、信頼は得られないんだというふうに思います。この点で、この法案とは直接的な関係はないけれども、しかし一方では、その安心、安全の国民の声について総理はどのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 五年間で5%以上

の公務員を削減していくことという方針でやつてますけれども一律に5%各省庁の公務員を削減していくことではありますけれども、この点で、この法案では、その安心、安全の国民の声について総理はどのようにお考えでしょうか。

今、風間議員指摘されたように、安全の分野、これについては、増やさない点につきましては増やしていくと。ということは、5%あ

○風間純君 ありがとうございます。

今総理から、法案の性格付けについても若干お触れいただきました。マスコミは、この法案、小泉改革総仕上げというような表現を使つているところもありますけれども、私はむしろ、この改革の正念場、スタートラインでないかというふうに思つています。山でいうと胸突き八丁のレベルですから、総理はまさかこれが、この法案成立が御自身の花道であるとは思つていないです。確認したいと思つてもらいます。

いていりております。

そこで、御指摘の組合金融、中小企業と日ごろから密接な関係を持つておると同時に、組合の目利き能力といいますか、モニタリングの能力を活用して、今後も企業本来の能力を見極め、表面的な、いわゆる一般の銀行のこの検査あるいはまた評価基準のようなことだけではなくて、つまり財務状況だけにとらわれるんではなくて、この企業の将来性あるいは技術能力、そうしたものもきちんと見極めて、商工中金が果たしてきた今日の役割というものは相当評価されるものが出でてきているわけであります。

私は、こうした点から、今御指摘の組合金融の場合におきましても、今後十分その機能、経験を生かしてまいりができるような新しい組織になつてもらいたいという希望を持っております。

しかし、私ども、商工中金の完全民営化ということにつきましては、閣議決定の方針どおり、小泉内閣としての改革の一つの目玉でもありますから、これはこれできちっと実行させていただきますが、その上に、この商工中金に今日まで頼つてこられた多くの組合及び一般の中小企業の皆さんに不安感を抱かせることのないような改革の実現を図つてまいりたいと考えておる次第であります。

○風間総君 ありがとうございます。

出資、融資、長期の資金供給、そしてまた地域再生において、地方の銀行あるいはその自治体と共同して行つてあるこの部分についても、是非その蓄積された、まあ正にこれは政投銀行の独壇場なわけです、地域再生に関しては。

そういう意味では、蓄積された知見、ノウハウを一体として今後も活用していくことについて、新しくなつていく中で、民営化されていく中でこれをきちっと担保していただきたいと思いまます、が、財務大臣の御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣（谷垣禎一君） 今御指摘いたまし

たように、政策投資銀行は地域連携等のノウハウを今まで積み重ねておりまして、それでその長所は、長所といいますか、メリットといいますか、出融資を組み合わせた長期の資金を提供すると、そういうことによりまして、おっしゃった地域再生とかあるいはPFI等々、非常に重要な成果を上げてきたと私は思っております。

そこで、完全民営化していくときにきちっと自立してやつていけるためには、その長所を一体として生かさなければ私は意味がないというふうに思つておりますし、それが果たせるビジネスモデルをきちっと確立していくことが大事ではないかと。そういうことをしながら、ベンチャーや育成とか事業再生、そして御指摘の地域再生ができるような、出資と融資を組み合わせた長期のリスクマネーを供給していくことができるような仕組み、体制、法的手当て、こういうものをつくっていくことが必要ではないかと考えております。

○風間赳君 今、大臣からもリスクの話が出ました。完全民営化なのにこの商工中金と政投銀行は特別扱いがなんという批判もありますけれども、しかし貸出し先がなくして消費者金融にじやぶじやぶ金貸している銀行と違って、一般銀行の貸付けリスクとの今指摘したような特殊な事業のリスクとはもう質が違うというふうに思います。

かといって、政府が余り過度に支援してもモラルハザードが生じますから、一般銀行との条件が異なることになつてもいけませんけど、一般銀行でできないこの分野への配慮について、是非とも二階大臣、谷垣大臣には御配慮をお願いしたいというふうに思います。

そこで、やっぱり大事なのは、資金調達方法や財務体質をきちっとするということが、極めてまたこれ、一方ではそれをやつていく上での底といふか基盤で大事でございますが、これについて両大臣、簡単に伺いたいと思いますけれども、リスクに耐えられるだけの。

○國務大臣(谷垣禎一君) 詳細な制度設計はこれ

○國務大臣(二階俊博君) 御指摘のとおり、金融機関におきましては強固な財務基盤や安定した資金調達の道を確保することは極めて重要なことがあります。その観点から、新しい詳細な制度設計においてはこの点を重視してまいりたいと思っております。

既に、衆議院の特別委員会におきましても、この財務、資金調達面での不安がないよう、各党から全会一致の附帯決議をちょうだいしておりますが、参議院の当委員会におきましても、しばしば各党から御意見をちょうだいしてまいりました中で、ここに焦点を当てての御意見はたくさんございました。そうしたことは、我々十分体して制度設計の完成に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

○風間赳君 ありがとうございます。

もう一点、二階大臣、完全民営化すれば、将来株式上場にということも視野に入れなきやならないわけであります。そのときに外資ファンドによる買収が当然危惧されるわけであります。そういう部分について、特に商工中金は組合出資の部分が二〇%ほどあって、これの議決権を重くするというのも一つの方法であると思いますけれども、政府として外資ファンドによる買収についてどういうふうに対策を含めて考えていらっしゃるのか、端的に伺いたいと思いますけれども。

○國務大臣(二階俊博君) 大変重要な御指摘であ

りまして、私の手元にも、ファンドなどに買収され利益優先主義になつてしまつてはならないと、そういう御意見をたくさん寄せられております。それは国民の皆さん、あるいは中小企業関係者の率直な不安の声だと思っております。我々は、そうしたことに対して、行政改革推進法案において、中小企業等に対する金融機能の根幹が維持されることとなるよう必要な措置を講ずるものとすると、こういう枠がはめられておるわけでありますから、この枠の中でこうした問題について対処していきたいと思っております。

今後、詳細設計につきまして既に論点整理が進められておりますが、これはあくまでも法律案が御賛成をいただき、成立した後に対応すべきものでありますので、私どもは今準備はいたしておりますが、これから対応といいますか、結論に向けてまいりたいと思いますが、中小企業の皆さんに不安感を持たせることのないよう、国民の皆さんからこれはおかしいということを言われるようなことのないように、外資ファンド等の問題については十分心得てまいりたいと思っております。

○風間祐君 ありがとうございます。

もう一つ、政府系金融機関の中で公営企業金融公庫というのがあるわけですが、これは地方公共団体がやっているんですね。上下水道とか道路、交通、病院などの、要するに地域の住民の生活に密着した事業を対象として、貸付期間は極めて二十五年という長期間だし、低利な金利でありますし、安定貸付けなんですねけれども、この廃止となる予定の公営企業金融公庫について、地方自治体にとってみれば、借りるところなくなるから銀行貸してくださいなんですねけれども、このない、そうすると結局、地方債出さざるを得なくなる。

これ、地方債の市場が今度またどういうふうになつていくのかということは議論しておなきやならない話だと思いますし、自治体が今度ある意味では破綻するというようなことをどう防ぐかということも含めて大きなこれ問題になりますか

ら、この件について、まだ議論中だと思ひますけれども、若干教えていただければ有り難いと思うんですけれども。

○國務大臣(竹中平蔵君) 今回の政策金融改革におきまして、公営公庫に関しては大きく二つの方向を決めているわけでございます。一つは、廃止をして資本市場等を活用した方向に持っていく、これが第一でございます。第二としては、その履行期の財務基盤の問題も含めてしっかりと対応措置を、その履行期の問題として取つていくということ、この二点でございます。

委員今御指摘のように、そうした方向に基づいて今制度設計をしているところでございますが、一般も地方六団体とお話しをしましたときに、地方の関係者、やはりそのことについて大変いろいろ今御心配をしておられるというのはそのとおりでござりますので、我々もしっかりと説明をしているところでございます。

これ資本市場を活用して、そのためには、まずはやはりしっかりと各自治体で工夫をしていただきでございますので、我々もしっかりと説明をしておられるところでございます。その共同発行するというのもその重要な選択肢の中に入つてくるだろうというふうに思います。その共同発行をどのような形で考えるのが良いのかどうか、そうした点を含めて、制度の中でしっかりと議論をしてまいりたいというふうに思つております。

○風間赳君 ありがとうございました。

塩川元財務大臣の例の、母屋ではおかゆを食つて辛抱しよう掛け節約しておるのに離れ座敷で子供がすき焼き食つておるという、これはもう本当に分かりやすいインパクトを与え、あの当時、そのことがあったのか、今回この法案の形になつたのかなとも言えないと承りますが、日本のトップリーダーの一つにならんと欲しているかどうかは別にして挙げられている谷垣大臣に、谷垣流

キャッチフレーズ、ちょっと御披瀝いただければ有り難いですけれども。

○國務大臣(谷垣禎一君) 塩川前大臣のキャッチフレーズはもう大変力を發揮しまして、今委員がおっしゃったように、あの言葉がなければ特会改革にこれだけ弾みが付いたかなと思います。

ただ他方、じゃ特会がみんな無駄遣いをして、離れですか焼きみたいなことばかりのために特会があるのかというと、これは必ずしもそうでないわけございまして、本来の目的は、負担とそれから給付といいますか、そういう収支を明確にするということで、塩川流に言えば、離れた子供たちに自立を促して、そしてきちんとやつてもらいうと、大人になつてもらうと、こういう意味合いがあつたんだろうと思うんですね。

ところが、そういう目的がありましたが、三十も特別会計がありますとなかなか目が届かないところもあると。そうすると、目が届かないのをいいのに離れで勝手に無駄遣いをしているんじゃないとか、それから、なかなか余り表に出さないけど収入がたくさんあって、実家に、本来実家の実力からいえば身分不相応なぜいたくをしているんじゃないかというような批判がありまして、改革をしようと、こういうことになりました。

したがつて、今回そこを改革して二十兆ほど財政貢献をするようにしてやうというのは、これもやがてやるだらうというふうに思つておりますと、特会にいるのがみんな、離れにいるのがみんななら息子ばかりだったとは言えないんですけど、どら息子に孝行息子になつてもらおうと、そして実家に、少し実家に、や塩川流にこじつけて言いますと、特会にいるのをやめに、離れて暮らすのがみんななら息子ばかりだから、財務省のホームページ等々でも相当工夫をしまして、QアンドAとか特会の話、こういうものを、国民に分かりやすいものを一生懸命工夫

しておりますので、どうぞそいつたものも御参考いただければと思います。

○風間赳君 ありがとうございます。

五年間で二十兆というこの目標を掲げた以上、残り六・二兆円をどういう、子供たち、兄弟含めて、親戚含めて捻出するのかということを例えにして、分かりやすい国民の皆さんに説明をいただきたいふうに思います。

どうしても国債嵩高圧縮するというのはもう優先順位としては極めて高いわけでありますから、そういう無駄遣いの廃止やつてこそ次の税をどうするかという話になるんではないかというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、済みません。年金会計について、こ

の特別会計の中には年金は非常に関心が高いわけでありまして、今回この厚生年金と国民年金の特別会計は統合することになつておるわけですが、ところが政府・与党のこの年金の議論は厚生年金と共済年金を一元化するという方向で話進んでいまして、この辺が国民から見て分かりづらい。特別会計は厚生年金と国民年金統合だけど、一方の議論、年金のありようについては共済と厚生年金の一元化。これはどうして年金の一元化は現状でできないのかということを含めて、ちょっとその理由も含めて簡単に国民の皆さん方に発信していただきたいたいと思いますけれども。

○國務大臣(川崎二郎君) 御指摘いただきまし

ょうに、十九年度に厚生保険特別会計、国民年金特別会計、統合いたします。一方で、今の議論でござりますけれども、まず基礎年金という部分については共済も厚生も、また国民年金、同じ土台の中にある、ここだけは是非御理解を賜りたいと思います。

一方で、自営業者等が加入する国民年金も含めサラリーマンと共通の所得比例年金に一元化をすべきとの議論、これは承知しておりますけれども、この会計上の整理とは別に、年金制度の設計上の問題として様々な問題が今日までも言われて

まいりました。自営業者等の正確な所得把握をどうするのか、必要経費の取扱いなど所得の範囲を

設定をするか、そして、すなわちサラリーマンの事業主負担分、これを簡単に言えば倍、自営業者の場合は払えというのかと、そういった場合に国民年金の今の定額保険料に比べて多くが保険料負担が大幅に増加することになると。こんな問題があつて、なかなか困難な問題であるという認識の中で、被用者年金一元化、厚生年金、共済年金の一元化を取り組んでまいり、去る四月二十八日にその基本方針を開議決定をいたしたところでございます。

○風間赳君 ちょっとこれ踏み込んでまた追い質問しますと時間なくなりますから、公益法人改革について伺います。

今回の公益法人改革は、もう明治以来の百年以上続いてきた制度改革でありますから、主務官庁を廃止するということは極めて画期的なことでありますけれども、総理もよくおっしゃつておりますが、民間であつても公の部分を担うことはできると。この発想が民の側に今度は定着するかどうかといふのは極めて大事なことであります。それが今回この制度がうまくいかかどうか、成功していくかどうかの分かれ目になると思います。

私事で恐縮ですけれども、犬のおまわりさん運動というのがあつて、子供の通学路の安全確保のために大飼つてゐる人たちがその登下校に合わせて散歩をやるわけですよ。単純な運動なんですねども、全国で五万人大ら、五万頭ぐらいか、参加しておりますと、地域によつては学校やあるいは商店街の皆さん方と連携取つてやつてゐるんですけれども、いろんな様なそういう運動が展開されて改革の実が上がつていくんだろうとうふうに思います。

だから、そういう意味では、特にこの高齢社会の中で、今後労働生産人口が減つていく、そういうときに退職された方々がどのようふうに活動してもららうのかということは極めて大事だと思つております。

個人的ですけれども、総理御自身は退職後、何まずやりたいと思つていますか。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）　まだ総理辞めた後も国会議員ですかね、まだ考えてなかつたんですけれども。総理辞めた後は一国会議員としてやるべき仕事はたくさんあると思いますので、退職してから、もし生きていたら何をやろうか、退職したときに考えたいと思います。

○風間紀君　いや、分かりました。

我々のような団塊の世代が退職したらどう公の部分にかかわつていけるかということが極めてこれから大事なんですね、昭和二十一年、二十二年、二十三年、七百何十万人いますから。それで、ちょっと総理に伺つたわけでありますけれども。

リタイアした方が社会貢献しようといろんな一般的社団法人、一般財團法人、あるいは従来からあるNPO法人について、どれがやりたい側に

とつてみれば使い勝手いいのかという、それにに対するPRといいましょうか、参加の機会をきつちんつくつてやることも大事じやないかというふうに思うんです。そこは政府がつくるという話じやないかもしけないけれども、でもそれはPRとして大事な話なんで、そういうことでいうと、参加の機会をきちつと保障してあげるようなインセンティブをどうやってつくるかということがあります一つのポイントだと思うので、大臣、もしお考えがあれば伺いたいと思います。

○國務大臣(中馬弘毅君) 風間委員の犬のおまわりさん運動、私も聞いてなるほどなと思いまして。最近テレビでやっています「ご近所の底力」、あれもやっぱり地域がひとつ自主的に自分たちの町を良くしていくという運動じゃないかと思いますが、こうした場合、NPOといいましょうか、この犬のおまわりさん運動がどういう資格を取つていらっしゃるかはともかく、そうした町の方々も法人格を取つてでもそうした公益を担つていただきたいというのが今回の趣旨でございます。そういう意味での今回の公益法人改革、これは

主務官庁によるこれまでの許可制を廃しまして、登記のみで法人格を取得することができるようにな

民に公を積極的に担つていただき、こういううな環境整備でございますが、これを知らしめることでございますが、特に簡素で効率的な政府の実現を目指すことによりまして、公の領域の中での意見に基づいて公益性を認定する仕組み、これを創設するものでございます。

官が直接担う分野は小さくないことから、今後は一層民間の方々にも公を担つていただく、このことがござります。

めて重要であるとこのように諮詢をいたしておられます。法案が成立した場合には、分かりやすいパンフレット等を作つたり、また説明会を開催す

て、積極的にこれを行いまして新制度の周知徹底を図つてまいりたい、このように考えておりなす。

○風間君 ありがとうございます。

ところで、既存の公益法人の中には、もう本業に家族一人とか三人、親子三人とかの中小零細企業を対象にして、けがの補償共済や福利厚生事業

や災害防止事業と一体的に実施する団体があるんですね、財団あるんです。今回、この法改正で聖一ありえずは一般財団として存続していくわけです

ど、今後の法案の規定で、もう一方にあります、今議論して進んでいきます保険業法の改正いかであります。現在そういうことをやつていらっしゃる団体の業務ができなくなる可能性があるわけであって、この新しい制度ができるといったときに、続が危ぶまれるような団体、公益的なものなら、部分の間はやっぱり事業を継続できるような配慮が必要だと思いますが、この点について与謝野大臣、御見解を伺いたいと存りますけれども。

○國務大臣（与謝野馨君）お答え申し上げます。

公益法人の中には、我が国の経済社会において

重要な役割を担っている法人が多数あるわけですが、ざいます。公益法人、すなわち財団法人、社団は

人の行う共済事業については、今般の公益法人制度改
革関連法案により、特例民法法人の経過措置が
期間終了、すなわち平成二十五年までには主務官
庁の監督がなくなることから、それ以後も引き
き共済事業を行うのであれば、金融庁が所管する保
険業法の規制の下で適切に実施いただく必要が
ございます。

いざれにいたしましても、保険契約者等の保護を十分に図りつつ、今後ともその有益な活動が切かつ円滑に実施されるよう、よく御相談に乗せてまいりたいと思っております。

○風間起君 関連質問をお願いします。

○山本保君 公明党の山本保です。

私は、実は、大体土曜日、日曜日、祭日を活用して、元市町の議員さんや支援者の方たちと一緒に、タウンミーティングというのを

開いておりまして、県内を走り回っております。そこで今回の法案に関しましても割と具体的ないろんな質問などがございますので、総合的にはやはりまたせんけれども、幾つかそこでお聞きしたようなことをここで尋ねしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、今、風間委員からもございました金融のことについてお尋ねします。

政府系の金融機関の統合といいますか、廃止も含めまして、新政策金融機関というができるる

いうことについて、一つ具体的な確認という形の質問をしたいんでございますが、特に我が国は京都議定書目標達成計画というものを昨年作らまして、言わば世界への約束であります六%の温室効果ガス、CO₂の削減ということを政府の運動として進めているわけですが、これはやはり中小企業の会社などにおいても、そういう効率的でまたガスなどを出さないような設備投資を一層進めていただきたい。言うならば、日本の会社は世界でも最先端のそういうきれいな、クリーンな会社であると、こういうふうにしていく必要がある

と思つております。

りますとか中小企業金融公庫からいろいろな形で補助がされているわけでありますけれども、これは今度の新政策金融機関においても引き続き行われていくのかどうか。これについてお聞きしたいと思いまして、これはいろいろ各省が関係しておられますけれども、今日は経済産業副大臣の松あきらさんにお聞きしたいと思っております。お願い

○副大臣(松あきら君) 地球温暖化の問題は非常に重要な問題であるというふうに思つております。我が国のみならず、地球規模で地球家族としてのこの問題を対処していくなければいけないといふふうに私も思つていろいろとござります。

私とも経済産業省といたしましても、温暖化対策を推進するその一環として、政策金融の活用を図つていろいろところでござります。

具体的に申し上げますと、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫によりまして、高性能ボイラーや等の省エネルギー設備の導入支援のための低利融資、これを実施いたしております。また、中小企業金融公庫によります太陽光発電設備あるいは風力発電設備等の新エネルギー関係設備の導入を支援するためのこれも低利融資を実施いたしております。このほかにも、先ほど山本議員も御指摘になられましたように、別途この問題に対処でききるように補助金も導入をさせていただいておりま

私は、日本の九九%は中小企業であると。その日本の土台を支えてくださっている中小企業の規模が、このたびの政策金融改革の結果、一つに統合される、非常に御不安もあるかと思います。しかし、中小企業向け金融は新機関の重要な機能としてしっかりと引き継がれなければならないといふうに思つております。

けているのと大体同じようなそういう優遇がある
というふうに理解してよろしいのかどうか、もし
御返事いただけられればと思ひます。

私の立場としましては、税金を官が集めて、それを補助金のような形で使うよりは、まず皆さんが、国民が見ている場で動いてる活動についての税金を安くしていけば、結局同じことなんですねけれども、その方が効果的、効率的であるということから是非進めていくべきだと思うわけですがけれども、大臣いかがでしょうか。

（自殺の問題）——それは、正確にお答えするには詳細な制度設計を見てからということです。今までずっとお答えしてまいりました。ただ、基本は第三者機関が公益性を認定するということであれば、税の立場からもその基本線を、それを尊重するというのが私は基本だろうと思います。

やはり公を担つていただく、そういう役割を果たしていただきために寄附文化というのも推し進めていく必要があるだろうということをございますが、ただ、先ほどから詳細制度設計、これを見てからと申し上げておりますのは、それが租税回

避のようなことに使われてしまうと、またそこには批判が集まってまいりまして、せつかの寄附文化も挫折してしまうということになりますので、例えば都道府県レベルで公益性認定の機関をつくるといっただけますが、そういうものがどういう判断基準でおやりになるのかというようなこともひとつよく検討させていただかなければならぬと思っておりますし、その上で、適切な情報提供といつた税務当局による円滑な執行こういつた点からも一定の手頭面を整備する必要があるかと思つておりますが、基本は、先ほど申し上げたようなことでしつかり対応したいと思つております。

○山本保君 いろんな手続が必要だということはおっしゃいましたが、確かにその基本線を守りたないと、進めたいというお答えだったと思います

で、是非よろしくお願ひします。

そこで、これに関連しまして、実はこういういわゆる公益法人改革の見直しの契機になりましたのがNPO法人であると思つております。三月の予算委員会でも大臣にちよつと短い時間で御質問

と。それから、その際、事業年度ごとにパブリックサポートテストの判定を行うといったことも不要としようといった措置が講じられているわけですがございまして、既に三月末から実施しております。

関する特別委員会を再開いたします。
委員の異動について御報告いたします。

NPOに対する税優遇の中で非常に私は注目しておりますのは、八百万円未満の入金のような小さな地域のNPOであれば、五十人から一人三千円

ていただくようにしたいと考えてお

質疑のある方は順次御発言願います。

てすよ」と思はんですか。そんしゃなくで、名前は
はつきりしていてもよろしいわけで、ただ、これ
を私がやつたから理事長にしてくれとか、そういう
うことこ介入しませんよ」ということを置名と云う

いふれど、おが列念ながら、片方の公益法人といいますと、役所などから天下りの方がいて、そ

ですから、こういう寄附が当然なければ動きませんが、そういう形の寄附が三分の一あれば、これまで全国二万以上あるNPOの中でたった四十五くらいしか受けられなかつた認定NPO、つまり税優遇が格段に増えるのではないかという施策が始まつたと思っておるんですけども、これにつ

いて現状を大臣の方から御説明いただきます。
○國務大臣(谷垣禎一君) 今御指摘の小さなN.P.O法人への特例措置、どうするかということにつきましては、十八年度税制改正といたしまして、細目、昨年末の与党税制改正大綱に盛り込まれておりますが、それを反映した政省令を三月末に公

布いたしまして、既に新たな制度が実施されてい
るところでございます。

NPO法人につきましては、いわゆるパブリックサポートテストの計算におきまして、寄附金総額

午前十一時五十八分休憩

千円に満たないものでござりますが、それから今おつしやつた匿名寄附金、こういったものを控除する計算をとるのです。だが、こしま公長は、こ

午後一時開会

員長(尾辻秀久君) ただいまから行政改革に

しかし、私は、いろんな見方があると思うんであります。が、今回の事件はやはりこれまでとは少し異なっているなど、単に不祥事として片付けられない構造的な面も持っているんじゃないかなと、こう思うわけあります。

社保庁は、平成十九年度の国民年金の納付率を八〇%にする。こういう目標を掲げて、各社会保険事務局や保険事務所で対抗グランプリと称して競わせていました。こういうことも言われておりますし、今回の件に絡んでいますと、分母対策という、つまり分母を小さくすれば納付率が上がるという意味での分母対策ということ公然と言われていたということあります。

ただ、どこかの新聞とかのコメントに、大変失礼ですが、できの悪い商品は売りづらいと、こういうコメントが出ていたように記憶しています。私は、やはり、この国民年金ですが、できの悪い商品とどなかがおつしやった。これは、実はこれから毎年小刻みに保険料は上がっていくますから、私はここで経理をお伺いしたいのは、この国民年金制度のやはり根本的な改革を行わずに、こういう形でとにかく納付率を上げようじゃないかと、こういうことを繰り返していると、また同じような事件が起きてしまうのではないかと、こういうことを危惧しております。この点について、まず総理の御所見をお伺いしたいと思いま

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 国民年金も含めて、厚生年金、共済年金、ともに改革していくこと。しかしながら、将来、年金を受け取るにはかかるだけ額が多いほどしか思っていません。だから、今回のことで申し上げますと、年金を一元化すると、こういうふうにおつしやつたことがあります。が、私は何かやり方もおかしいと思うんです。

きるだけ低い方がいいという、いつの調査によつてもそういう結果が、アンケート調査によつても、そういう結果が出てくるわけです。そういう結果が出たときに、老後にどれだけの給付がいただけますか。それでは、いつももらえるか分からぬ若い世代の方々がどれだけ負担するのかと。これは、国民年金も厚生年金も似たような形ですけれども、国民年金は事業主負担ですから、事業主負担というか自営業者でありますから、厚生年金、共済年金とは若干仕組みが違います。そういう観点から、この問題を与野党で政争の具にせずに協議していこうと。時間を掛けてでも、この年金というものをより、国民が大事にしている社会保障制度であるからこそ、いいものをつくつて、この問題で協議会は始まつたんですから。私は、どこにそれでは国民年金の問題があるのか。また、民主党は厚生も共済も国民年金も一元化を主張されていますけれども、政府・与党は、まずは厚生と共済年金の一元化してからだという立場の違いはあります。しかし、その違いも、参加することによって協議して議論ができるんじゃないでしょうか。溝をうずめることができます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ちぐはぐではなくて、社会保険庁を変えるということだったんじゃないんでしょうか。社会保険庁を現状のままいいとは思わないから、これを解体的出直しをしようとしているものと、年金制度、厚生年金制度と共済年金制度、これをどう一元化するか、あるいは国民年金制度、すべて含めて一元化するかといふ問題は別の問題じゃないでしょうか。

○直嶋正行君 別の問題ではないと思うんです。ですから、日ごろ国民の皆さんから保険料を預りたいと思うかという質問に答えていたんです。社会保険庁の不祥事どう思つかと質問されれば、それにまたそれでお答えいたします。

○直嶋正行君 いつもながらの総理の御答弁で、ただ、はつきり申し上げておきますが、与党、野党、言い分はあると思いますが、私は、経理はこの国最高責任者ですから、そして国民の年金をやはり安心できる制度にしていく責任はあると思う。だければいいと思うんですが、なぜか民主党はなかなか応じていただけない。

これは、だれでも年金というのは重要な生活糧になっています。その年金を給付される側にとつてみれば、できるだけ額が多ければ多いほどいいと。しかし、若い人、将来、年金を受け取る時期になつていないと、保険料できるだけ低い方がいいという、いつの調査によつても、それをそのままにしたうつておつしやつたふうにあります。だから、今回のことで申し上げますと、年金を一元化すると、こういうふうにおつしやつたふうにあります。が、私は何かやり方もおかしいと思うんですよ。

どういうことかというと、政府も与党も被用者年金を一元化すると、こういうふうにおつしやつたふうにあります。だから、今回のことで申し上げますと、年金を一元化すると、こういうふうにおつしやつたふうにあります。が、私は何かやり方もおかしいと思うんです。

それでもう一つ、総理に是非、この機会ですから申し上げておきたいのは、例えば、政府・与党のこの被用者年金の一元化に関する基本方針といふのが今閣議で決定されています。その中にこういうくだりがあるんですね。「将来に向けて、同様の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一のこの被用者年金の一元化に関する基本方針といふのが今閣議で決定されています。その中にこう

めることを言つてきました。そこには、厚生年金と国民年金の事務、取り扱うんですよ。ですから、経理はそういうふうに段階を踏んでという御意思が若干あるのかも知れませんが、今やつてはいることは、実は非常にちぐはぐなことをやつていて。事務局をきちんと経営の苦しい中小企業なんかは、経営者がもう偽装脱退しちゃつて、本人が分からぬうちに国民年金にされちゃつて、こういうふうに段階を踏んでいうことだと、私は非労働者とか派遣労働者とかいろんな方がおられるのか、それでは、いつももらえるか分からぬ若い世代の方々がどれだけ負担するのかと。これは、それがだけに、老後にどれだけの給付がいただけますか。それでは、いつももらえるか分からぬ若い世代の方々がどれだけ負担するのかと。これは、そういう結果が出てくるわけです。そういう結果が出たときに、老後にどれだけの給付がいただけますか。それでは、いつももらえるか分からぬ若い世代の方々がどれだけ負担するのかと。これは、それがだけに、老後にどれだけの給付がいただけますか。それでは、いつももらえるか分からぬ若い世代の方々がどれだけ負担するのかと。これは、

民年金も厚生年金も一緒にしろと、共済年金も。そこは実際、国民年金と厚生、共済年金と一緒にした場合、どういう問題あるのかということを議論すれば私はいいと思うんですよ。まず厚生年金と、共済年金一元化して、それでは国民年金と一元化するためはどうするのか。給付は国民年金に合わせるのか、保険料負担は国民年金に合わせるのかを随分違ります。仕組みも違います。それを一緒にした場合の問題点が様々出てきます。それを協議の場へ出てきて主張されればいいじゃないですか。それから、それではお互い大事な社会保障制度なんだから協議していくこと。私は、そのための協議会ができたんだと思います。

よく例に出されますスウェーデンだって、与野党が一緒に何年も掛けででき上がったわけですかね。それで、それを見習って、与党だから野党だから言つて対立してもしようがないという、そういう形で、まず協議しようということになりますから、私は、今の問題点があるんだったら、場に出でて議論して、どこが違うのか、どういう方向だつたら一緒に行けるのか、それを含めて私は協議を始めたいただきたいと思うんです。

○直嶋正行君 総理は協議協議とおっしゃるんで、私もさつき申し上げたように出来ましたけれども、もうこうにあれば壊れていると思います。だから、今申し上げているのは、我々も一切話合いに応じないということじゃありません。総理がちゃんとレールを引いていただければいいと思うんですね。

例えば、今回の件だって、社会保険事務所の方が本人に無断で免除にしちゃったということなんですが、あれ免除になつた方も実際年金もらえるときはごくわずかの年金しかもらえないですよ。そうすると、例えば今のルールでいくと三分の一ですか、国庫負担金分だけです。すると、とても老後の生活なんか間に合わないですよ。ですから、こういうことを繰り返していくと、やっぱり将来、生活保護の方がまだまだどんどん増えていくとか、よく言われる格差がある

特に年老いた中でのそういう厳しいお年寄りが増えてくると、こういうことにつながるわけで、ここで総理は、おまえたちも協議に参加しようと申して突っ張られるんですけど、私は、私個人の意見でいうと、突っ張り合っている場合じゃないと、総理がやはり責任者としてもつとり一ダースを発揮してほしいと。のことだけちょっと申し上げて、行革法案の方へ入っていきたいと、いうふうに思います。

今日は、ちょっと二、三點、重点置いて総理の御所見をお伺いしたいというふうに思っています。

最初に、朝もちょっとございましたが、事業仕分けについてお伺いしたいわけであります。

朝、総理も答弁の中で、この行政改革を進める上で事業仕分けは出発点だみたいな言い方をたしかめました。私は全くそのとおりだというふうに思います。ここをちゃんとやるかどうかで結果は全く違ってくると、こういうふうに思います。

ちょっと、一枚目の、お手元に資料行っていると思いますが、(資料提示)お手元にお配りしているところです、「構想日本」というふうに、これは、実は「構想日本」というふうに、事業仕分けを幾つかの都道府県を中心に行つておられます。これは十五自治体の事業仕分けを行つた結果なんですが、ここでは、一番上に書いていますように、実際に事業の仕分けを皆で議論して、要るものと要らないものと、こういうふうに振り分けていきますと、市町村の場合で約一三%、都道府県の場合で一〇%、これだけは要らないと、本来役所がやるべきじゃないと、あるいは、これは役所がやるべきじゃないという中に、民間でやつた方がいいというものと要らないといふものと二通りあります。約一割ですね。それから、他の行政機関の仕事を、まあやつちやつてている、やつちやつているのかやつてているのか分かりません、都道府県で三割あるし市町村でも一六あると。そうすると、本当に市町村がやらなければいけない仕事と、いうことで見ると、七一%、約七割です。都道府県の場合、六割になると。

こういう結果が出ていまして、まあここから先、私の勝手な計算なんです。これを単純に国の一般会計と特別会計を合算して重複分除いた金額、約二百六十兆円だったと思いますが、これで計算して、一割が要らなくなるということになると二十六兆円という膨大な金額が出てくるわけですね。まあ、こうなるか分かりませんが、これがやはり私は事業仕分けの効果だと思います。

参議院で参考人にお招きしたその「構想日本」の加藤さんのお話だと、要するに六十年間の間に行政組織のいろんなところにたまたまあかを落すんだと、あか落としなんだと、こういう言い方をされています。

結理、このあか落としをまずきちっとやつていいこう、こういう御意思はおありでしようか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 正に、民間で起きることは民間に、地方にできることは地方にということは、この現在の日本の行政機構、洗い直そうということあります。簡素で効率的な政府というのも、まああか落としと言つてもいいでしょう。あかもたまつてきたでしょう、六十年間もやつていれば、役所がやるのが公の仕事、民間がやつている仕事は公じゃない、そういう考え方ではもう通じないと。民間でも公の仕事をできると。そういうものについては民間にゆだねてもいいのではないかと。公共的な仕事は役所がやらなければいけないという考え方も、民間でできるんだつたら公共的な仕事を任せていけというのも見直しひの一つですから、事業仕分けをしていくべきだというの、行政改革法案のみならず政治の考え方として私は妥当なものだと思っております。

○直嶋正行君 ちょっとお手元に、二ページ目の資料を開けていただきたいんですが、ただ、この間お聞きした説明によりますと、この事業仕分けも言うと、ここに書いていますけど、四点ぐらいあります、成功させるポイントということで記載

これは各都道府県の予算書をベースにして、一つ一つ要るか要らないかというチエックをしていくわけですが、まず事業の名称ではなく、具体的な内容できっちりと判断すると。例えば予算書、国の予算書もそうなんですが、予算書の名称は中小企業支援とか青少年育成とか、ここに書いていますように、非常にだれもが反対しづらい名称になっています。

しかし、中身をよく見るとそういうじゃないものがある。僕らに話してくださったときは、ある都道府県で青少年育成事業と、こう言っているんですけど、中身は何だと聞いたら、子供を公園に連れていくてボニーに乗せると。それで、県がじや子供をボニーに乗せなきゃいけないのかと言ふと、いや青少年の育成は大事ですと担当者は言う。そういう押し問答を繰り返しながら、無理にボニーをあえて役所の仕事で乗せる事はないんじゃないかということを納得してもらうと、こういうふうにおっしゃっていました。

二つ目は、透明性を確保するためにオープンに公開の場で行うと。これは是非、私、総理にお願いしたい。これは密室でやると意味ないです。みんなの前で分かるようにやると。そのときに参加する人はお役人だけではなくて、担当のお役人ではなくて、ほかの省庁のお役人とか自治体の方とかあるいは住民とか、幅広く入ってもらう。みんながそこで評価をすると。こういうことをやつていくと、これ、そもそもから議論をするということをやつていくと効果が出ると、こういうことなんですね。

これは非やつていただきたいんですが、もう一つ実は効果がある。これがその下に、期待できることということをやつしていくと効果が出ると、こういうことなんですが、やつてている過程で国のいろんなところなんですが、やつていて書かせていただきました。

オープンな場でやることによって担当のお役人の意識が変わってくる、正に担当の意識から国民の目に変わってくる。それから、ここが大事なところなんですが、やつていている過程で国のいろんな

規制とか基準の矛盾が出てくる、あるいは問題点が出てくると。これをなくしたら、ことによつて、今度は事業の数だけではなくて質の問題ですね、質も縮小できるといいますか、そういうことが期待できるということあります。

これ前回もちょっと、三枚目ですね、お出ししたと思うんですけど、長野県の栄村というところですが、道路建設、例えば国の基準でやると十円で一万円掛かるのが栄村で実施すると一・九万円で終わると、これは一平米当たりですね。農地整備も、国の基準どおりやると百七十四万円掛かる、これが自分たちで判断をしてやると三十九万円になる、終わると。

こういう具合に実は中身も、質の面の問題も出てくるということでありまして、国の細かな基準を取り扱つてもらえますと、それぞれ地方地方の知恵で無駄遣いをなくせると、こういうことなんですが、こういう国の中身の見直しも含めて事業仕分けは非実行していただきたい、こう思うんですが、こういう国の中身の見直しも含めて事業仕分けを是非実行していただきたい、こう思つておられます。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ただいまの直嶋議員の御指摘、私は、これはいい御指摘だし、この成功させるポイント、この各それぞれの点、もうともだと思つております。

○直嶋正行君 非常に簡素で効率的なコメントでございましたが、ところが、実は今回の法案見ると、この仕分をだれがどのようにやっていくかというのが全く見えないんです。確かに、法律見ると、例えば第二条に理念的に事業仕分について触れてまつし、朝御議論あつたように、特別会計のところも触れてます。しかし、実際には、国の膨大な事業をどういうふうにするのか、進めていくのかというところが全く書いてないということなんですけども。

私が、いろいろ申し上げましたが、こういうことも含めて、是非公開の場できちっとセオリーなどをやりやつていただくということで、(発言する者)

あります。そうですか。ちょっと、じゃ、お答えください。

○國務大臣(中馬弘毅君) 今までのこの法案に仕上げる以前に、それぞれ行政改革の論議は政府の中でも、あるいはまた有識者会議、第三者の方々にどんどんとやつていただいています。

その中でいろいろとやつておりますのが、それが正に仕分でございまして、そしてここに重要な針からこの法案にまで仕上げてきておりますものの中で、例えばこの制度金融に、政策金融にしましても、これはもう時代が終わつたから民間でいいじゃないとか、これはやはり機能として残さぬといけない。これは仕分があつてこそ初めてここまでまとまりがようやくできたわけでございますし、また、今進めておりますこの総人件費改革の中の、各省庁に五年5%ということとの、一つの部門までかなり指定した形でお願いしております。

例えば、林野につきましても、これはいろいろ問題がありましようけども、この部分は独立行政法人でやれるんじやないか。これも相当な仕分といつた仕事を各省庁なり各部門にやつていただき初めて一つの答えが出てくるわけでございますから、その過程の中にすべて入つていてるといふことで私たちもだと思つております。

○直嶋正行君 だから、今の大臣の御答弁の中

に、それぞれの役所の中で仕分してもらつたと、正にこれが省庁主義です。それじゃ駄目ですよと言つてはいるんですよ。財務省の仕分をするときはほかの省庁の方も入つて幅広くやるんですよと、でないと効果ないんですよ」というのを今申し上げたばっかりじゃないですか。

それから、今の飯田さん座長の審議会の話は私も存じています。若干やつていると思いますね。ただ、ここもちょっとといいでしかね、これ実はどういうところで御議論されているのかよく分かりませんが、私がさつき申し上げたように、公開の場でいろんな人が入つて、これ要る要らないというチエックじゃないですよね。じゃないと思ふんですよ。

だから、要するに私が申し上げてるのはその

部分なんですよ。そういうやり方でやつていてもさつきから申し上げているように、効果出ないんじゃないですかという、まあ効果あるかもしれないがさつきから申し上げたように、今ある事務の中でも不要なもの、民間にゆだねた方がいいものをまず除くと。今審議会でおやになつているのはここまでなんですよ。で、どれが市場化テストがいいかということで議論されている。まだ下が一杯残つておるわけですよ。

その中で、我々の場合は、補完性の原則に従つてできるだけ住民の身近なところで仕事をしてもうといふことで、市町村になるべく、可能な限り、財源を移してでもやつてもらう。それで間に合わないものは都道府県でやつてもらう。これ、

都道府県は将来広域組織になつて州になるかもしれませんけど、いずれにしても広域の自治体でやつてもらう、で、どうしてもできないものを国持つていいけるものはないかというチェックをして、最後に国が本当に必要なものを限定してやる、こういう考え方なんですよ。

だから、ちょっと大臣、申し訳ないんですけど、今のやり方は全くこれとは違うと。民主党のとおりやれと言つてはいるんじやないですよ、しかし事業仕分のセオリーに従つたやり方ではないと、いうふうに。で、我々の場合はこういう考え方で、そのことが今回のこの法案にいろんな場面で仕分という形、言葉だけではなくて、こうした過程の中に出でてきることは御理解いただきたいと思います。

○直嶋正行君 だから、今の大臣の御答弁の中には、それぞれの役所の中で仕分してもらつたと、正にこれが省庁主義です。それじゃ駄目ですよと言つてはいるんですよ。財務省の仕分をするときはほかの省庁の方も入つて幅広くやるんですよと、それは省庁が主催をしてもらつて、それが本当に効果ないんですね。大分違うんじやないかと思うんですよ。

それで、今からでもいいから、例えば今日は谷垣大臣も御出席ですけど、特別会計のところも事業仕分の発想入つていますから、大臣はそれぞれ省庁でということを前回もちょっとお話しされていましたけど、それは省庁が主催をしてもらつて、みんなで集まつて公開の場でやる

と、こういうことでないと本当の意味での事業仕分にならないし、特別会計の改革にならないと思うんですけれども、その点併せて、コメントあつたらどうぞ。

○國務大臣(谷垣禎一君) 今その仕分の仕方にについてフロー・チャートをお示しいただきましたけれども、実は特会改革をやりますにつきまして私どもももこういうようなフロー・チャートを作りまして、要するに全特別会計を対象にしまして、事業の必要性の減じた特別会計は廃止するんだと、それから、事業の必要性はあるけれども国が行う必要性の薄いものは民間にゆだねるか又は独立行政法人に持つていくと、それから、一般会計と経理会計の事業とすると、それから、事業類型が近似している特別会計は行政改革の効果を確実に出すことを前提として統合すると、こういう視点で、

非常に似た手法だと私は思つてゐるわけです。

それから、あとは事業の必要性等につきましては、財政審で個別特別会計のヒアリングを重ねたり外部の意見を取り入れながら見直した結果が今までの改革案でございます。その結果、現在三十一あるものを二分の一から三分の一程度に大幅に削減する、これはまだこれから作業で、見込みでございますが。

それから、さつき二十六兆という数字をお出しになりましたでしようか。私たちも、この結果、そのスリム化を徹底することによって二十兆の財政に対する貢献をしたいというふうに考えておりまして、考え方は極めて共通のものがあると思います。

それから、その上で、条文上、行革法の十九条三項に、特会改革の場合、事業仕分けの手法を使えと、こう書いてございますが、これは第一義的に各所管している省庁がこの事業仕分けの手法で更に見直すということだろうと思いますが、更に私どもはそれに加えて、予算、これから審査のプロセスがあるわけでございますから、予算審査のプロセスでもこういう事業仕分けの精神というものを踏まえながらやつていただきたいと思っております。

○直嶋正行君 似たような手法だと、こうおっしゃつていますけど、私は全く違うと思います。今のやり方でいくと本当に、申し上げておりますけど、効果出ないと思いますよ。で、相変わらずそれぞれの省庁で見直していくということになる。

例えば、今大臣がおつしやった特別会計の話も、結局財政審という従来の審議会をベースにしながらやつているわけですね。私が言つているのは、昨日実は参議院の議員会館でデモンストレーションがあつたんですよ。私、残念ながらちょっと見に行けなかつたんですが、この委員会があつたのですからね。本当に公開の場でみんなでやるんですよ。そういうやり方政府、お取扱いになつていいでしよう。それは国の事業は数が多いから大変だとか、いろいろ事情はあると思

うんですよ。しかし、思い切つてやればいいです。でも二泊三日でやれるとおつしやつてあります。私はちょっと総理の考え方には異議があります。

総理、本当にちょっと御自身、一度チェックしていただけませんかね。私、全然違うことをやつてますよ。ちょっとどうですか、決意を。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 第三者の目も入れてやることはいいことだと思うんです。

ただ、どういう事業かという点について、各役所、何千という事業あるでしようから、これを全部一からやり直すという点については、まず役所

で整理するのが大事でしよう。そして、都道府県ができるのか、市町村ができるのか、民間ができるのかと、まだ全然整理しないで第三者の目を入れるというの、これはちょっとまた問題があるんじゃないかな。

○直嶋正行君 だから、総理、それ手順が逆なんですよ。要するに、事業仕分け、何のためにやるか

といふと、その事業をだれがやるかとということを決めるためにやるんですよ。だから、総理がおつしやつたように、まず役所で整理して、地方へ行くもの、民間へ行くものと、これじやないんですね。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) その競争入札と随意契約の問題については、随意契約が例外であ

るという直嶋議員の指摘、これに沿つて見直すよ

うにという指示を既に出ております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) そして、今要求いただいた資料についても公開

できるものをできるだけ公開するようにと、そし

て原則競争入札、それで、どうしても随意契約で駄目なものは、なぜ随意契約なのかと理由を示す

ということで、各役所見直すように指示を出して

いるところであります。

○直嶋正行君 今指示出しているというお話を

で感謝も申し上げております。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) その中で明らかになつてきたことは、特に公益法人とかこういう独法とかの関係でありますと、あの衆議院の予備的調査で明らかになつたんです

けど、早期退職慣行制度もあって、省庁から約四千の法人に二万二千人天下り行つてます。補助金なんかがトータルで五兆五千億円出でているといふことです、まあ本当はもつと多いという説があります。

それから、隨意契約についても調べていただきまして、この公益法人との関係でいいますと、二

いません。

○直嶋正行君 もうちよつと、時間があれですか

らこの辺でやめます。私はちょっと総理の考え方には異議があります。

だから、確かに、おつしやるよう事業多いか

もしれません。さつき申し上げたように、五千ぐら

いになつても二泊三日でできるんですよ。それ

は一ヶ月も掛ければ大体できるんぢやないですか

ね。いや、何か多いなと思うかもしれません。国

の例え三百六十兆円の中も年金とかなんかの資

金ありますよね、健康保険の資金等。それ除くと

は、よく小さくなります。

まあ是非、ちょっと私が申し上げたことも少

し思いを巡らせていただきて、本当に効果あるや

り方をお願い申し上げたいというふうに思いま

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いいんじやないで

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ちょっと議論するということなんです。順番逆なん

ですよ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは全部の事

業で、これは民間にできると言つたら民間に手を

挙げてもらえばいいんです。市町村でかると言つ

たら手を挙げてもらえばいいんです。それについ

て役所が仕分していくと、おれたちやる必要ない

など。どれだといつたって、まず民間、これはで

きると言つてもらつた方がいいんですよ、市場化

テストでもそつですから。そういうことを今これ

からやるという考え方については私は異議はあり

ません。

○直嶋正行君 もうちよつと、時間があれですか

らこの辺でやめます。私はちょっと総理の考え方には異議があります。

だから、確かに、おつしやるよう事業多いか

もしれません。さつき申し上げたように、五千ぐら

いになつても二泊三日でできるんですよ。それ

は一ヶ月も掛ければ大体できるんぢやないですか

ね。いや、何か多いなと思うかもしれません。国

の例え三百六十兆円の中も年金とかなんかの資

金ありますよね、健康保険の資金等。それ除くと

は、よく小さくなります。

まあ是非、ちょっと私が申し上げたことも少

し思いを巡らせていただきて、本当に効果あるや

り方をお願い申し上げたいというふうに思いま

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いいんじやないで

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ちょっと議論する

ことなんです。順番逆なん

ですよ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは全部の事

業で、これは民間にできると言つたら民間に手を

挙げてもらえばいいんです。市町村でかると言つ

たら手を挙げてもらえばいいんです。それについ

て役所が仕分していくと、おれたちやる必要ない

など。どれだといつたって、まず民間、これはで

きると言つてもらつた方がいいんですよ、市場化

テストでもそつですから。そういうことを今これ

からやるという考え方については私は異議はあり

ません。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もうちょっと、時間があれですか

らこの辺でやめます。私はちょっと総理の考え方には異議があります。

だから、確かに、おつしやるよう事業多いか

もしれません。さつき申し上げたように、五千ぐら

いになつても二泊三日でできるんですよ。それ

は一ヶ月も掛ければ大体できるんぢやないですか

ね。いや、何か多いなと思うかもしれません。国

の例え三百六十兆円の中も年金とかなんかの資

金ありますよね、健康保険の資金等。それ除くと

は、よく小さくなります。

まあ是非、ちょっと私が申し上げたことも少

し思いを巡らせていただきて、本当に効果あるや

り方をお願い申し上げたいというふうに思いま

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いいんじやないで

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ちょっと議論する

ことなんです。順番逆なん

ですよ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは全部の事

業で、これは民間にできると言つたら民間に手を

挙げてもらえばいいんです。市町村でかると言つ

たら手を挙げてもらえばいいんです。それについ

て役所が仕分していくと、おれたちやる必要ない

など。どれだといつたって、まず民間、これはで

きると言つてもらつた方がいいんですよ、市場化

テストでもそつですから。そういうことを今これ

からやるという考え方については私は異議はあり

ません。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もうちょっと、時間があれですか

らこの辺でやめます。私はちょっと総理の考え方には異議があります。

だから、確かに、おつしやるよう事業多いか

もしれません。さつき申し上げたように、五千ぐら

いになつても二泊三日でできるんですよ。それ

は一ヶ月も掛ければ大体できるんぢやないですか

ね。いや、何か多いなと思うかもしれません。国

の例え三百六十兆円の中も年金とかなんかの資

金ありますよね、健康保険の資金等。それ除くと

は、よく小さくなります。

まあ是非、ちょっと私が申し上げたことも少

し思いを巡らせていただきて、本当に効果あるや

り方をお願い申し上げたいというふうに思いま

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いいんじやないで

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ちょっと議論する

ことなんです。順番逆なん

ですよ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは全部の事

業で、これは民間にできると言つたら民間に手を

挙げてもらえばいいんです。市町村でかると言つ

たら手を挙げてもらえばいいんです。それについ

て役所が仕分していくと、おれたちやる必要ない

など。どれだといつたって、まず民間、これはで

きると言つてもらつた方がいいんですよ、市場化

テストでもそつですから。そういうことを今これ

からやるという考え方については私は異議はあり

ません。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もうちょっと、時間があれですか

らこの辺でやめます。私はちょっと総理の考え方には異議があります。

だから、確かに、おつしやるよう事業多いか

もしれません。さつき申し上げたように、五千ぐら

いになつても二泊三日でできるんですよ。それ

は一ヶ月も掛ければ大体できるんぢやないですか

ね。いや、何か多いなと思うかもしれません。国

の例え三百六十兆円の中も年金とかなんかの資

金ありますよね、健康保険の資金等。それ除くと

は、よく小さくなります。

まあ是非、ちょっと私が申し上げたことも少

し思いを巡らせていただきて、本当に効果あるや

り方をお願い申し上げたいというふうに思いま

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いいんじやないで

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ちょっと議論する

ことなんです。順番逆なん

ですよ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは全部の事

業で、これは民間にできると言つたら民間に手を

挙げてもらえばいいんです。市町村でかると言つ

たら手を挙げてもらえばいいんです。それについ

て役所が仕分していくと、おれたちやる必要ない

など。どれだといつたって、まず民間、これはで

きると言つてもらつた方がいいんですよ、市場化

テストでもそつですから。そういうことを今これ

からやるという考え方については私は異議はあり

ません。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もうちょっと、時間があれですか

らこの辺でやめます。私はちょっと総理の考え方には異議があります。

だから、確かに、おつしやるよう事業多いか

もしれません。さつき申し上げたように、五千ぐら

いになつても二泊三日でできるんですよ。それ

は一ヶ月も掛ければ大体できるんぢやないですか

ね。いや、何か多いなと思うかもしれません。国

の例え三百六十兆円の中も年金とかなんかの資

金ありますよね、健康保険の資金等。それ除くと

は、よく小さくなります。

まあ是非、ちょっと私が申し上げたことも少

し思いを巡らせていただきて、本当に効果あるや

り方をお願い申し上げたいというふうに思いま

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いいんじやないで

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ちょっと議論する

ことなんです。順番逆なん

ですよ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは全部の事

業で、これは民間にできると言つたら民間に手を

挙げてもらえばいいんです。市町村でかると言つ

たら手を挙げてもらえばいいんです。それについ

て役所が仕分していくと、おれたちやる必要ない

など。どれだといつたって、まず民間、これはで

きると言つてもらつた方がいいんですよ、市場化

テストでもそつですから。そういうことを今これ

からやるという考え方については私は異議はあり

ません。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) もうちょっと、時間があれですか

らこの辺でやめます。私はちょっと総理の考え方には異議があります。

だから、確かに、おつしやるよう事業多いか

もしれません。さつき申し上げたように、五千ぐら

いになつても二泊三日でできるんですよ。それ

は一ヶ月も掛ければ大体できるんぢやないですか

ね。いや、何か多いなと思うかもしれません。国

の例え三百六十兆円の中も年金とかなんかの資

金ありますよね、健康保険の資金等。それ除くと

は、よく小さくなります。

まあ是非、ちょっと私が申し上げたことも少

し思いを巡らせていただきて、本当に効果あるや

り方をお願い申し上げたいというふうに思いま

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いいんじやないで

す。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) ちょっと議論する

ことなんです。順番逆なん

ですよ。

○内閣総理大臣

しゃつた理由、それから、あわせて契約先にOBがいる場合はOBの数。

それから、これちょっと今からお話ししますけれども、実はIT調達というのがありまして、これは、またこれ社会保険庁の話で恐縮なんですが、決算委員会で大問題になつたんですが、三鷹の社会保険庁の契約が、実は随契の許されるもの一つとして長期継続契約というのがあるんです。これは家賃とか、そういうたぐいなんですが、その中に電話代というのがあるんです。電話代は随契で、継続だから継続でやつていいよといふことなんですが、電話代もまあ電気通信ですかねITだと。ITの例えればソフトとかハードウェアの開発も電話代だということがあるんです。電話でいうと一千億円ぐらいですが、契約をしていて、もう決算委員会で大問題になつて警報まで出しているんですが、これが端的な例なんですが、こういうものは、だからもうルールとして禁止しちゃうと、長期継続契約から除外すると、IT関係は。

それから、こういう問題があることについて国

がきちっと、さつき総理がお答えになつたように、改善をしなさいと、その責任がありますよと、このことを法案にしてこの間出させていただきました。これは是非すべて必要な措置だと思うんですけど、こういうものは、だらもうルールとして禁止しちゃうと、長期継続契約から除外すると、IT関係は。

それから、こういう問題があることについて国がきちっと、さつき総理がお答えになつたように、改善をしなさいと、その責任がありますよと、このことを法案にしてこの間出させていただきました。これは是非すべて必要な措置だと思うんですけど、こういうものは、だらもうルールとして禁止しちゃうと、長期継続契約から除外すると、IT関係は。

○直嶋正行君 隨意契約は例外でありますので、まず、まあこれはだれが見ても隨意契約で仕方ないなど、いふものにやはり限定していかなきやいけないと思います。

それで、多くの場合、ほかに競争ではできないからという理由で隨意契約に入るわけですが、そういう場合でも例えば総合評価方式などの競争入

札にできないか、あるいは企画競争というようなものでできなかつて、できるだけ競争の原理を取り入れるように、政府の中の議論もそういうふうにいたしておりますので、是非それを実現するように見直していくかたいと思っております。

す。

それから、透明化というのも、法案をお出しになつた透明化も極めて大事でございまして、平成十七年度から、契約の相手方、契約金額、随意契約によることとした理由等について公表対象を大幅に基準を引き下げまして、各府省のホームページで公表しております。それから、平成十八年度からは、公益法人等との間の随意契約については、随意契約によることとした理由をホームページ上で詳細に公表するというように取り組んでまいりまして、今度民主党で取り上げておられる項目のほとんどの部分は既に公開対象となつていて、そこでございますが、いずれにせよ、更にどういふ公表内容が必要か等々について我々も検討したいと思っております。

それで、最後にIT契約で、確かに今まで、まあ確かに電話、普通の電話契約などは長期でできるということにして差し支えないと思うんですけど、が、そういう条項を利用いたしまして、長期にわたりつてIT調達に係る契約などをやつてきた例がございます。今は特に随意契約の見直しをやっておりますので、そういう中で、本当に今、法律上ございます、会計法二十九条の十二に長期継続契約が認められておりますが、本当にそういう契約形式でいいかども我々よく検討してまいりましたよと思つております。

それから、もう一つは天下りの問題なんですが、これちょっと総理のお考えと合わないかもしれませんけど、今度出さしていただいた法案に、もう早期退職慣行もやめましよう。あとは前回出した法案と余り変わりません。公益法人等への天下り五年間、それから直接の企業への天下り五年間禁止と。これ、額賀大臣もお見えですけど、防衛庁は例の不祥事で今天下りは五年間自粛されてしまう。そういうことも実績として、国土交通省も併せて実績として出てきています。こういうことで、天下りについてやはりこれだけいろいろ調査で実態が明らかになつてきたことを考え方とと、きちっと規定すべきではないかなと、こう思つております。

それで、これまでの議論を見てますと、総理はこの天下りの規制について発言は前向きにされておられるのは、主計局長の通知だと通達だと、霞が関の皆さんの会合の場で確認されておやりになつてゐるということでありまして、基本的に

に違うと。

それからもう一つは、さつきお話ししたように、OBの数も併せて公表してくださいということがなつて、まあいざれにしても、今御趣旨は、この法律の趣旨は今大臣がおつしやったことですから、是非法律に格上げして、一緒にどうですか、賛成してもらいますよね、当然。

それから、もう一つは天下りの問題なんですが、五年くらいに長く延ばすべきじゃないかと思います。

○直嶋正行君 度度も強調しますけど、きちっと法律で決めることが重要であるというふうに思いますので、是非、法律を作つて一緒にやりましょう。このことを御提案申し上げたいと思ひます。

それから、もう一つは天下りの問題なんですが、これちょっと総理のお考えと合わないかもしれませんけど、今度出さしていただいた法案に、もう早期退職慣行もやめましよう。あとは前回出した法案と余り変わりません。公益法人等への天下り五年間、それから直接の企業への天下り五年間禁止と。これ、額賀大臣もお見えですけど、防衛庁は例の不祥事で今天下りは五年間自粛されてしまう。そういうことも実績として、国土交通省も併せて実績として出てきています。こういうことで、天下りについてやはりこれだけいろいろ調査で実態が明らかになつてきたことを考え方とと、きちっと規定すべきではないかなと、こう思つております。

それで、結果的に、この随意契約の問題も、天下りしてももう仕事取れないということならば、天下りする必要ないですよ、もう。だから、コインの裏表じやありませんけれども、どっちが先かじやなくて、今言われたようなことをしていけば何の効果もないと。

そういうことで、この問題というのは、今、民間の方、官界の方、交流を深めていくこと。民間の方にもやっぱり公務員の仕事、どういうものか分かつてもらうということについては、民間の仕事を辞めなきやいけないのかどうかという問題もある。辞めなくても何年かは公務員の仕事できるんぢやないかと。公務員も民間の実務を覚えるために交流をしていくこともありますから、これをお面からとらえて、実質的に、随意契約といふのは例外であると、天下りするから仕事取れるという実態面をなくすことによつて、これもかなりの部分改善されるんぢやないかと思つております。

そういう中で、職業選択の自由もありますから、よくそういう問題も考えながら、将来定年まで働きたいという人については働けるような慣行

に挙げますと、結局、国家公務員法百三条の二項にその二年というのが書いてあるんですが、この事件を見ると、やはり二年では、あるいは直接當利企業だけへの天下りの禁止では公務の公正確保ができないよと、にはならないですよということを証明したんじゃないかと思うんですね、昨今の事件で見ると。そう言つても間違いないと思うんですけど。

やはりこれ、五年が絶対いいとは言いませんが、五年くらいに長く延ばすべきじゃないかと思うんですけど、総理、いかがでしょうか。やはりこれ、五年が絶対いいとは言いませんが、五年くらいに長く延ばすべきじゃないかと思うんですけど、総理、いかがでしょうか。が、五年くらいに長く延ばすべきじゃないかと思うんですけど、総理、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今、防衛庁は五年自主規制ですね。これも早期退職の慣行をやめていくことと、これを三歳引き上げるのに五年かかるわけですね。これもできたらば、将来、三年じゃなくて定年まで働くようにしていく方が望ましいという考え方を承知しております。

それと、結果的に、この随意契約の問題も、天下りしてももう仕事取れないということならば、天下りする必要ないですよ、もう。だから、コインの裏表じやありませんけれども、どっちが先かじやなくて、今言われたようなことをしていけば何の効果もないと。

そういうことで、この問題というのは、今、民間の方、官界の方、交流を深めていくこと。民間の方にもやっぱり公務員の仕事、どういうものか分かつてもらうということについては、民間の仕事を辞めなきやいけないのかどうかという問題もある。辞めなくても何年かは公務員の仕事できるんぢやないかと。公務員も民間の実務を覚えるために交流をしていくこともありますから、これをお面からとらえて、実質的に、随意契約といふのは例外であると、天下りするから仕事取れるという実態面をなくすことによつて、これもかなりの部分改善されるんぢやないかと思つております。

そういう中で、職業選択の自由もありますから、よくそういう問題も考えながら、将来定年まで働きたいという人については働けるような慣行

にしていこうと、あるいは制度にしていこうとい

う方が現実に円滑にいくのではないかと私は思つております。

○直嶋正行君

総理も前向きな部分もあるんですけど、私は、このコインの裏表から、両方からちょっと、やれることをきちつとやつていつたらどうですかと。まあどっちが裏か表か分かりません。こちらの方はまあ総理もどうやら御賛同いただけるようなんで、問題はこっちの方なんですね。

それで、さつき私が申し上げたのは、昨今起きているいろんな官製談合事件なんか含めて見ると、憲法の職業選択の自由と公務の公平確保、公平確保するために二年制限しているわけですね、今は二年では公平確保ができないということが明らかになつたんじやないでしょうかと、こういうことを申し上げたわけですよ。

結局、この公務の公平確保というのは、これはちょっと官房長官にお聞きしたいんですけど、いわゆる公共の福祉ですよね、言つてみれば。公共の福祉のために一定期間この権利はあるとは自由を制限すると、こういう考え方ですから、今言った二年か五年かという話は、これは結局、実態と関係で見た立法政策の問題になつてくるんじやないでしょか。私はそう思うんですけど、官房長官はどうですか、この点。

○國務大臣(安倍晋三君) 先ほど総理から御答弁申し上げましたように、防衛庁におきましては自主的に二年から五年ということで自主規制をいたしております。

政府としては、法律に二年から五年と書くことは、これはやはり職業選択の自由からして問題ではないかというふうに考えておりますし、またさらには、官民のこれは交流、民間から官の方に、あるいは官から民に、人材が回転ドア的にお互いに交流することによってそれそれが力、ノウハウを増していくことも考えていくと、それに逆行する可能性もあるのではないかと、このように思つております。

思つております。

また、定年まで勤められる体制をしっかりと、これはどのように構築をしていくかということの中で早期退職慣行を、これはなくしていく。基本的には、総理もそれはなくしていくべきだと。同時に、やはり定年まで勤める体制をつくつていい。これは公務員制度全体を考えいくべきではありますかと、このように考へております。

○直嶋正行君

ですから、私は、今官房長官お答えになつた、もはや二年なんというのは、何といいますか、単なる飾りみたいな感じじゃないですか。実際に、例えばですよ、今国土交通省とか防衛庁は五年の自粛と、こうやっておるわけですか。見ようによればそういうことになりますよ。侵害だと思います。それやつているんですから、これだけ職業選択の自由を侵しているんじやないですか。見ようによればそういうことになりますよ。今組織として決めているんですから、これが決めているわけじゃないですか。

だから、既に五年というのをやつておるわけですから、私は折り合いが付く点は五年でもやれると思うんです。だから、さつき私申し上げよう。これは立法政策上の問題ですよ。政治判断ですよ。だから、官房長官にお願いしたいんですけども、是非、これだけ様々に問題が出てるという実態を見た上で考え方をしていただきたいなと、こうお願い申し上げておきました。ちょっと時間ありませんので、早期退職慣行の話を移りたいと思うんですが、一つは、先般の総括質疑で松井議員の質問に総理がお答えになつた部分なんですが、今、早期退職慣行で、さつきおつしやつたように五年で三歳上げるという、これは実は公務員の皆さんの中で十級の課長以上の部が今対象になつてると。たしかあのとき松井議員も、離職者の数も示しながら、そうじやなく九級以下も考えなきやいけないというふうに申し上げたところ、総理の方から、それは是非検討

してみたいし、考へてみたいといつて御答弁いただきました。ちょっとそれがどうなつてゐるか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(竹中平蔵君) 天下りの問題を考えるに当たりまして、早期退職慣行、これをやはり改める必要がある。これ先般も松井委員からも御指摘いただきましたし、それに対して総理からもそのおりだと。現実に総理の御指示によりまして、今幹部職員の早期勧奨退職の年齢を五年間掛けて三年上げる、今大体半分ぐらゐのところ、一・五年ぐらいのところまで引き上がつておるわけでございます。

更に加えて、先般の答弁で、総理からも、やはり幹部職員だけでなく、国家公務員は特別の事情のない限りやはり定年まで活力を持って勤務できるよう改革していくことが必要であるというような御趣旨の答弁がございました。それを受けます。これは鋭意我々も協力をしながらでありますけれども、中馬大臣の下で、公務員への人材確保、官民交流の面も考慮しながら、公務員人事の在り方全体の中で検討しているという状況でございます。これは鋭意我々も協力をしまして、中馬大臣を中心に検討をしているところでございます。

○直嶋正行君 まだ検討しているというだけで、本当はこういう話というのは、総理がああやつておつしやつたことですから、ここら辺までならできているよとか、もうちょっと中間段階で御報告いただけると大変有り難いんですけども、是非またそういう機会をつくつていただくようにお願いします。

それで総理、一つ早期退職勧奨についてやはり提案があるんですけど、今お話しのように、十级以上の方で年齢を三歳上げるのに五年掛かると、これは幾ら何でも時間掛け過ぎだと思うんですね。今お話をあつたように、九級以下の方も同じようく考えなきやいけないということになつてくる。これはちょっと今のやり方ではやはり、百年河清を待つがごとしではないですが、時間がかり過ぎると思うんです。

さつき法案出したというお話をしましたけど、私はやつぱりここで思い切つて早期退職慣行といふのを大胆にもつと規制したらどうかなと、もうやめると。じゃ、人がどんどん増えてくるじゃないかと、行き場のない人が役所の中に残るじゃないかですね。要するに、みんなが同じように課長になつて局長になつていくということになるから、そこからこぼれていった方は天下りしなきやいかぬと。だから、どこかで例えば専門職制度をつくつて専門職として活躍してもらうとか、そういう道を何か検討されているという話を聞いています。ただし、そういうやはりルートをきちっとつくつていいかないといかぬと思うんですよ。つくつても、これはしかし時間掛かります、人事の話ですから。その間、何か考へなきやいかぬですよ。

この間、松井委員が出した資料を見ると、大体十級で勧奨退職でお辞めになる方、これは平成十六年度で三百六十人ぐらいです。年間このぐらいの数になるんですかね。ですから、こういう人はちは思い切つて、例えば今申し上げた専門職といふことでそれぞれの役所の中でそういうスタッフ的に活躍していただくとか、あるいは今だと内閣府に預かって、今省庁を超えた仕事つてたくさんあるじゃないですか、この行革の方もそうですね。例えば、そういうことも含めて内閣全体の強化のために力を發揮してもらうとか、具体的にそういうことをちょっと考えてみたらどうでしようかね。でないと、これなかなかやはり改まつてかないと思いますし、これどうですかね。

ちょっとともう私の時間なくなつたんで、最後にこの御提案申し上げて、総理の御見解聞いて、私は、終わりたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 実態の慣行といふのは私よく、詳しく承知しておりませんけれども、五年間で三歳引き上げるのも容易なことじやないということは聞いてるわけです。今の提案も含めてどういう方法がいいのかと、検討すべき

御指摘だと思って、今後も検討していくたいと思つております。

○直嶋正行君 もう終わりますか、是非それ、経理がもちろん専門家庭じゃないからいろいろ難しくなるかも知れませんが幸い竹中さんという方が総務大臣を今されていますし、是非この機会に具體化をしていただくようお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○岡崎トミ子君 民主党・新緑風会の岡崎トミ子でございます。よろしくお願ひいたします。

小泉改革の五年を問うというスペシャル番組を放送してきました。再放送もしておりますので

ことになりますけれども、總理はごらんになります
したか。——ごらんになつていらっしゃいませ
り。

年を問うというその総括、点検をすると、だけではなくて、あるべき社会像でありますとか、あるいは日本の進むべき方向といふものにつづ

に思つております。

のかということでしたけれども、小泉改革が進められた国土の均衡ある発展という従来の自民党の在り

しておりました。一言で言いますと、小泉改革は地方の人口の少ないところについては切り捨てて、

この中で大変興味深いシーンがありまして、昨年九月に初当選された衆議院議員の皆さんたちの也行こよひの話を、二つおこし、也行こよひ

等に競争できる条件がそろっていない、機会に格差がある。また、いわゆる小泉チルドレンの一面である議員は、地方も含めて一層改革できるよう

うに本当にやつていかなきやといふ、地方の人はみんなそういうふうに思えるメンテになつてない、このように語つておりますし、小泉改革は

地方を置き去りにしているという、一年生議員から大変苦渋に満ちた発言が聞かれたということでありました。

また、ベテランからは、黙々と額に汗してまじめに頑張つて人生最後に評価されるならと考へる一般の人々が鎮魂されていない、落ち着かない社

会になつた、自殺者が増えた、本当に正しい政治だったのかと語つた後に、エコノミストも含めて市場へ偏り過ぎている、社会的な公平、公正をス

ポイルしているなど、様々な観点から感想が聞かれたわけなんですが、私、党が違つても同じような考え方だなということにちょっと驚いたわけな

今後の政治の大きな課題だというふうに思っておりまして、今後は、これらのことについての、ま

○内閣総理大臣（小泉純一郎君）私は地方を切り
かずどのような感想をお持ちになりますでしょう
か。

捨てるという考えは全くありません。都会と地方
が同じである必要はないと言っているんです。東
京と地方が同じである必要はないし、地方には独

自分の特色あるにすたと、その独自のものを生かして地域の活性化を図っていくべきだと、そういうふうに言つてゐるわけであります。

東京いに東京の扱い見合がおなじで、日合いに日合の持つ良さがある。観光資源にしても、あるいは産業におきましても都会と地方では違います。土地の直営も都合と地方では違います。農業の種類

も都会と地方では違います。様々な違いを認識しながら、違いを格差で駄目だととらえるんじゃなくて、違ひの良さを發揮していく、これが各地域

の特色をらしく出していく上において必要ではないかということを言つてゐるんであって、私は市場原理主義でもありませんし、市場経済重視して

いくという、これはやはり必要でありますけれども、市場原理主義じやありません。すべて市場経済にゆだねるというなんというこ

とは一言も言つておりません。国がやるべき仕事、民間がやるべき仕事、先ほどから仕分という

言葉がいろいろ言われておりますけれども、その仕分も大事でしよう。私は、どの時代、どの国、どの地域にも違いがあつていいのではないか。持ち味、それもあると。その持ち味を發揮できるような環境をつくっていくというのが改革を進める上においても重要なことだと言つているわけでございます。

○岡崎トミ子君 そうしますと、自民党の中でも総理の改革の結果としての様々な受け取り方について理解してもらつていらないということでおろしいんでしょうか。地方はそのように受け取っていない。同じ競争の土台にも立つてない、いろいろと格差もあるというふうに感じているという方が間違っているというふうに思われますか。簡単にお願いします。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 人間は様々ですから、そう感じている人もいるし、いや、やっぱり改革が必要だと言う人もいると思います。どの意見を多く取り上げるかによって違つてきます。改革に賛成の方、反対の方、様々ありますけれども、選挙によつて自由民主党、小泉改革を支持してくれる人が多いという判断を下している結果を見れば、多数はやはり改革が必要だと思つてゐるでないかと思つております。

○岡崎トミ子君 それはまず総理がいろいろと選挙戦までにおつしゃつたことで、結果三分の二以上の議席とということで、しかしその後は様々に国民の皆さんのお考えも違つてきてているということについては、ひとつ受け止めておいていただきたいというふうに思います。

先日の党首討論の場合に、総理の子供の考え方について少し伺いました。連日、子供の目まぐるしい、大変心の痛む事件が報道されておりますけれども、子供を守るというのが私たちの最大のテーマではないかと思つております。国、自治体、地域とともに真剣に取り組んでいかなければならぬと思います。しかし一方で、犯罪というのは社会のひずみであるということも私たちは肝に銘じておかなければならぬと思います。

先週のこの党首討論で、小沢党首の教育の責任についての問い合わせに対して、総理の持論が展開されました。私は、教育の責任は第一に親にあると思っている。生まれた子に対してしっかりと抱いてそつと下ろして歩かせる。子供は、自分が親から、家庭から、家族から、しっかりと愛されているんだなど、口で言わなくても全体で感ずること、これが大事である。早く自立しろと言うのはかえって不安になる、肉体的にも精神的にでもあります。これは私たち大人もそうだということについておっしゃっておられまして、周りにいる人たちから認められない大変不安になるということです。精神的にも影響が出てくると、こういうふうにしっかりとおっしゃっているんですね。

総理は、子供について大変温かいまなざしを持つていて感じました。学校教育についても同じだと考えられますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 学校教育も私はそうだと思っているんです。先生がまず子供の良さを引き出す、しっかりと受け止める。よく教師の役割、親の役割、分かりやすく言うと、七つ裏めで三つしかれと言います。褒めることを多くした方がいいと。分かりやすいですね。私はしかられてばかりになりますけれども。

○岡崎トミ子君 とてもいいお答えだというふうに思いますが、実はその数日後の文部科学省の発表で、問題行動を起こす児童生徒に出席停止、厳格な対応を求める、こういう報告書が発表をされまして、私は、新聞でも一面で大きく取り上げられましたので、文科省は子供のことが分かっていない、問題行動を起こした子は学校に来なくてよいというふうに言うこの発想に大変驚きました。本当に褒めること大事だというふうに思いましたが、褒めることができない子供たちかもしれないせん。

そこで、総理の持論とこれ異なっておりますけれども、どう思われますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、その学校教育、いいとは思っていませんね。

先週のこの党首討論で、小沢党首の教育の責任についての問い合わせに対して、総理の持論が展開されました。私は、教育の責任は第一に親にあると思っている。生まれた子に対してしっかりと抱いてそつと下ろして歩かせる。子供は、自分が親から、家庭から、家族から、しっかりと愛されているんだなど、口で言わなくても全体で感ずること、これが大事である。早く自立しろと言うのはかえって不安になる、肉体的にも精神的にでもあります。これは私たち大人もそうだということについておっしゃっておられまして、周りにいる人たちから認められない大変不安になるということです。精神的にも影響が出てくると、こういうふうにしっかりとおっしゃっているんですね。

総理は、子供について大変温かいまなざしを持っています。精神的にも影響が出てくると、こういうふうにしっかりとおっしゃっているんですね。

○岡崎トミ子君 総理は、子供について大変温かいまなざしを持つていると感じました。学校教育についても同じだと考えられますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 学校教育も私はそうだと思いますが、実はその数日後の文部科学省の発表で、問題行動を起こす児童生徒に出席停止、厳格な対応を求める、こういう報告書が発表をされまして、私は、新聞でも一面で大きく取り上げられましたので、文科省は子供のことが分かつてないな、問題行動を起こした子は学校に来なくてよいというふうに言うこの発想に大変驚きました。本当に褒めること大事だというふうに思いましたが、褒めることができない子供たちかもしれないせん。

そこで、総理の持論とこれ異なっておりますけれども、どう思われますか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私は、その学校教育、いいとは思っていませんね。

やはり、落ちこぼれる、あるいは落ちこぼれる

うな生徒をいかにしっかりと受け止めるか、これ、学校の大事な役割じゃないでしょうか。点数が悪い子は、点数が良くなるように分かるまで教えていくと。追い出すんじゃなくて、受け止めて、上に伸ばしてやろうという、そういう学校教育が私は必要だと思っているんです、それは公立でも私立でも。

○岡崎トミ子君 総理と意見が一致します、本当にニート対策を実は政府は始めているわけなんですかけれども、このニートの原因は、自己の存在価値というものを認めることができない、自信が持てない、こういうことが大きな原因だというふうに言われているわけですね。いざめと排除は紙一重、こんなふうにも言われておりますけれども、本人も、それを見ている子供も、学校の先生の言うことをきちんと聞いて、認められない、これは総理の言うように精神的にも影響が出てくるといふふうに思うわけなんです。

引きこもり、ニート対策にしましても、一方で増やす原因をつくるので行政改革になりません、文科省。それで、政治は人の心を左右するものだというふうに思います。心がない、あるいは机上の空論、数字上の問題だけでいろんなことを考えてしまふと、いろんなことは実を結ばないし、むしろ悪化してしまうことがあるだろうと思ひます。教育にも政治にも、総理の言われるよう愛情が必要でございます。

文科省伺いますが、この排除ありきという教育環境は、私は脅しにも等しいのかなというふうに思ひます。得ませんが、力でねじ伏せた学校教育は創造力を育てるにはなりません。総理の考え方を尊重するために、文部科学省として、児童生徒の厳格化という問題について本人の存在を認めて慎重に対応すべきだと思いますが、この点いかがでしょうか。

○國務大臣(小坂憲次君) 全く御通告がないまま御質問でござりますので、私として答弁をさせて

いただきます。

総理が御答弁いただきましたように、問題行動のある子供に対する対応の仕方ということで、学校教育法の中で定められた枠組みに従って、他の児童生徒が通学に支障を来すような、そういう行動を取る子供に対して通学停止の処分を取ることができると、こういう定めがあるわけでございますけれども。

実際に学校現場においては、小学校ではほとんどの場合、何とかそれを先生が対応しようとして、正に愛情で抱き留めて、そして何とかその問題行動を停止させようと必死の努力をされております。その努力の範囲内で解決できるという問題については従来どおり学校現場ではそのような対応をされると思いますが、しかしながら、それでも手に余るような者について放置するということではやはり済まないわけでございますので、そのような場合、厳格な対応をしてもよろしいのではなくかという有識者の皆さんのお意見が出まして、それを発表したというふうに聞いております。

私自身、文部科学大臣としては、やはり従来に先生方がそうやって対応されたような、そういう先生方の愛情を持つて、また熱意を持つて子供たちは大変な御苦労でございますけれども、そういう範囲であれば引き続きそのような御努力をお願いいたい、こう思うわけでございますけれども、学園の現場も様々でございます。それぞれの学校の中でも、どうしてもその問題行動のために他の児童生徒が学校に来れないというような状況になることは、やはりこれは考えねばなりません。そういった場合には厳格な対応もやむを得ないと、このように考えるところでございます。

○岡崎トミ子君 それでは、そういうふうに最終まで教育の現場で教育力を發揮していただきたいということを再度要望しておきたいと思いますが。

続けて、子供に対する政府の姿勢について、今まで内閣府に伺いたいと思います。

政府・与党は今月中に新たな少子化対策を取り

出そうと思つても後ろを向いたらスカートを踏み

付けている人がいる、何か前にそういうせりふ聞いたことがありますけれども、一步踏み出せないんですよ。これが教育の現場であつてはならないから、私は、学びというのは社会性を身に付けることだというふうに思いますので、徹底的に教育の現場でやはり愛情を持って最後まで責任を持つていただきたい。文科大臣、そのようにお願いをしておきたいと思います。

○國務大臣(小坂憲次君) 今お話しになつたよう

な場合に問題的なケースで最終的にその学校から通学停止という処分、あるいは退学という処分を受けた場合に、これは義務教育でございますので、もし義務教育段階であればですよ、義務教育の場合は、これは民生委員さん、それから警察、それから学校との間で相談をしていただく中で対応していくことになります。したがいまして、最終的に放置するということはございませんで、それにしっかりと対応していくということになります。

その場合にも、やはり今、岡崎委員がおっしゃつたように、基本的には愛情を持つてその子供の将来ということを考えて対応していくと、それが一番でございますから、民生委員の皆さんには大変な御苦労でございますけれども、そういった問題に日常的に対応されておられますので、そういう中で御努力をいただく。そしてまた警察も、そういった問題行動に対して警察の持つ強制力と見知りいうものをアドバイスとして提供する中で対応していただく、これが今日的な対応だと思っております。

○岡崎トミ子君 警察なんて出されますと、私が求めているものではありませんでしたので、最後まで教育の現場で教育力を發揮していただきたいということを再度要望しておきたいと思いますが。

続けて、子供に対する政府の姿勢について、今まで内閣府に伺いたいと思います。

政府・与党は今月中に新たな少子化対策を取り

まとめる方針だと聞いておりますが、子供を産み育てたい、そうした希望を実現することができない、そういう大人たちが明るい展望を持てないでいることが今大変懸念な問題だというふうに思つております。しかも、人口減少社会になつています。

人口の面から申し上げていて、あります。実は、今日、民主党はこれからシンボルを開きまして、今日、育ち育む応援プラン、民主党はチルドレンファーストということで、これが記者発表されるものでございます。民主党の少子化担当大臣、男女共同参画担当大臣の小宮山洋子衆議院議員が中心となつてできたものでございますので、後ほど猪口大臣にも是非お読みいただきたいと思いますし、総理大臣にも官房長官にも差し上げたいと思っておりますので、是非参考にしていただきたいと思います。後ほどそのことについても触れたいと思いますが、この民主党の未来世代応援プラン、是非子供第一主義でまとめていくという姿勢を内閣少子化担当大臣にもお持ちいただきたいたいと思うんですけれども。

格差拡大、将来不安の増大、またゆとりを失った教育という中で、これまでの政府・与党の政策を、小泉改革の負の遺産を含めて大きく転換することが求められている中で、ちょうど猪口大臣も少子化社会対策推進専門委員会の中で、専門委員の皆さんから、自分たちの中身と報告書、これが全然違つてゐるということで御批判をいたいたいところがございました。八人の有識者うち七人までが違つてゐるということで連名で指摘をされてゐる異例の事態になつてゐるわけなんですけれども、

共有をして、そして国民の皆さんの意見もしつかり聞いて政策を練り上げていくと、この手法を是非猪口大臣にはお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(猪口邦子君) 岡崎先生にお答え申し上げます。

先生御指摘のところは、先週、経済財政諮問会議に私が提出しました資料についてだと思つんで

すけれども、それはどれか一つの報告書や提言を提出するという性格のものではないわけですね。

少子化対策の抜本的な強化のため、一つがこの専門委員会の提言、それから、私は子育て支援につきまして地方重視をしておりまして、私が地方に出向いて県知事と政策対話を行つた地方ブロック

プロセスにて出てきた要望がございます。こういふものも反映させているんですね。それからまた与党の関係部会の提言など、そういうものに基づきまして、年齢進行順に、新たな主な施策を総合的、体系的に整理したもの、それが経済財政諮問会議に提出した資料でございます。

ですから、今後これは政府・与党で協議を進め

ていくための参考資料でございまして、そのようなことは専門委員会の有識者の皆様も理解されているものと私は思つております。無論、私に直接抗議などをされているわけでは決してないんです

ね。

せつかくの機会ですから説明させていただきたいと思ひますけれども、この専門委員会では、子ども・子育て応援プラン、これに掲げられた三つの検討課題というのがござります。一つは地域や家族の多様な子育て支援、それからもう一つが働き方における施策、それからもう一つが経済的支援、この三つの分野を議論したわけです。

いざれも少子化対策としては重要であるといふ、こういう認識を委員は共通して持つていたと思ひますけれども、この最初の二つですね、地域の子育て支援と働き方にかかる施策を優先すべきだという意見が多かつたんですね。これはなぜかと申し上げますと、予算の伸びが見込めない中

では、これは、まずはこれらの二つの分野の予算の伸びを確保することが重要だという、こういうお考えに基づいてそのような主張をされたのだと思ひます。私も含めて、この二つの分野は優先的に重要であると、そういう意見は共有しているわけですね。

けです。

他方で、経済的支援も併せて重要な委員の方々もいらっしゃるわけですし、そもそも世

論調査をいたしますと、やはり必ず、ほとんどと言つていいほど一番に経済的支援が重要という答えが返つてくるんですね。それから、先ほど申し上げました県知事との政策対話においても経済的支援は重要なことでありますので、今後、私といたしましては、この三つの分野を総合的に相互に連携させながら、全体として拡充していくということに全力を挙げたいと思っております。

いずれにしても、子供を産み育てやすい日本社会をつくりしていくために担当大臣として全力を尽くす所存でまいりますので、よろしくお願いいたします。

○岡崎トミ子君 専門委員の方々がおされた内容

は、実は私ども民主党の内容と大変によく似ておなりまして、私はそれは大変にすばらしいものだというふうに実は感じしております。今、猪口大臣が一生懸命訴えられておりましたので、是非孤立することなく、総理、是非猪口大臣の後押しもしっかりとしていただきたいと思いますが、そのようにしていただけますでしょうか。

それは、児童手当を入れると、二百一十四万六千円ぐらいですね。これで国民年金一万四千百四十円、そして国民健康保険、これも納めますと、大体住宅費も払つて十二万から十三万ぐらいで生活しているという状況ですね。

母子寡婦福祉法、この中にで戦後ずっと母子家庭、一人親家庭でなさつた方々は、連合会を中心にして仕事の手当てというか、雇用を生み出してきておりますけれども、是非総理に、今そのことを第一歩、もう少し進めるためには、こうした一

人親家庭に対して最低雇用率の目標値をしつかり掲げる、あるいは所得保障を上げていく、こういうことをしつかりやつていただきたい、所得水準を上げていく、こういうことをして応援をしていただきたいというふうに思いますけれども、この点について前向きの御答弁いただけないでしよう

面白いから書くだけであつて、意見の違ひ、あるいはある面においての対立は何でもないんです、まとめていく過程なんですから。

○岡崎トミ子君 是非ともバランスの取れた政策でやつていただきたいなと思いますのは、私どもの子供第一の政策、この五年間進めてまいりましたけれども、その中で、子ども手当、義務教育の課程までありますけれども、所得制限なしで一人一人の子供に一万六千円、そして幼稚園と保育所の一体化、またワーク・ライフ・バランス、仕事と家庭の両立支援、また小児医療の制度の充実ということで、将来的には未来世代応援基本法を作り、あるいは今本当に文科省や厚生労働省や内閣府といつて縦割りでばらばらになつているものを、民主党は子ども家庭省という、一本化して子供のことを考えていく。是非私どもの政策も参考にしていただきたいと思います。

さて、一つ具体的な問題を指摘したいと思いま

すが、総理、今母子家庭の平均収入というのはどういうふうに実は感じておりますが、そのようにしていただけますでしょうか。

それは、児童手当を入れると、二百一十四万六千円ぐらいですね。これで国民年金一万四千百四十円、そして国民健康保険、これも納めますと、大体住宅費も払つて十二万から十三万ぐらいで生活しているという状況ですね。

母子寡婦福祉法、この中にで戦後ずっと母子家庭、一人親家庭として、パートで働き、また一日にパートを替えながら、別なパートとして働いたりして二重に働いている、そういう実態があると

いう意味では数値目標として挙げるのは自分の都合によつて変わつてしまりますので少し難しい

など、こう思つております。

○岡崎トミ子君 結婚を前提に話をしております

。一人親家庭として、パートで働き、また一日にパートを替えながら、別なパートとして働いたりして二重に働いている、そういう実態があると

いうことを是非大臣は受け止めていただきたいと思います。

ですから、私は、最低雇用率、これはもう一〇〇%じゃなきゃいけないというふうに思つてゐるやんでも、働かなきや食べられません。ですから、そのことは大変大事だというふうに思つておりますけれども、働かなきや食べられません。ですから、そのことは大変大事だといふふうに思つておりまして、是非目標値をきちんと定めて、仕事を失つことがないように是非政策の面でもフォローしていただきたいというふうに思ひ

○国務大臣(川崎一郎君) 事実関係だけ私の方からちよつと申し上げます。

一つは、女性の方の母子家庭の就職率は八〇%を超えていると、これは委員御存じのとおりであります。一方で、パートが五割を超えておりますので平均収入は低い。この問題を一つの側面としてお

取り上げていただいたと思います。

一方で、国の支援でございますけれども、十六年、十七年、十八年と毎年予算を増やしてきております。地方におきましても、就職相談、就業支援、このことに力を入れております。

今、数字を、目標の数字とというのは、八〇%、八五という意味じゃなくてね。多分障害者が

全部、都道府県、指定都市、中核都市に設置する

という目標を掲げてやつております。

今度までに母子家庭就業・自立支援センターを

一年度までに母子家庭就業・自立支援センターを

年、十七年、十八年と毎年予算を増やしてきてお

ります。地方におきましても、就職相談、就業支

援、このことに力を入れております。

一方で、國の支援でございますけれども、十六

年、十七年、十八年と毎年予算を増やしてきてお

ります。

一方で、國の支援でございますけれども、十六

ます。

次に、この法律の中で、競争の導入による公共サービスの改革法案の市場化テストについてなんですか。けれども、この市場化テストといいますのは、官が独占してきた公共サービスについて、官と民とが対等な立場で競争入札に参加して、価格、質の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を担っていくという制度なんですね。でも、市場万能主義に基づく配慮を欠いた規制緩和には重大な限界があることがこの間よく分かってまいりました。耐震偽装事件の件しかり、規制改革とはやみくもな規制を撤廃ではないはずあります。

民主党の水岡議員がこのことをOECDの議論を踏まえて指摘しております。OECDは規制を三つの分類にいたしております。経済的規制、社会的規制、官僚的形式主義の三つであります。が、このうちの経済的規制は、価格の決定、競争、市場参入、市場撤退、市場活動に関する決定に直接介入するような規制、OECDではこれを撤廃すべきだというふうに言つております。

一方で、健康、安全、環境などの公共の利益や、消費者や社会的弱者の利益を保護するような社会的規制につきましては、多くの場合、各國政府は引き続き規制を行っていかなければならぬというふうに言つておられるわけなんですが、総理もこれと同じ考え方でしようか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 同じ考え方かともかく、できるだけ市場化テストによつて効果的、効率的な事業の仕分、していった方がいいと思つてゐるんです。

○岡崎トミ子君 OECDの規制改革の意味は、より優れた規制を実現するということ、規制の撤廃、緩和の両方を意味するということを言つておられるわけですが、是非そうしたバランスの取れた形で行つていただきたいと思いますし、またILLOの合同会議の結論文書というのもあります。これも市民の生活にかかわりが深いものについては自治体によつて提供されるものなんですが、民営化、分権化というのが公共サービスに与

える影響というの非常に大きいというふうに思

い、ILLOの場でも議論がされてきたわけなんですか。けれども、竹中大臣は、この水岡議員のILLOでのことに関しての質問では、結論文書を尊

重していくべきだということを言つております。

それは、自治体の説明責任、透明性、開放性、あるいは新しいより良い公共サービスの提供、良好な労働条件の維持、創設、すべての利害関係者との対話、すべての人のための機会の質の保障、こういうことを言つているわけですが、中馬大臣は、この基本原則はしっかりと踏まえるべきだとお考えですか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 御指摘のILLOの、二〇〇一年三月ですね、理事会で、結論を含む合同会議の議事録を各国の政府等に伝達されるようにすること、あるいは結論に表明されているILLOの役割について今後の活動の参考にすること、こういったことが規定されておりまして、ILLO事務局に求める旨を探査しております。そういうことですが、そういう探査でございまして、法的な拘束力はないと、このように承知をいたしております。

しかし、今御指摘のこの七項目のうちの、おつしやいました分権化、民営化に係るすべての関係者間における社会的対話あるいは良好な労働条件の維持、創設と基本的な労働基準の運用の適用性、こういったことにつきましては、御指摘の基本原則でございますので、これを踏まえまして参考にしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○国務大臣(中馬弘毅君) お答えいたします。

この市場化テストによる総合評価制度、これ積極的な活用が必要だと思っておりますが、この点についてはいかがでしようか。

○岡崎トミ子君 是非よろしくお願ひをしたいと存ります。

しかし、今御指摘のこの七項目のうちの、おつしやいました分権化、民営化に係るすべての関係

者間における社会的対話あるいは良好な労働条件の維持、創設と基本的な労働基準の運用の適用性、こういったことにつきましては、御指摘の基本原則でございますので、これを踏まえまして参考にしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○岡崎トミ子君 基本方針、実施方針、実施要綱など、具体的なところにはこれは生かされていきますでしょうか。検討していただけますでしょうか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 先ほど申しましたように、これは法的な拘束を持つておるものではございませんが、私たちにはこの意思等を大事といたしまして、参考にしてまいりたいと思つております。

○岡崎トミ子君 是非検討をしていただきますようお願いをしておきたいと思います。うなづかれました。ありがとうございます。

この結論文書は、改革が成功したケースでは、広範な社会的対話、透明性、適切な監督の枠組み、オープンな契約取決めがありまして、従業員が守られるというようなことになっているわけなんですが、この社会的な対話といいますのは、別部分では、分権化と民営化の計画、実施、評価の前提条件として、すべての利害関係者と対話を好んでおこなうようにしておこなうことです。これが運営の対話、すべての人のための機会の質の保障、こういうことを言つているわけですが、中馬大臣は、この基本原則はしっかりと踏まえるべきだとお考えですか。

それは、自治体の説明責任、透明性、開放性、あるいは新しいより良い公共サービスの提供、良好な労働条件の維持、創設、すべての利害関係者との対話、すべての人のための機会の質の保障、こういうことを言つているわけですが、中馬大臣は、この基本原則はしっかりと踏まえるべきだとお考えですか。

○国務大臣(中馬弘毅君) その対象としましては、今おつしやったとおりでございます。

○岡崎トミ子君 是非よろしくお願ひをしたいと存ります。

しかし、今御指摘のこの七項目のうちの、おつしやいました分権化、民営化に係るすべての関係

者間における社会的対話あるいは良好な労働条件の維持、創設と基本的な労働基準の運用の適用性、こういったことにつきましては、御指摘の基本原則でございますので、これを踏まえまして参考にしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○国務大臣(中馬弘毅君) お答えいたします。

この市場化テストによる総合評価制度、これ積極的な活用が必要だと思っておりますが、この点についてはいかがでしようか。

○岡崎トミ子君 是非よろしくお願ひをしたいと存ります。

しかし、今御指摘のこの七項目のうちの、おつしやいました分権化、民営化に係るすべての関係

者間における社会的対話あるいは良好な労働条件の維持、創設と基本的な労働基準の運用の適用性、こういったことにつきましては、御指摘の基本原則でございますので、これを踏まえまして参考にしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○岡崎トミ子君 その総合評価制度だけではなくて、更に進めて、男女共同参画であるということ、また障害を持つ人たちの雇用政策の充実であること、また下請企業の従業員の賃金の確保、評価方式の入札を実施することを明記いたしております。

いというふうに思いますが、積極的にこの入札活用ですね、これをこの中にこういう面を条件として入れていくことについてはいかがでしょうか。

○国務大臣(中馬弘毅君) 本法案の目的でございまます。が、国民の立場に立つて公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を推進するごとにあります。が、この立場に立つて、第十三条におきまして、先ほど申しましたサービスの質の維持向上及び経費の削減を実施する上で最も有利な方式の申込みを行つた者を落札者とする、この総合評価方式の入札でございますが、御指摘の男女共同参画あるいは障害者雇用等に取り組んでいる事業者を入札評価等において考慮すべきという御意見であることは承知いたしております。

この点につきましては、これからこの取組と公共サービスの業務の内容との関連とか、あるいは国民のため公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図るという本法案の趣旨、目的との整合性等を勘案しまして、入札参加資格や評価基準等において個別の公共サービスの内容等を踏まえて慎重かつ丁寧に検討されるべきものだと、このように考えております。

○岡崎トミ子君 私がやはり申し上げたいたいなと思いましたのは、経費の削減、そういうような目標です。と、障害を持つたる皆さんの雇用制度というのについてはなかなか配慮できることになつてしまつて、やはりともに生きる社会をつくつていくためには雇用政策を充実させることが大事であります。障害者雇用促進法では、国に対しても、自治体に対してもおおむね二・一%、民間企業に対しても一・八%というふうに法定雇用率として義務付けているわけなんですか。なぜ国や自治体の方が二・一%と高いんでしょうか。理由をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(川崎二郎君) 民間が一・八、国等が二・一の目標を置いていますのは、一つは、民間におきましては納付と給付という制度がございま

○岡崎トミ子君 大臣がまとめて全部おつしやつてしまわれたんですけれども、そこまで聞いてないところまでおつしやつてしまつたわけなんですか。けれども、私は建て替え費用にどのぐらいかということをお聞きしたかったわけなんですが。

実は、偽装住宅を購入された方々は、全く毎日不安の中で生活をしておられるわけなんです。建て替え費用というものにも追い立てられ、これまでの住宅ローンにも本当に払い続けなければいけないという中で、大変に経済的な破綻を来していく、生活は将来に對して何の希望を持つこともできない、そういう状態に置かれているわけなんですか。この被害者の抱える住宅ローンの金額の総額は幾らと把握していらっしゃいますか。

是非、その辺あたりと、それから、大体私の方で計算しましたのは、単純計算で総額では百五十億円前後というふうに思つておりますけれども、そのぐらいでよろしくございますか。

○岡崎トミ子君 強度〇・五以下のものは八十一億円でございます。

○岡崎トミ子君 とにかく、一人一人が二重のお金を払わなければならない状況で悩み続けて、私が先日伺ったときには本当に自殺者が出てもおかしくないというような、本当に悲壮な、そんな話しぶりでございました。是非とも、こうした一番不安な、財産価値のないものにお金を払い続けるければならない、見通しのない状態でローンを返済しなければならない、これを救済するためにお力添えをいただきたいと思ひますけれども、その点についていかがでしょうか。

これは一度も国会の中で前向きの答弁をいたしましたことはないというふうに伺つております。もし何かあれば、それは一人一人の被害者に対してもきちんととした説明がなされていないのではないかと思います。

思つておりまして、声掛けでありますとか見回り、こういうようなものは、こういうふうな広範囲になつて、あるいは車で、実は車の入つていないところ、それは自転車で行つたり歩いていったりしてサービスしていったわけなんですけれども、そういうことができなくなつてしまふのだということが大変心配でございます。

今、力強い答弁をしてくださいましたので、是非サービスが低下にならないようにお願いをしたといふふうに思つております。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○若林秀樹君 民主党・新緑風会の若林秀樹でございます。

よいよこの法案も民主党としては三人目、最後のバッターになりました。私も当選してこの七月でちょうど五年になります。小泉総理も政権を担当してから五年ということです。この五年の評価と課題を踏まえまして、法案を広くとらえて質問をさせていただきたいというふうに思つております。

まず、今の景気回復でございますけれども、ブル景気に並んだということで、ひょっとしたらイザナギ景気を超えるんではないかという状況まで今來ているというふうにされておりますが、今日も午前中、景気は回復軌道に乗つてゐるというお話をありました。私はそれを聞いて、国民の大部分の方が全く実感ないではないかなと思つております。

その意味において、小泉総理は今この件についてどういうふうに認識しているのか、自分自身がやつてこられたこの五年間の改革等を踏まえてお答えいただきたいと思いますし、与謝野大臣も、もしよければ後でお答えいただきたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私が総理に就任してから五年間、どう考へておられるかという御質問だと思いますが、当時はやっぱり景気停滞で、悲観論がかなり国会でも取り上げられました。しか

しながら、現実の姿を見ると、様々な経済指標、専門家、識者等の意見というのは、五年前から今を見るに景気回復軌道に日本経済は乗つてきましたと、しかしながらまだデフレ脱却には至つていないと、そういう評価をされているのが多数意見だと思います。

もとより、小泉内閣が掲げた金融機関の不良債権処理目標も達成しております。この当時は、デフレの時代に不良債権処理をしていくと失業者が増える、あるいは企業は倒産する、景気はますます悪くなつていく、デフレスパイアルに陥るということでありましたけれども、結果を見れば、失業者も減っておりますし、有効求人倍率1以上というところに回復してきております。また、倒産件数も毎年減ってきておりますし、会社を立ち上げる数も増えております。そういうことから、私は大方の識者が見ていくとおり、景気は回復軌道に乗ってきたんじゃないかなと思っております。

もとより、これだけではありません。悲観的な見方から、やればできるという意識の面の明るい面も大きいのではないか。また一方、フリーランとかニートとか、この景気回復軌道に乗ることができない人たちに対する対策が必要ではないかという声も出でてきているのも事実でございます。そういう新しい時代の変化に対応できない、あるいは改革によって今まで既得権を持つていた人の既得権が奪われる、そういう点に対しての批判も言われます。私は、大方の見るところ、改革の成果としての経済に対する好転、これは妥当な見方ではないかなと思つております。

○若林秀樹君 客観的指標とか識者の見方というのはいいんですけど、私が聞いているのは、国民の実感として本当に景気回復がこんなに続いているかということではないと、だから、そのことに對してどう認識しているかといふことを伺つてあるんですけど、野党が指摘したとおりにその都度やつていれば、これまでの改革をする必要はなかつたわけですね。指摘しても、いや、

ではないかなということなんです、行政改革をこれから論じるに当たつて。そこでのギャップが私はこれからの日本の進むべき方向性として踏まえないと、そういう重要な部分ではないかなといふふうに思います。

この点については、いろいろ議論をしているとまあ時間は掛かりますけれど、大きな層を占める

時代に合わなくなつてきたんじゃないかと、そういうふうに思つています。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) その時代その時代に改革すべき点はあると思います。そういう中で、今までに有効だと思われていた機構ももう時代に合わなくなつてきたんじゃないかと、そういうふうに思つています。

この点については、いろいろ議論をしているとまあ時間は掛かりますけれど、大きな層を占める部分もありますし、今まで縁だった部分がやっぱり下がつてきているというところもありますし、自営業者や中小零細、あるいは農業、あるいは漁業の方も大変な生活の中でやつぱりやつぱり下がつてきているというところもありますし、その国民の実感と客観的の部分に大きな私はギャップがあるんじゃないかと、そのことがやつぱり政治として必要なんではないかということを申し上げたかったわけであります。

しかば、本当に基本的なことですけれど、行政改革の目的って何でしょうか、小泉総理。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) やはり経済を活性化する、そして国民生活を全体的に豊かにしていくと、これが行政改革の一つの大きな目標であります。

○若林秀樹君 私もそう思います。重要な視点というのとは、国民の福祉の増大といふんでしょうが、豊かにしていくという視点が常にやつぱり行政改革の中に含まれていないと私はいけないんであります。私は、改革によって今まで既得権を持つていた人の既得権が奪われる、そういう点に対しての批判も言えずまあ合理化なり削減という言葉にはゴーサインしておりますけれど、じゃ、本当にその削減した後の姿がどうだったかということについては、私は、必ずしも国民が望んでいた方向性と今の行

政改革の方向性が合っているのかどうかというのにはいいんですけど、私は分からぬ部分もあるんではないかなと、豈かにしていくという点で、少しうまくやつぱり行つて伺いたいと思います。

○若林秀樹君 その上で、少し談合のことについて伺いたいと思います。

これまででも談合、天下りのことを様々な不祥事を通じて指摘してきました。しかし、なぜ今日までなくならなかつたんでしようか。その基本的なことについて、まず御認識を伺いたいと思います。総理。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) これは一つの理由じゃないと思いますけれども、ある面においては助け合つていこうという面もあつたんだと思います。強い企業だけが仕事を取つちや、ほか、やつていけないじやないかと。お互い分からぬながら、仲間同士仕事を分け合つてやつていてこういう、そういう慣例もあるんだと思います。決し

ちよつと例えがよくないんですけれども、分かれりやすくて言うために、やっぱりそのぐらいの負担感があるんです。

小泉総理は、別に大学行くだけが能じやないと。はつきりそうなんです。私は子供に大学行けなんて一回も言つたことはありません。しかし、ここが問題なんですけれども、中学あるいは高校へ上がる段階で本当に何をしたいかということは分からんんですよ。だから、子供に対しても親は一生懸命教育を、できる限りのことを、教育環境を整えよう、だからそれが家計に影響して、それを見た子供たちが、親は頑張つているというのが分かるわけですよ。そうすると、そこまで家計を、まあ負担を与えてでも本当にやるよりは、じや自分が大人になつたときは少しの分、樂をしようとかという、そういう感覺にもやっぱりなるんですね。ですから、結果的には、余裕のない人たちには塾にもやれず、結果的には途中段でもうそういうふうにならないという子が、結果的には経済の負担能力によつて出てくるという、この事実ははつきりやつぱりお認めいただいて、是非ともこの教育に対する負担に対して何らかの手だてをするということは、実は少子化対策であつたり、あるいは未成年の犯罪防止であつたり、そういうところにつながつて、これこそがやっぱり将来への投資という面で併せてやつぱり議論していくことが私は重要ではないかなというふうに思いますが、小泉総理の認識について伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 教育は重要でありますし、小さなときから、学校にいるときから自分が何をやりたいかと決められる人は私は「くそ」少數だと思いますね。また、そうなりたいと思つても、中学、高校、大学へ入つていくうちには、また別の方に自分は向いているとか、自分が目指していた分野については自分は合わないんじゃないかと思つてくる人もいるし、学生時代から将来の目標をはつきり持つていいけるというのは、これはすばらしい才能だと思うんです。

そういう方は少ないんじゃないかな。だからこそ、学生時代から仕事に対する理解を持つてもらうというような習慣とか訓練が必要だということです、今、文科省もそういうのを取り入れていうことについて学校に行けないということはないような制度になっています。希望者はすべて奨学資金なりで、家庭が教育資金を出してくれないからと学業資金、提供するような制度はつくらなきやいかなということです、今そういう制度になつております。

教育の重要性、これはいつの時代になつても変わらないし、また親御さんも教育に対する負担よりも子育てに喜びを感じる、そういう面もあるんじゃないかと思いますし、そういう前向きの見方必要ではないか。子供を教えるんじやなくて、子供から教えられる面もたくさんあります。子供を持つ負担よりも子供を持つ喜びもたくさんあります。そういう点もやっぱり併せてこれから考えていかなければいけない問題だと思います。

○若林秀樹君 教育を受けたい意欲のある人は全部環境は整っていると、これはうそです。確かに大学に対して奨学金とか低利子での融資はありますけれど、要は、小学校から大体そういう環境になつてきて、それに対しても余裕を持って教育環境を与えてられないから、結果的にはもう行かないんです、そこまでは。その違いを是非分かつていただきたいなというふうに思っています。

先ほど、ですから、子供は何をやりたいか分からぬ、しかし将来の可能性を取りあえず広げていくためには、やっぱり勉強しておきなさいと言ふわけですよ。そうすると、やっぱり塾に行かなきやいけない、いい学校に行きたいという、これは親の気持ちですか、必ずしもそこは私の小泉総理との意見の違い、私はあると思いま

で、先ほど、その負担は逆に少なくすることによって、教育への投資を拡大することによって、私は、将来の社会的コストも逆に減り、犯罪も減り、そして日本の未来への投資になるという、その仕分をやつぱりしっかりした上で、私は政府としてやつぱりメッセージを出すべきだと思います。

国民も、必要で確実なりターンがあれば、負担する覚悟はあるんですよ。例えばフィンランドで、大学まで大体授業料はただである。もし、そこまで保障してもらおう。あるいは子供の安全のためにスクールバスを提供してもらう、あるいは教職員を増やして三十人学級にして、そして塾に行かなくとも済む、そういうことが明示されれば、私は、国民党は極端に言えば消費税の二、三%出してもいいよというふうになるかも知れない。

そういう議論を併せてやつぱりやっていくことが、今、我々自身に明るさになり、将来に希望が持てる、そのことが子供にやつぱり伝わるという、そういう議論も併せてやつぱり是非していたいなというふうに思いますんで、小坂大臣、ちょっと、質問通告はしておりますんで、御発言が、そういうことで、もし本当に簡潔に御発言があればお伺いしたいと思います。

○國務大臣（小坂憲次君） 教育こそ未来投資である。正に資源のない我が国にとって人材こそ宝でござりますから、その宝物のために今投資をすることが必要だということは私も同感でございます。

また、委員がおつしやいましたように、できれば幼稚園から大学まですべての教育を国が保障する、そういう制度があればいいではないかと。これは確かに考え方としてはそういう考え方もあるかもしませんが、それではそれを消費税で賄うとか、あるいはそういう税の負担をどのようにするかということに関しては、消費税で3%上げていいというふうにおっしゃる方が国民の中とどれほどいるか、その辺はなかなか疑問のあるところでございますが、そういうことを踏まえまし

て、私ども文部科学省といたしましては、先ほど委員の方からも御紹介ありましたが、幼稚園の奨励費補助金や私学助成、奨学金の事業など諸施策を通じまして教育費負担の軽減に取り組んでいるところでございます。

また、教育への投資は、先行投資という意味で、その水準の維持向上を図るために各種の施策も併せて行っているところでございます。先ほど総理からお話をありましたように、今奨学金を無利子、また有利子のもの、合わせますと需要を賄っている状況にあることも事実でございます。しかし、そこまで至るまでの経過はどうであるかということについては、今ここではあえて申し上げませんけれども、委員のおっしゃりたいところは分かりますが、なかなか現実的には財政的な問題もあるということを御理解いただきたいと思います。

○若林委員君 要は、消費税、すぐ反対すると言いますけど、國民が本当に信じれば私はその可能性だって開けてくる。その議論さえしてないわけですよ。

要は、今の問題点の本質は、まあ私はいつも例えで言うんですけれど、マンションに住んで、三万円払ってでもいい管理費のマンションに住みたいのか、それでも三千円で休みの日はみんなで出てきて一緒に草刈りしたり、そういうマンションがいいのか、その本質的な中身の議論ができるない中で削減することだけに言われれば、國民は私はやっぱり元気がなくなる。あえてそういう何が必要なのかという部分をやっぱりしっかりと議論する必要があると思います。

今回の法案の審議の中で、フィンランドでは減税を公約に掲げる議員が落選する、あるいは労働組合が増税する、北欧ではという話を聞きますけれど、なぜ我々ができないのかと。それは、私は、野党もそうですけれど、やっぱり政治、行政に対する信頼度がないからです。だから、年金でもあいう問題ができるんです。そのことを我々自身がしつかり受け止めて、やっぱりこういう行

政改革を本気でやるんだということをやる気持ち

がなければ、私はこれから日本は開かれてない

というふうに思います。

その上で、この五年間の小泉改革ということであえて申し上げますが、パネルを、資料の三枚目の事後規制、事前規制のパネルを、資料をちょっと見ていただきたいというふうに思います。

日本は、これまでの経緯の中で事前規制が強かつた国だというふうに思います。小泉総理は、このマトリックスの中で、日本は今どの方向に向いているのか、お考えをいただきたいというふうに思っています。

私は、規制緩和が悪いとは言つております。

しかし、結果としてその方向がうまくいっているのかどうかというこのマトリックス、この資料は実は政府が使つた資料でありますので、そこから抜粋したものでありますので、日本は今どこに向かっているのか、アメリカ型なのかそうじやないのか、お考えを伺いたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) よく私はアメリカ型にしようとしているんじやないかと誤解が曲解する人が多いんですが、そうじやありません。日本はあくまでも日本型です。民主主義も日本型の民主主義なんです。ですから、今、規制が過過ぎるから構造改革していくこうということなんです。日本はあくまでも日本型であります。ですから、今、規制が多過ぎるから規制改革していくこと、構造問題があるから構造改革していくこうということなんです。どっちの国に向いているということでもございません。

○若林秀樹君 そうですか。意外な答えだったのちょっとと私も答弁に戸惑いますが、この……(発言する者あり)

○理事(保坂三蔵君) 答弁じゃないです。私の……(発言する者あり)

○若林秀樹君 答弁じゃないです。私の……(発言する者あり) はい、質問。

この左側を見ていただきたいんですけども、これは識者の書いた現象であります。つまり、事前規制を弱めて事後規制も弱めるとどうなるか。適切な社会ルールが生まれないと弱肉強食の密法則がばっこする、被害者に対する適切な対応措

置がそれないと不公平感と不信感が高まり社会が不安定に、結果的に被害者や社会のコストをかえつて高くする可能性がある。正にこれこそが耐震偽装が出たのも小泉構造改革のせいにするのかというのは、私は理解に苦しむ。じゃ、全部

震偽装であり、ライブドア事件、まず小泉改革の本質ではないかなというふうに思います。

これは、政府で使つた資料の中で、結果的に、規制を弱くして、さらに事後の規制も弱くすれば

結果的にこういう現象があるということを当てはめると、正に今は日本というものはこういう状況になつてはしないかということから考へると、私は

は、結果的に事前規制を弱めて事後規制も弱める方向になつて、事前規制を弱めれば必ずしも政府の仕事は樂になるわけではない。やっぱり一方で事後の規制もバランスを合わせてやるということが日本の将来にとって必要ではないかという認識の下で、小泉総理はひょっとしたら事前規制弱、事後規制も弱に行こうとしているのかなというこ

とを伺つたわけでありますので。

私は、アメリカ型とか言うつもりはありませんけれども、事後の規制もきつちりやる、だから証券取引等監視委員会とか食品安全委員会とか、そ

ういうきちつと事後の規制もやるところを合わせてやるということが必要ではないかなというふうに思いますが、確かに増やしてはいますけれども、私は必ずしもそこのバランスが合つていなか、だからこういう問題が起ころんではないかといふべき点はしなきやいけない。

しかし、こうした規制改革の中で、事前のやつはもうかなり自由に任していくことになつたという点はあつたことも事実だと思います。

しかし、こうした規制改革の中では、事前にやつた組織的な行為ではないという認識を示された

だけですから。それはやっぱり非常に不適切な発言だと私は思いますので、結果責任としての政治の責任を果たしていないということは事実だという

私は、そういう意味において、必要な規制はしなきやいけないけれども、規制が大き過ぎるからこそ規制改革の必要が叫ばれて、その点はよく事業について点検していかなきやならないと思つて

いるというのは民主党も主張していることでしょう。

○國務大臣(中馬弘毅君) 今委員もちょっと指摘されましたように、従来は事前にかなり強い規制をして、そのために事後のチェックを余りしてい

なかつたという点はあつたことも事実だと思います。

しかし、こうした規制改革の中では、事前にやつた組織的な行為ではないという認識を示された

だけですから。それはやっぱり非常に不適切な発言だと私は思いますので、結果責任としての政治の責任を果たしていないということは事実だという

私は、そういう意味において、必要な規制はしなきやいけないけれども、規制が大き過ぎるから

こそ規制改革の必要が叫ばれて、その点はよく事

業について点検していかなきやならないと思つて

いるというのは民主党も主張していることでしょう。

○國務大臣(中馬弘毅君) 今委員もちょっと指摘されましたように、従来は事前にかなり強い規制をして、そのために事後のチェックを余りしてい

なかつたという点はあつたことも事実だと思います。

私は、そういう意味において、必要な規制は

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それなのに、何で耐震偽装が出たのも小泉構造改革のせいにするのかというのは、私は理解に苦しむ。じゃ、全部

震偽装であり、ライブドア事件、まず小泉改革の本質ではないかなというふうに思います。

私は、そういう意味において、必要な規制はしなきやいけないけれども、規制が大き過ぎるから

こそ規制改革の必要が叫ばれて、その点はよく事

業について点検していかなきやならないと思つて

いるというのは民主党も主張していることでしょう。

私は、そういう意味において、必要な規制は

○國務大臣(川崎一郎君) 昨日、厚生労働委員会が開かれましたので、様々な答弁をさせていただきました。

私は、そういう意味において、必要な規制は

すし、そういう方向に行くべきだと思います。

別に民間による検査を否定しているわけではありません。要は中身なんですよ。それでも自分の責任じゃないと言うのは、私はやつぱり責任放棄だと思いますよ。それは政権でいる以上、私の責

任じやないと言うのは。事実、こうなつていてるわけですから。それはやつぱり非常に不適切な発言だと私は思いますので、結果責任としての政治の責任を果たしていないということは事実だという

責任を果たしていないということをおつしやられました。

私は、そういう意味において、必要な規制は

すし、そういう方向に行くべきだと思います。

それはならない、当然申請書類を待つて、それを

もつてしつかり処理をするように、こういうことを行いました。

しかしながら、事案が出来ました大阪におきましては、ないという返事であつたと、ないという返事が返ってきた。それが五月の十七日になつて出てきた。その後、長崎等、また今日の新聞でもいろいろな報道がなされているところでございます。

れないといふうに思います。
その上で、社会保険庁の長官、来ていらっしゃると思いますけれど、いらっしゃいますか。いや、社会保険庁長官に昨日お願ひしたはずでありますけれど。おかしいですよ。（発言する者あり）
○委員長（尾辻秀久君） 速記止めてください。

をさせていただいております。
二回にわたりまして、私ども、そういうことで全部の事務局に照会を掛け、調査をしたにもかかわらず、再度、再々度こういった事例が起きたと、いうことにつきましては、大変に序として、組織としてのガバナンスが機能していないというふうに聞いておわびを申し上げなければならない、といふうに考えております。申し訳ありません。

その意味で、今回の問題の本質は空洞化対策のある部分の私は限界ではないかなというふうに思います。これで更に徵収を強化すれば逆に国民のある部分の御理解を得られない部分もあるかもしれませんし、私はひとつ大きく今後のやつぱり対策を考える時期に来ているんじゃないかなというふうに思います。

したがって、一つの事案が出て、本省が調へたことに対して、事実関係を明確に連絡してきたところ、全く連絡せずに、特に、調べるべきこの局長が、分からぬでやつてきたのか、自分が隠ぺいしようとしたのかよく分かりません。しかしながら、もうこの人に大阪を任せておくわけにいかないということで更迭を命じたと。したがつて、事案としましては、本省ぐるみですかと聞かれたから、そうではないと思うという回答をしたわけです、質問に対して。

○若林秀樹君 大分その後の質問の項目が変わってしまいます。今日はテレビも入っていますんで、進めさせていただきたいと思います。

こんなに重要なことを長官自ら出てこないといふのはおかしいし、私は通告のとき申し上げましたので、事実関係は確認させてください。昨日の質問を受け取った方はそれを知っているはずであります。

その上で、なぜ、じや、このような不正な免除

○若林委機君 いや、だから理由を聞いているんですよ、なぜそういうことが見抜けなかつたかと。今、社会保険庁に与えられている最大の使命は信頼回復なんですよ。そのために村瀬長官は来たわけでしょう。そのために、こういう不正行為をするということ自体が私はもう開いた口がふざがらないというか、こんなことやつたらもう、すぐ分かることじゃないですか。これを三万七千人、太阪だけでやるということ自体が私はやっぱり信じられないんですよ。

て、やがては抜本的に改革すべきだということになりました。私は、やっぱりこの空洞化問題は全くもって止まつてないと。いつも納付率と免除者を入れた実際の納付率を比べると、もう既に五〇%ぎりぎりなんですよ、実質、対象者の。今回この流れを見ると、もう五〇パーセントいるぐらいの状況なんです、この空洞化。早くこれを手当てしないと無年金者がどんどんやつぱり出てくるというこの現実に対して、私は是非ともやつぱり年金の抜本改革をこれからやるべきだと思いま

しかしながら、現地の局長若しくは所長がかなりの可能性でかみながら、正に法律違反の行為を行つた、ゆきしき事態だということで、全局長を集めて全体的な会議を開きながら、一つ一つを詰めて、やがてやがて三度二つ三つで調査をして、やがてやがて

が見抜けなかつたのかということについて、社会保険庁の立場からお伺いしたいと思います。
○政府参考人(青柳親房君) 手続にもし間違いがあれば申し訳ございません。おわびを申し上げま

村瀬長官に伺いたがつたんですけれど、高い目標を掲げてやるというのはそれは重要ですけれど、何がその後に起きるかというところも含めて私は預かった責任の、責任者としての問題はあると私は思ひます。これは余り言ふ餘りないところ

すし、小泉総理、そういう協議会があるじゃないかという話がありましたがけれど、与党は余りやる気がそれは感じられない。

ながら、それでもないという返事をして、また昨日の夜の段階になつてやつぱりありましたというような返事をした地域もあるわけですから、残念ながら、私も人を信じたい、人を信じたければどうでしたか? まだ三月にわたって調査をして

その上で、私の方からお尋ねにお答えをさせていただきたいと存じます。

と私は思ひます。これに余り言いたくなかったから、あえて書くのですけれど、やっぱりある意味で、損保ジャパン、今、金融厅、ありますよね。保険料を立て替えていたとか保険金の大量不払とか、ある部分をういう体質があるんですね。今回の事例を見る

議会の中の筆頭の理事か何かやつて是非引張つていただきたいと思いますが、その意欲があるかどうか。ちょっと、やっぱり有言実行で、そこまでおっしゃるんだつたら中で改革してください

も、この件については信じられない。一件一件、やはり村瀬長官が自分の目で確かめてきちっとしないといふ指示をいたしているところでござります。

は、まずは私ども、先ほど大臣から御答弁をさせさせていただきましたように、まずは三月の時点で同様の事例があつたことについて、これを踏まえて全国の事務局に照会を掛けて、同様の事例がない

と、ある部分同根の問題ではないかなと。ただ表面的な実績をつくれば何とかしのげるということが仮にあつたとしたら、私はそれは彼、長官にそういう意思是なかつたと思ひますけれど、結果的

○若林秀樹君 今言うと、やっぱり組織的な行為であつたということをお認めになつたという発言だというふうに思います。それがやっぱり普通の反応だというふうに思いますけれど、余りにもちょっと違つたんで、三万七千件の不正処理を個人の担当ができるわけがないですよ、そんなもの。それにもかかわらず、こういう発言がその日に出てくること自体が私はちょっと信じら

かということについて調査をさせていただきました。この時点では、これに対して、大阪その他の地域からは該当事例はないという返事を受け取っております。また、五月にこの事例が再発をしておりますから、再度全国の事務局に同様の事例がないかということについて照会を掛けさせさせていただきました。また、京都の事例が発生したときには、本省からも職員が参りましてこの調査本

に自分が育つてきたそういう経験とかノウハウとか、そういう部分がいきなり適用すると、結果としてこういう事例がやっぱり出るということについて、私はそのやり方に問題がなかつたかということについて反省を促したいということを聞きました。かつたんで、今日は是非長官に事実関係を伺いたかったということでありますんで、もうこれ以上聞いても出てこないと思います。

元化だって、長年できなかつたことをようやくまとめてやろうとしているんです。ところが、民主党は、これは国民年金も一緒にやろうと言うから、これはまず一元化してから国民年金というもののを考えようということで今協議しようといふだけれども、民主党入つてきてくれないから。私のことについて、私……（発言する者あり）だから、そういう問題があるから、一元化の問題

が出てきて与野党の協議会ができたんでしょう。そこに議論乗ってこない、というよりも乗つてきた方がいいじゃないですか。

そういう中でやはり、総理辞めてから私に、何だつて、理事事をやれって。（発言する者あり）総理辞めれば余り口を出すなどという意見の方が多いんじゃないですか。（発言する者あり）だれか言いましたよ。中国では、総理、指導者辞めたら後の政治に口出さないのが慣例だと。そう言うから、それを私はよく参考にしようというふうに話しているんです。余り総理辞めてあれこれ出しやばるのもよくないでしよう。

○若林秀樹君 でも、やっぱり言つたことがそのとおりになつてなければ、是非、出番は一杯あると思いますよ。きっとこの行政改革推進法案だってそのとおりにならないかもしね。是非、その都度また意見を出していただいた方がいいんじやないでしようか。

（資料提示） の、前へ戻つていただきて。（資料提示）

これ、今回の公務員5%削減の今の現状がどうなつているかということでございます。御案内のとおり、もう説明するまでもなく、まあ今日はテレビ中継を見ておられる方もいらっしゃるんでお話ししますと、約八十八万人ぐらいいた公務員が、今三十三二万人になつてているということです。

ちなみに、この三月期に一番もうけた日本の括弧付きの企業でいえば郵政公社ですね、一兆九千億円。トヨタをはるかに上回る利益を出した郵政事業でありますけれど、竹中さんはたしか国営は効率が悪いとか、あるいは損が出れば国民負担になると、言いながらも、一兆九千億の利益ですか、國民は多分不思議に思つてゐるかもしねない。しかし、この郵政現業でしたつて、料金收入で運営は、税金の投入はゼロですから、公務員を削減したからといって國の負担が減るわけでは全くない。いかにも負担が減るような感じで私は、小泉さんは國民を説得されたような感じもします。

一方、独立行政法人を減らしながら、最終的に五%削減するということで、今お話を伺つてゐるところ、多少独立行政法人化をして、とりあえずこの行政機関から外して五%削減をしようかという動きもあるみたいでけれど、そういうことも含めてお認めになられるんでしょうか、小泉総理。

○國務大臣（中馬弘毅君） 総人件費改革でございまが、御承知のように五年で5%という純減目標をかざしております。

御指摘の独立行政法人化につきましては、例えば国立高度専門医療センター、森林管理分野など

についてもこれから、これを対象にいたしておりますが、定員純減を行うことを予定しておりますけれども、これらについても経営の自主性を生かして国民サービスの質を一層向上させ、自己収入の拡大や業務の効率化等につながるものでござりますから、また非公務員化することによりまして、より民間に準じた経営努力が可能となるものでございます。

加えまして、独立行政法人等につきましては、国家公務員の人員費削減に準じて、十八年度以降五年5%以上の人件費純減を基本とした、取り組むことにしておりまして、国の財政負担が変わらないという御批判は当たらないんじやなかろうかと思います。

今、たまたまそつた形で一部、まだ途中経過でございますが、今後はそういう形で非公務員化もしてまいりますし、それがまた場合によつては

完全な民営的な形になつていくわけございまして、そういうことも御理解賜りたいと思います。

○若林秀樹君 余りよくちょっと分からなかつた部分もあるんですけれど、要は数合わせの削減だけはするべきじゃないなということが私の趣旨でありますけれど、もう一方のパネルを。

では、じゃ、どこを削減すべきかということの中、私は今回この社会保険庁の不祥事を、またまとしたことありますけれど、ここは国税と年金、社会保険を一元化して一つの歳入庁として、一回もう社会保険庁は解体すると。ここまで同じような不祥事を繰り返していれば、私はもう

解体的出直しじゃなくて、一回解体して出直しても、いかがでしょか、小泉総理。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） この社会保険庁は平成二十年に廃止するということを決めているわけです。そして、あの社会保険庁解体の議論の中でもこの歳入庁の話も出ました。しかしながら、国税庁とこの社会保険庁、保険関係というものを一緒にしたらどうかということであります

が、これについて、今後の検討課題としては認めますけれども、まずは二十年にもう廃止すると決まりますから、社会保険庁、それを見てからいいのではないかと、私はそう考えております。

加えまして、独立行政法人等につきましては、国家公務員の歳入庁といふことも考え方としては理解できるし、そういうことも選択肢の一つだらうというふうにお認めになつたということがあります。

○若林秀樹君 その意味では、二十年過ぎて、後は国税庁と一緒にして歳入庁といふことも考え方としては理解できるし、そういうことも選択肢の一つだらうというふうにお認めになつたというこ

とでありますんで、あえて谷垣大臣には聞きませんので、今の答弁をいただいて、次の最後の、最後というか、テーマに入りたいと思います。

天下りの件について一つ伺いたいと思ひます。私も、あるひょんなところから、あつ、こんなところにも天下りがあるのかといふことで気が付いて、その事例についてお伺いしたいと思ひます。

一つは、国立病院の民間移譲ということで、これまでの行財政改革の中で国立病院を再編成しようと、ある部分を民間に移譲しようということあります。これまで、どのような法人にどのような条件で、そして移譲先を決定する際の売却先の決定はどうのような手続を経るのか、簡単に概略

いますので最初に申し上げますと、一番最初に、昭和六十一年に行政改革の一環として、国立医療機関と機能の質的強化を図るため経営移譲及び統合による再編成を進める。残念ながら施設の引受けがなかなか現れなかつたということから、平成八年に国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律というものが作られました。

それによりまして、地方公共団体に対しましては、職員を五割以上引き継いでもらうときには無償でそのまま仕事を継続してもらおうと、また民間におきましても同じように職員を探つてそのまま仕事を引き継いでもらう場合は九割引きで売る

と、こういう法律構成になつております。職員を引き継がない場合は四割五分引きで売却をする。こういう一つ一つの売る要件が定められた法律をお作りいただいたわけでございます。

それに基づきまして、十八年三月現在で七十か所、日赤、済生会、厚生連九か所、医学部を置く大学等を設置する学校法人五か所、社会福祉法人十四か所、医師会五か所、その他公益法人三か所の、すべてで七十か所でございます。

○若林秀樹君 分かりました。

申し上げたいのは、地方公共団体は無料で売却する。民間に對しては九割引き、一割引きじゃないですよ、九割引きで売却をするということであります。

その売却先の決定は、私が聞くところによると、何かコンペ方式とか入札方式をせず、すべて厚生労働省の権限でできるということを伺いまして。九割引きの国有財産を厚生労働省だけの判断で売却をするというものがこれであります。

そして、私は聞いたんですけど、売却先に、じゃ厚生労働省等から天下りありますかという問い合わせをしました。そしたら、文科省からも厚生労働省からもありませんという結果を伺いました。

それで、ちょっと調べたんですけど、ちょつ

とパネルを、最後のパネルを見ていたいんですが。(資料提示)

例えばこの国際医療福祉大学、天下りはないと言わながらも、実際に調べてみたら、見てください。これ。医務局長から事務次官まで、これ一部の幹部の方だけですけれど、医療行政に携わる厚生労働省からこれだけの方が天下りしているんです。そして、大学の認可をする文部科学省から何と事務次官と教育助成局長が天下りしているんですよ。政府はないと言っているんです。これが一つの抜け穴でありますし、いつたん公益法人に行つた上で天下りをしているということで、データとしては出てこないんだろうというふうに思います。

しかし、しかば、こういう九割引きで、売却先のこういう大学に対して一方でこれだけの天下りがしているということは、私はやっぱり不適切なやり方だというふうに思いますし、様々な不明の中からそういう売却が行われているんではないかという疑義を呼ぶんではないかなというふうに思います。

例えば、この熱海病院でありますけれど、二百七十床ぐらいある、診療室が四十ぐらいある八階建ての病院であります。これの時価がお幾らぐらいだと思いますでしょうか。十五億七千万です。私はちょっと専門家じゃないから分からなんですが、余りにもちょっと低過ぎるなと。これは時価であります。時価ですよ。これで九割引きのさつきのを適用すると、実は三億五千万でこの病院を買えるんです。それがこの熱海病院でありますけれど、千葉県市川市にある、売却先が医療福祉大学ではないかということで昨年ずっともめていましたし、地元の方からこれはおかしいんじゃないとかということで、実は、じゃコンペ方式を年末に取つたら、その結論も出さない。今度は第三者方式でやろうといったら、その結論も出さない。今

日まで売却先が決まつていないという状況ですか

私は確かに、今の天下りですと、民間営利法人に対する天下りは禁止しているんですけど、民主党は公益法人も含めて今回法案提出をしたと。その事例の一つとして例えばこういうことがあるんではないかということを見ると、私は明らかにここはおかしいんではないかということを含めで、民主党の案を出させていただいたということに対しまして 小泉総理、どうですか、ちょっとこれには余りにもちょっと天下りとの関係に疑惑を思われても仕方ないという認識はお持ちでしようか。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) お話を聞いた限りでは適切ではないなと思う点も随分あります。しかし、実態どうなのか私もよく分かりません。買手がないのかどうか、そういう点もありますし、地元では国立病院じやない場合も病院は残しててくれという声が強いわけです。移譲先探してもなかなか出でこない、残してくれという場合にはどういう方法がいいかと、いろいろありますから、よく事実を把握して、適切でない点は正していかなきゃならぬと思つております。

○若林秀樹君 じゃ、川崎大臣、もし御見解があれば、こういう事象に対して、担当大臣、責任者としてどういう御認識なのか。

○国務大臣(川崎二郎君) 過去の事例で疑義を招くようなことがあったかどうかは私が調べてみました。

それから、国府台につきましては、民間の識者を中心にしながら、もちろん厚生省の人間はかまないで、きつととしたことを行って、かつ国民の皆さんから疑義を招かない透明な方法でやらなければならぬと、こう思つております。

一方で、総理が先ほど申し上げましたように、あと聞きたかったことでは、政府系金融機関の統合については、やはり中小零細企業に対してかり対応されることのある部分やっぱり期待したいと思います。

一方で、総理が先ほど申し上げましたように、実際問題、病院の経営はなかなか難しい。特に、大学ではないかということで昨年ずっともめていましたし、地元の方からこれはおかしいんじゃないとかということで、実は、じゃコンペ方式を年末に取つたら、その結論も出さない。今度は第三者方式でやろうといったら、その結論も出さない。今

は事実でありますから、現実問題、その病院の経営はどうなつているかということも調べてみたいと、このように思つております。

○若林秀樹君 是非、そういう認識で、疑義を持たれないようにしていただきたいと思います。

今の制度は、こういうことを、じゃ売却先に天下りいませんかと聞いても、役所の答えはいませ

んということなんです。調べてみるとこれだけの人が、一部調べただけでこれだけの人が出ているというこの今の仕組みそのものが、やっぱりこの間、過去からのずっと指摘のよう抜け道がしつかりあるということに対し、しっかりとやっぱり法律でくさびを打つということが私は必要なことだというふうに思いますし、こういう方たちが必ずしも本人の意図で行つてているわけじゃないかもしれませんけれども、やっぱり早期の退職の勧奨制度みたいなのは廃止してこういう疑義は招かない

ようにしていかなきゃいけないと私は思ってますから、厚生労働省だけの判断ではなく、さつき言いましたように、第三者の識者をこれからは入れるというふうに言いましたので、是非そういうやり方をして疑義を招かないようにしていただきたいなというふうに思つていただけます。

もう残り一分になりました。まだまだお聞きしたいこともありますけれども、是非、この行政改革推進法がその趣旨にのつとつてしっかり対応されることのある部分やっぱり期待したい

いと思います。

あと聞きたかったことでは、政府系金融機関の統合については、やはり中小零細企業に対してしつかりとした配慮をした制度設計していただきたいということを再度申し上げたいと思います。

私は、本音の意味での行政改革というのは、私はやっぱり政権交代でしかできないんではないかな、その受皿になるために一生懸命頑張るというふうをお誓い申し上げまして、私の質問を終わります。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 現在、飯田氏が

締めくくり総括ということで、今日も朝から、官から民、民間にできることは民間にという話が、答弁が続いておりますけれども、私はずっと議論を聞いておりまして、そんなにきれい事なのかなという疑問を持つております。

官から民、民間にできることは民間にという話が、答弁が続いておりますけれども、私はずっと議論を聞いておりまして、そんな話がころごろしているわざでございます。しかも、ただ仕事を待つているならまだかわいいところあるわけですから、だつたりすると、そんな話がころごろしているわざでございます。

政府の会議に、審議会や有識者会議に直接入って参加をして、そして仕事が出来るような方向を、そういう政策決定にも関与していると。このこと大変おかしいなと思っています。

例えば、お手元に資料もお配りいたしましたけれども、今回の改革の中心を担つている有識者会議、行政減量・効率化有識者会議というのがございますけれども、この座長はセコムグループの最高顧問をやつていらっしゃる方でございます。

今、セコムは刑務所事業に大変力を入れております。またセコムには、元法務省の名古屋管内の刑務所の責任者の方も天下りをしていると。そんなこと含めて、大変刑務所事業に力を入れています。またセコムには、元法務省の名古屋管内の刑務所の責任者の方も天下りをしていると。そんなこと含めて、大変刑務所事業に力を入れているわけですから、この会議で刑務所のPFI事業化、つまり民間運営でございますね、また業務の民間委託を提言をしております。セコムはもう既に山口県の美祢の刑務所のPFI事業を五百七億で受注をしておりますし、二号刑務所の事業にも入札参加をしているところでございます。市場化テストモデル事業にも入札参加をしていま

す。

私は、申し上げたいのは、こういう具体的に利害関係のある企業の最高顧問がこういう政府の会議の座長を務めていると、これはさすがに私問題だと思いますが、総理のまず所見を伺いたいと思います。総理にお願いいたします。

行政減量・効率化有識者会議の座長として様々な提言をしてくれておりますし、それは、民間の経営でやっている経験を生かして、民間にできることは、そういうものだと、見識を發揮されているんだと思っております。こういう事業が正規の手続で関連の会社なり民間に事業委託されているという点についてどうかと聞かれても、不正でない限り私は問題がないと思つております。

○大門実紀史君 私、申し上げているのは、専門家はほかにもいらっしゃいます。こういう直接利害関係のある人が入るのはいかがなものかと。もちろん、この有識者会議で直接仕事の発注したら、これはもう問題どころか汚職事件になります。こういうことに対しても感じられないというのが私問題だと思います。

しかも、これはこの行革の有識者会議だけではありません。今回の行革の目玉の一つでもござります国有地の売却、これも有識者会議が組織されております。国家公務員の跡地利用の有識者会議でございますけれども、ここにも、早稻田の先生でござりますけれども、森ビル・アカデミーヒルズの会長をやつていらっしゃいます。森記念財団の会長もやつておられます。これは知っている人はみんな知つておるんですけども、森ビルと大変関係の深い方が座長をしていると。

さらに、驚くべきことですけれども、常識外れだと思いますが、三井不動産の直接こういう仕事をやつておる不動産投資サービス本部長、三菱地所のビル事業本部長まで委員に入っていると、この森ビルと三井不動産、三菱地所の場合は、もう国有地を売却受けているところなところで開発事業をやつておるところがございます。

どうしてこういう、正に生臭いといいますか、直接仕事をやつておるような人たちが政府の有識者会議で国有地売却の方向を決めるところが、大変問題だと思っております。

もう少しちょっと具体的な話をいたします。國有地がこういう一部の企業や団体の、何といいますか、もうけの基になつておる事例でござい

ます。

私は該委員会でこの問題を取り上げてまいりましたけれども、どういう話か紹介いたしますけれども、まずこの大手町、これは東京千代田区の大手町の国有地、合同庁舎跡地でございます。これは二〇〇五年の三月に国から都市整備公団に売られた土地。どういうわけか、すぐ十一月には都市整備公団から、都市再生機構から大手町開発というところにすぐ売却されました。つまり、随契で売ったわけですけれども、都市再生機構に随契でまず売つてあげると、非常に随契ですから安く買えるわけですね。それがそのままトンネルになつて大手町開発というところに譲渡されたわけです。

大手町開発というのは、この開発に絡む、あるいはそこに土地を持つておる企業が作った有限会社でござります。そしてこの土地が今そういうふうに売られるわけであります。

この大手町の開発全体を企画立案してきたのが、この大手町まちづくり株式会社と、この大手町開発の事務総長、取締役に三菱地所の社長が入つております。

何をやろうとしているかといいますと、経団連会館・日経ビル、JAビル、これをこの合同庁舎跡地に移転をすると、次々に建て替えをしてやつておこうという、そういう開発事業でございま

す。

それだけではございませんで、総理が本部長をやられております都市再生本部で、この大手町開発は国家プロジェクトに指定されました。そのことによって容積率が、今、七〇〇%だったわけですから、一回に一五九〇%、二・三倍にアップをしたわけでござります。つまり、床面積が倍になつて、ここに建物を建てたら、こういう経団連と日経とかが、ここに等価交換で入つてももしかしながら、どの点が利害に抵触しているのか、今私がお話を伺つた限りでは分かりません。

○大門実紀史君 存じなければ、その座長さんは総理と懇意にされている方でもござりますから、調べていただきたい。総理、御存じなれば、その座長さんは総理と懇意にされている方でもござりますから、調べていただきたい。この大手町開発の実はまちづくりビジョン委員会というのがございましたけれども、それに、先ほどの有識者会議の座長さんもずっと絡んでいたということでございまして、まあ国有地売却、せんけれども、こういうふうにもうけの場として、もうけの道具として使われていると。しかも、国が容積率を緩和して手品のような仕掛けで、随契で安く買わせてあげて、さらに容積率を緩和して手品のような仕掛けを使って大もうけであります。

この大手町開発の中心を占められていると。この会議は、国家公務員の宿舎の跡地だけじゃなくて、後々国有地全体の活用の委員会に発展していくことも決められていました。

いずれにせよ、こういう人たちがどうして政府の中心の会議に入つていろいろ決めるのかと。これは私も、もうここまで来ると利害の抵触に該当するんじゃないかと思いますが、総理のお考えをお聞きしたいと思います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いや、私はその事実関係よく承知しておりますが、地域再生していくこうということで、いろいろな実務を知つておられる方の意見を伺うというのは大事なことだと思います。

しかしながら、どの点が利害に抵触しているのか、今私がお話を伺つた限りでは分かりません。

○大門実紀史君 調べていただきたい。総理、御存じなれば、その座長さんは総理と懇意にされている方でもござりますから、調べていただきたい。この大手町開発の実はまちづくりビジョン委員会ということが有識者会議の……(発言する者あり)いや、いいんです、私が質問しているんですから。有識者会議のメンバーとして妥当かどうか。ほかの有識者会議もそうですね。あの規制

ためにそういう方向を出していると、このことだけはきちっとしていただきたいというふうに思います。(発言する者あり)時間がないので結構でございます。

○委員長(尾辻秀久君) 指名はまだいたしておりません。

○大門実紀史君 次に、私は、全体として申し上げれば、今回の官から民というのは、何のことはない、もういわゆる平成の殖産興業ではないかと、官業の民間への払下げと、これが中心になつておるということを全体として指摘をしておきたく、この官から民を考える上で、私、どうしても看過できない問題として、前回も取り上げさせていただきましたけれども、官から民の最大事業が郵政事業の民営化だつたわけでございます。その方向がどうなるのか、あるいは郵貯銀行がこれからどうなつていくのかと、これが今問われているところでござりますけれども、本当に郵貯銀行が、午前中も話、保坂先生からありましたけれども、土砂降りのときに傘を取り上げるような、そんな大銀行になつてしまふのかどうかというようなことを問われているわけですが、この点で今注目されているのが、日本郵政の西川社長の進退問題、責任問題でござります。

簡単に申し上げますと、とにかく、三井住友銀行が、取引先の中小企業の弱みに付け込んで金融商品、もうから金融商品を押し付け販売したことなどで、今年の四月に金融厅から業務停止命令を受けた事件でござりますけれども、これは金融厅も、当時の経営陣の責任を明確にしなさいと。つまり、当時の経営者、頭取は西川さんだつたわけですね。だから、西川さんの責任も含めて金融厅が明確にしなさいというふうに言っております。三井住友自身も、西川さんの役員報酬の返還なども検討していると、そういう処分も検討しているとあります。また、被害者の方々、西川さん相手に今裁判の、訴訟の準備もさ

れているということでございます。

私は、こういう方がスタートしたばかりの日本郵政の社長にふさわしいのかと、あるいは郵貯銀行のこれからの方針を打ち出す方としてどうなのがということを疑問に思つておりますし、五月の八日のときに私伺いました。まず、被害者の方々に西川さんはおわびすべきだと。しかし、あなたは一切おわびの言葉を言われませんでした。ただ知らなかつたと、遺憾だと、そればかり繰り返されるわけでござります。そして、私はもう潔くお辞めになるべきだというふうにも申し上げましたけども、それについても一切お答えしないといいますか、これからまだ頑張つていただきたいというふうなことを言われたわけでございます。

その後、いろいろ動きもございますけども、心境の変化といいますか、今日はせめて、テレビの前ですから、被害を受けられた方たくさんいらっしゃいますから、せめておわびの一言も言われるべきぢやないかと思ひますが、いかがでしようか。

○参考人(西川善文君) お答えをいたします。

私の頭取在任中に御指摘のような事態が起きたということにつきましては誠に遺憾に思つておりますし、また、この取引の相手方となられましたお客様に対しましては、当然のことながら申し訳ないことであるというふうに思つております。

以上です。

○大門実紀史君 やつと被害者の方におわびの言葉が出たと思いますが、それならばもう潔く日本郵政の社長も、その方がもう何かここまで来るときつとしていいんじゃないかというふうに思ひますんで、御決断をお願いしたいと思いますけども。

時間があればいろんなことを申し上げたいんですけども、要するにあなたは、二〇〇〇年の十二月に既に、住友銀行と当時のさくら銀行が合併すると同時に、公正取引委員会から今回のような事件を起こすんじゃないかという指摘をされていました。そのときあなたは、そんなことないようになります。

令遵守に最尽力を尽くしますと誓約をされていたにもかかわらず、その翌年から今回のよろ金融行のこれまでの方針を打ち出す方としてどうなのかといふことを疑問に思つておりますし、五月の八日のときに私伺いました。まず、被害者の方々に西川さんはおわびすべきだと。しかし、あなたは一切おわびの言葉を言われませんでした。

ただ知らなかつたと、遺憾だと、そればかり繰り返されるわけでござります。そして、私はもう潔くお辞めになるべきだというふうにも申し上げましたけども、それについても一切お答えしないといいますか、これからまだ頑張つていただきたいというふうなことを言われたわけでございます。

その後、いろいろ動きもございますけども、心

境の変化といいますか、今日はせめて、テレビの前ですから、被害を受けられた方たくさんいらっしゃいますから、せめておわびの一言も言われるべきぢやないかと思ひますが、いかがでしようか。

○参考人(西川善文君) お答えをいたします。

私の頭取在任中に御指摘のような事態が起きたということにつきましては誠に遺憾に思つておりますし、また、この取引の相手方となられましたお客様に対しましては、当然のことながら申し訳ないことであるというふうに思つております。

以上です。

○大門実紀史君 やつと被害者の方におわびの言葉が出たと思いますが、それならばもう潔く日本郵政の社長も、その方がもう何かここまで来るときつとしていいんじゃないかというふうに思ひますんで、御決断をお願いしたいと思いますけども。

時間があればいろんなことを申し上げたいんですけども、要するにあなたは、二〇〇〇年の十二月に既に、住友銀行と当時のさくら銀行が合併すると同時に、公正取引委員会から今回のような事件を起こすんじゃないかという指摘をされていました。そのときあなたは、そんなことないようになります。

ただ知らなかつたと、遺憾だと、そればかり繰り返されるわけでござります。そして、私はもう潔くお辞めになるべきだというふうにも申し上げましたけども、それについても一切お答えしないといいますか、これからまだ頑張つていただきたいというふうなことを言われたわけでございます。

その後、いろいろ動きもございますけども、心

境の変化といいますか、今日はせめて、テレビの前ですから、被害を受けられた方たくさんいらっしゃいますから、せめておわびの一言も言われるべきぢやないかと思ひますが、いかがでしようか。

○参考人(西川善文君) お答えをいたします。

私の頭取在任中に御指摘のような事態が起きたということにつきましては誠に遺憾に思つておりますし、また、この取引の相手方となられましたお客様に対しましては、当然のことながら申し訳ないことであるというふうに思つております。

以上です。

○大門実紀史君 やつと被害者の方におわびの言葉が出たと思いますが、それならばもう潔く日本郵政の社長も、その方がもう何かここまで来るときつとしていいんじゃないかというふうに思ひますんで、御決断をお願いしたいと思いますけども。

時間があればいろんなことを申し上げたいんですけども、要するにあなたは、二〇〇〇年の十二月に既に、住友銀行と当時のさくら銀行が合併すると同時に、公正取引委員会から今回のような事件を起こすんじゃないかという指摘をされていました。そのときあなたは、そんなことないようになります。

ただ知らなかつたと、遺憾だと、そればかり繰り返されるわけでござります。そして、私はもう潔くお辞めになるべきだというふうにも申し上げましたけども、それについても一切お答えしないといいますか、これからまだ頑張つていただきたいというふうなことを言われたわけでございます。

その後、いろいろ動きもございますけども、心

境の変化といいますか、今日はせめて、テレビの前ですから、被害を受けられた方たくさんいらっしゃいますから、せめておわびの一言も言われるべきぢやないかと思ひますが、いかがでしようか。

○参考人(西川善文君) お答えをいたします。

私の頭取在任中に御指摘のような事態が起きたということにつきましては誠に遺憾に思つておりますし、また、この取引の相手方となられましたお客様に対しましては、当然のことながら申し訳ないことであるというふうに思つております。

以上です。

○大門実紀史君 やつと被害者の方におわびの言葉が出たと思いますが、それならばもう潔く日本郵政の社長も、その方がもう何かここまで来るときつとしていいんじゃないかというふうに思ひますんで、御決断をお願いしたいと思いますけども。

時間があればいろんなことを申し上げたいんですけども、要するにあなたは、二〇〇〇年の十二月に既に、住友銀行と当時のさくら銀行が合併すると同時に、公正取引委員会から今回のような事件を起こすんじゃないかという指摘をされていました。そのときあなたは、そんなことないようになります。

ただ知らなかつたと、遺憾だと、そればかり繰り返されるわけでござります。そして、私はもう潔くお辞めになるべきだというふうにも申し上げましたけども、それについても一切お答えしないといいますか、これからまだ頑張つていただきたいというふうなことを言われたわけでございます。

その後、いろいろ動きもございますけども、心

境の変化といいますか、今日はせめて、テレビの前ですから、被害を受けられた方たくさんいらっしゃいますから、せめておわびの一言も言われるべきぢやないかと思ひますが、いかがでしようか。

○参考人(西川善文君) お答えをいたします。

私の頭取在任中に御指摘のような事態が起きたということにつきましては誠に遺憾に思つておりますし、また、この取引の相手方となられましたお客様に対しましては、当然のことながら申し訳ないことであるというふうに思つております。

以上です。

○大門実紀史君 やつと被害者の方におわびの言葉が出たと思いますが、それならばもう潔く日本郵政の社長も、その方がもう何かここまで来るときつとしていいんじゃないかというふうに思ひますんで、御決断をお願いしたいと思いますけども。

時間があればいろんなことを申し上げたいんですけども、要するにあなたは、二〇〇〇年の十二月に既に、住友銀行と当時のさくら銀行が合併すると同時に、公正取引委員会から今回のような事件を起こすんじゃないかという指摘をされていました。そのときあなたは、そんなことないようになります。

ただ知らなかつたと、遺憾だと、そればかり繰り

られるべきだというふうに思つております。

○参考人(西川善文君) お答えをいたします。

私の頭取在任中に御指摘のような事態が起きたということにつきましては誠に遺憾に思つておりますし、また、この取引の相手方となられましたお客様に対しましては、当然のことながら申し訳ないことであるというふうに思つております。

以上です。

○大門実紀史君 やつと被害者の方におわびの言葉が出たと思いますが、それならばもう潔く日本郵政の社長も、その方がもう何かここまで来るときつとしていいんじゃないかというふうに思ひますんで、御決断をお願いしたいと思いますけども。

時間があればいろんなことを申し上げたいんですけども、要するにあなたは、二〇〇〇年の十二月に既に、住友銀行と当時のさくら銀行が合併すると同時に、公正取引委員会から今回のような事件を起こすんじゃないかという指摘をされていました。そのときあなたは、そんなことないようになります。

ただ知らなかつたと、遺憾だと、そればかり繰り

られるべきだというふうに思つております。

○参考人(西川善文君) お答えをいたします。

私の頭取在任中に御指摘のような事態が起きた

ことがあります。

○内閣総理大臣(竹中平蔵君) お答えを申し上げま

す。

三井住友銀行、これは日本を代表する金融機関

でありますから、その金融機関が優越的地位の濫

用の事案によって金融庁から行政処分を受けた

と、これはもう大変遺憾であるというふうに思つ

ております。

西川氏は、既に同社を退社しておりますけれ

ども、当時の経営者であったと。今後、同行、今

も、その同行の諸問題に対してこれは真摯に対応

していただきたいというふうに思います。

しかし、一方で、郵政のこの経営者、大変重要

な役割を担つております。その業務を遂行するに

ふさわしい経営者が就任されることが期待

されています。

西川氏は、竹中大臣にお聞きしたいんですけども、

住友の特別顧問だったわけでございます。さら

に、十二月二十六日に審決が下つてます。つま

り、三井住友も認めたわけですね。認めたわけで

す。そのときあなたはまだ三井

住友の特別顧問だったわけでございます。で、正

式に社長に就任されたのが今年の二月二十日と。

これは、創立総会で取締役に選任をされて、竹中

大臣がその認可申請を認可されたと、こういう形

になります。その後、取締役会で代表取締役にあ

なたが選ばれたということです。

私は、竹中大臣にお聞きしたいんですけども、

西川氏におかれましては、民営化会社の経営を

引き受けられた以上、今回の問題も一つの糧とし

て、経験として、公正な立場で経営に臨んでいた

だける、そして結果を出していただけるというふ

うに思つております。

○大門実紀史君 私は西川さんの知見を活用して

もららるべきではないと。

この郵貯銀行は三井住友みたいになつたら困る

わけですよ。サラ金と一緒に手組んで、今はもう

もううべきではないと。

この郵貯銀行は三井住友みたいになつたら困る

わけですよ。サラ金と一緒に手組んで、今はもう

もううべきではないと。

○福島みづほ君 共謀罪ですよ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) あつ、共謀罪

か。共謀罪は、これは、これから話しあつてい

るところでしょう。強行採決、強行採決してな

いんです。

○福島みづほ君 すべきでないと……

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それで、共謀

罪はコンプライアンスも入ると思います。そういう

点で、もう同じ答弁だと思いますから答弁は求め

されなかつたのかと、その点お聞きしたいと思

います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) お答えを申し上げま

す。

三井住友銀行、これは日本を代表する金融機関

でありますから、その金融機関が優越的地位の濫

用の事案によって金融庁から行政処分を受けた

と、これはもう大変遺憾であるというふうに思つ

ております。

西川氏は、既に同社を退社しておりますけれ

ども、当時の経営者であったと。今後、同行、今

も、その同行の諸問題に対してこれは真摯に対応

していただきたいというふうに思います。

しかし、一方で、郵政のこの経営者、大変重要

な役割を担つております。その業務を遂行するに

ふさわしい経営者が就任されることが期待

されています。

西川氏におかれましては、民営化会社の経営を

引き受けられた以上、今回の問題も一つの糧とし

て、経験として、公正な立場で経営に臨んでいた

だける、そして結果を出していただけるというふ

うに思つております。

○大門実紀史君 私は西川さんの知見を活用して

もららるべきではないと。

この郵貯銀行は三井住友みたいになつたら困る

わけですよ。サラ金と一緒に手組んで、今はもう

もううべきではないと。

○福島みづほ君 共謀罪ですよ。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) あつ、共謀罪

か。共謀罪は、これは、これから話しあつてい

るところでしょう。強行採決、強行採決してな

いんです。

○福島みづほ君 すべきでないと……

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それで、共謀

罪はコンプライアンスも入ると思います。そういう

点で、もう同じ答弁だと思いますから答弁は求め

されなかつたのかと、その点お聞きしたいと思

います。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) お答えを申し上げま

す。

三井住友銀行、これは日本を代表する金融機関

でありますから、その金融機関が優越的地位の濫

用の事案によって金融庁から行政処分を受けた

と、これはもう大変遺憾であるというふうに思つ

ております。

西川氏は、既に同社を退社しておりますけれども、このままではいけません。

だから、こんなこともけじめ付けられないで、

何が偉そうに官から民ですか。何になるんですか、こんな官から民の今後についてですね。

国民のためになるような、郵貯銀行もつくらな

きやいけないわけですから、けじめを付けられな

い、けじめを付けるべきところはきちっと付ける

ということをしないで小泉内閣の官から民も知

ったものだということを申し上げて、私の質問を終

わります。

罪になるという法案じゃありませんから、国際社会の中でテロ対策とか組織犯罪とか、そういうものをお隣連携の上においてこの犯罪を防止しようという条約ですか、それを日本としては国内でもきちんと整理して、そのような国際社会の結論に沿った法整備をする義務があるんです。

ですから、その中で今、与野党相談しながら、お互いの修正点を探りながら今協議中ですから、それを私は委員会にああやれこうやれと言う立場じゃありませんけれども、十分話し合って、結論は、やっぱり最後は意見が違った場合は賛否で問わなきゃいけないでしょ。私は、十分審議して、そして最終的には結論を出していただきたいと思っております。

○福島みずほ君 現代版治安維持法とも言われて、元謀罪を成立させた首相として小泉総理が歴史に名を残さないようにしてください、いかがですか。というか、じゃそれはよろしくお願ひします。あつ、じゃできれば。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) いや、これ基の法案には自民党と公明党と民主党と共産党が賛成しているんですよ。その趣旨に沿って国内の法整備をしようとするんですから、そんな無実の、ただ相談しただけで逮捕する、そんな法案じゃありませんよ。

アム移転費を除き二兆円掛かると言っています。これはイメージだというふうに国会で答弁していますが、イメージで人の税金、国民の税金を使つていいのか。国会に対して説明はありません、まだ何の閣議決定も何の説明もありません。試算は分からぬ、していない、こんなことに納得がいくわけはありません。守屋さんとローレスさんは同じく、グアム移転費を除いて二兆円ということ一致しています。恐らく二兆円か三兆円掛かるんでしょう。これは巨額のお金で、問題です。

次に、思いやり予算について示します。

駐留米軍の兵力と受入れ国負担ですが、現在で日本は五十億ドル、大体六千億以上を思いやり予算を払っています。ドイツと比べてみてください。日本は、米軍は少ないので思いやり予算が断つ、ほかのすべての国を合わせた金額よりも高い金額になっています。なぜ日本がこのようないやり予算を負担し続けているのでしょうか。一四年に移動するということになりますから、思いやり予算を払いつつ在日米軍基地で三兆円の負担をしていく。巨額のお金は日本は税金で負担することになります。

小泉さんの政権下で、医療制度の改悪法案、今議論中ですが、介護保険、特養老人ホーム、ホテル代払え、光熱費払え、食費を払え、そうなりました。障害者自立支援法案で一割負担せよ、そなりました。医療制度改革法では、高齢者、病院に入つたらホテル代払え、光熱費払え、そなります。

米軍に対しては、ホテル代もそして光熱費も負担し続けている。でも、特養老人ホームに入つている人、高齢者で病院に入る人、三万から五万の負担、ホテル代払え、光熱費払え、これはおかしいです。福祉を切り捨て、国民の福祉を切り捨てて負担増にしながら、なぜ大金持ちのところに思ひやり予算を払うのでしょうか。これは納得がいきません。

グアムの移転費についても、この金額で二十

上限八千百六十円、住宅建設費だけで八千百六十円、額賀防衛府長官はこれは上限額だと答弁をしました。でも、上限でもこんな金額を負担しないわけはありません。守屋さんとローレスさんは同じく、グアム移転費を除いて二兆円ということ一致しています。恐らく二兆円か三兆円掛かるんでしょう。これは巨額のお金で、問題です。

次に、思いやり予算について示します。

驻留米軍の兵力と受入れ国負担ですが、現在で日本は五十億ドル、大体六千億以上を思いやり予算を払っています。ドイツと比べてみてください。日本は、米軍は少ないので思いやり予算が断つ、ほかのすべての国を合わせた金額よりも高い金額になっています。なぜ日本がこのようないやり予算を負担し続けているのでしょうか。一四年に移動するということになりますから、思いやり予算を払いつつ在日米軍基地で三兆円の負担をしていく。巨額のお金は日本は税金で負担することになります。

小泉さんの政権下で、医療制度の改悪法案、今議論中ですが、介護保険、特養老人ホーム、ホテル代払え、光熱費払え、食費を払え、そうなりました。障害者自立支援法案で一割負担せよ、そなりました。医療制度改革法では、高齢者、病院に入つたらホテル代払え、光熱費払え、そなります。

米軍に対しては、ホテル代もそして光熱費も負担し続けている。でも、特養老人ホームに入つて

○福島みずほ君 総理、よく聞いてください。私が議論をしたのは、思いやり予算の金額が外国と全く違うこと、グアムの移転費で七千百億円使うこと、どうも試算として全部合わせて三兆円ぐら

いの試算があるのではないか、それはおかしいぞと。現に国会で、あなたの政権下で成立した法案で負担増になつてていることは事実です。それは違

うだろうということを申し上げたのです。

官から民へ、民営化の問題についてお聞きをし

ます。

五月二十二日、横浜地方裁判所で、横浜市立の四つの保育園の廃止について違法であるという判決が出ました。その理由は、利用している、サービスを受けている子供たちと親に着目したもの

です。

これについては、子供と親の特定の保育所で保育の実施を受ける利益を尊重する必要があると。その同意が得られない場合には、その利益侵害を正当化し得るだけの合理的な理由とそれを補うべき代替的な措置が講じられることが必要であるといふように言っています。

つまり、サービスを利用する側の国民が必要だと。官から民へで公立保育園を廃止して、あつという間に民営化をした。子供たちは、先生が全取つ替えになつて、ショックを受けてチック症状になつたり、非常に困つてしまつた。そのことは違法だと裁判所は断定し、慰謝料請求を認めました。

この判決を総理がどう受け止められますか。慎重にやることが必要、民営化を見直すということが必要だというふうに考えます。官から民へ、そ

れは防衛を、安全保障確保しなかつたら福祉も

やつていけないんですよ、教育もやつていけない

んですよ。その辺をよく考えてくださいよ。

ドイツにしてもフランスにしても中国にして

も、防衛には熱心に力を注いでいるじゃないですか。日本だけ非武装中立というわけにはいかない

ことですよ。その辺をよく考えてくださいよ。

ドイツにしてもフランスにしても中国にして

も、防衛には熱心に力を注いでいるんじゃないですか。日本だけ非武装中立というわけにはいかない

ことですよ。その辺をよく考えてくださいよ。

ドイツにしてもフランスにしても中国にして

も、防衛には熱心に力を注いでいるんじゃないですか。日本だけ非武装中立というわけにはいかない

ことですよ。その辺をよく考えてくださいよ。

ドイツにしてもフランスにしても中国にして

も、防衛には熱心に力を注いでいるんじゃないですか。日本だけ非武装中立というわけにはいかない

ことですよ。その辺をよく考えてくださいよ。

ドイツにしてもフランスにしても中国にして

も、防衛には熱心に力を注いでいるんじゃないですか。日本だけ非武装中立というわけにはいかない

ことですよ。その辺をよく考えてくださいよ。

か、そのことについての考慮がないからです。命を殺すことにお金を使うのではなく、命を生かすことにもお金を使うべきです。

この横浜地方裁判所の判決を、総理はどう受け止められますか。

○委員長(尾辻秀久君) 申合せの時間が迫つております。端的にお答えください。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 私、横浜市長じゃないんですよ。今の出来事は横浜市のことでしょう。その判決もまだ読んでいませんし……

○福島みずほ君 いや、質問通告しています。

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) それは横浜市長に聞いてください。

○福島みずほ君 そうではなくて、これ、官から民へ、民営化の中で起きていることについて裁判所が、受け手側の子供、受け手側の同意とか、同意が取れない場合は、その人たちが、民営化することの合理性が必要だと、慎重にやらないと問題だということにポイントがあるわけです。

官から民へと、民営化できるものは民営化できます。明らかに欠落している視点がある。政治は人が涙を流さないことにあります。公共サービスを必要としている人はたくさんいます。公共サービスを受ける側の視点が、この官から民へ、民営化できるものは民営化に欠落して問題である。涙の分の政治を政治家がやらなくてどうするということを申し上げ、私の質問を終わります。

○荒井広幸君 国民新党・新党日本の会の荒井でございます。

今日も一日お話を聞いていまして、いろいろな角度があるわけでございますが、総理と二度ほどこの委員会でさせていただいております。

早速ですが、総理、二九・二%という、いわゆる貸金業、そこで大変な事件が起きております。

二千万人が貸金業の皆さんに借りているんです。

二百万人民が多重債務ということがあります。

これ、大変な大きな問題で、この間も事件があつたわけです。

総理、二九・二%、これが今の上限ですが、こ

を作ります、目標を立てました、あのときこの国会で決めたから言うことを聞けといつて白紙委任状を出すような話です。こんな欠陥法案に賛成するわけにはきません。

そうなりますと、總理、何万という膨大な資料、役所でさえ調査していないというような状況で、どうして国会がこのお金は不正だと監査できんですか。国民に参加いただいて、国民に、チェックして、抑止力を働かしてもらう。国民が参加して国民が主役になる政府、これこそが行政改革の目的だと思います。簡素で効率的な政府というものは手段です。手段でこんな議論ばかりしても話になりません。

それでは、結局、そして今日は西川さんにもお話を貰おうと思つてきました。先ほど来もお話をありました。そのノンバンク、貸金業に銀行業界が運用で利ざやを稼ぐためはどうしているかといえば、我々は百万円銀行に預ければ今大体普通預金で二十円だけの利息を年に一回もらいます。ささやかな庶民の願いです。たった二十円です。それを長期ブライムレートという金額で、銀行はそれをノンバンク、そこはお金を集めませんから融資をしていただきます。資金は幾らで借りるか。二・四%が長ブランですから、大体二・四で二万四千円で貸すんです、銀行は、やみ金に、あつ、やみ金じゃなくて、貸金ですね。そうしたら、その貸金は、二九・二%ですから二十九万二千円で貸すんですよ、消費者や中小企業の方に。二十円しか利息がもらえない人たちが、借りる側になつたら二十九万二千円で利息を払い、銀行はその間、きれいを裝つて二万四千円以上の利ざやを稼ぐ場合が多いです。こういう仕組みが市場の失敗じゃなくて、竹中さん。金融市場というのはこういうの

そして、これがうまくいったかどうかは、総理と竹中さんが指名した西川郵政社長、次期社長が、自分のところ、これを俗な言葉で言います、あなたの会社はうちから融資を受けていますね、お金貸していますね、だから金融派生商品も付き

合いで買ってもらわなきと融資できませんなどいふことの抱き合せを、融資を言つた。それを我々、郵政を反対する皆様方が、そういうことが起り得るから郵政を民営化するのは反対である、庶民のための銀行をつくれ、それに特化する

した。その反対が今物の見事は西川さんのいふ
んなことで出てきているではありませんか。

さ
し
しても知事にしても、決めるのは市議会であり県
議会だと思います。

そこで、平均の知事の退職金が四年で四千万円

ということになりますが、これはちょっと多過ぎるのじやないかなと私は思っています。総理大臣

も、五年務めて私の退職金は幾らぐらいだと聞いたら、約六百八十万円だつたと。これを参考にす

れば、知事が四年で四千万円、これはちょっと多過ぎるのじやないかなと。県議会も市議会も住民

も、よく考えていただきたいですね。

おまとめ願います。

主役にならなきやならないんだから、地方が自らに厳しくなるという意味では。長野県では出した

法
ま
は
ら議会がそれに反対をいたしました。そういう事
実もあるんです。ですから、どうぞ大いに議論を

していただくようにお願いをしたいと思います。
終わります。

○委員長(尾辻秀久君) 他に御発言もないようで
すから、五案ご村する質疑は終局したものと認め

小良内閣總理大臣は御退帝へて結構で二
ます。

内閣総理大臣に就任いたしました。総理でござります。中馬、谷垣両大臣、安倍官房長官を除く他の大臣の方々が御退居なさる事で、吉野谷二郎、

べく他の大臣の方々も御退席いたたいて結構でござ
ります。

これより五案について討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

○広田一君 私は、民主党・新緑風会を代表し
います。

て、政府提出の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案に対し、反対

する立場から討論をいたします。

しかしながら、討論は簡素で効率的に行いたいと思います。

小泉政権は、民間でできることは民間に任せ、その民間の中には官僚の天下り団体が多く含まれており、効率化を図るとしてきました。しかし、その民間の中には官僚の天下り団体が多く含まれておらず、効率化どころか無競争の随意契約が結ばれていることが国会審議を通じて発覚をいたしました。その金額は平成十七年だけで約一・四兆円にも上ります。

なぜこのようなことがまかり通るのか。それは、随意契約で法外な契約を結ぶ見返りとして天下りを受け入れさせるというしがらみの構図が存在するからでございます。このような政府の入札及び契約の実態、そしてそこに絡む天下りを是正することこそが行政改革の本丸であります。しかし、政府案にはそのための規定が盛り込まれていません。

それに対して私たちは、天下り規制法案、随意契約等透明化法案を提出しました。これらの審議を通じて国民の求める真の行政改革を実現していく決意であります。

本来行政改革は、私の郷土の偉人、坂本龍馬が言つたように、日本を一度洗濯をする覚悟で取り組まなければなりません。しかし、政府案は単なる削減数値目標であり、公正で国民に安心、安全な社会を提供するこれから公共サービスの方向性を示していません。そして、そのためも明らかになりました。

さらに、政府案には地方分権の視点が欠落をいたしております。

地方に権限、財源、人材を移すことが財政を健全化させるとともに、行政サービスの質を高め、住民の満足度を向上させるという認識が足りません。よって、国と地方の役割、事務事業の聖域化なき見直しがなされておらず、るべき政府の形が見えてきません。

以上の理由などにより、私たちは本法案には賛

成することはできません。本法案の審議を通じ、

政府の行政改革は残念ながら看板倒れであること

が明らかになりました。徹底した地方分権なくして真の行政改革はなし得ないのだということを最

後に強くお訴えして、私の討論を終わります。

○風間禪君 私は、与党を代表いたしまして、内閣提出の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案等の行政改革関連五法案について、賛成の立場から討論を行うものであります。

自由民主党及び公明党は、小泉政権の成立以来、約五年間にわたり一貫して無駄のない政府の実現を追求してまいりました。我が國の公的債務の残高が依然として高水準であることに加え、少子高齢社会に突入し、人口減少という事態に直面している現在、将来の国民負担を少しでも減らしていくためには、更に徹底した行政改革を進め、行政経費を可能な限り抑えていくことが極めて緊急の課題となつております。

こうした中で、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案は、新たな変化に対応する政府を構築するために、資金の流れの改革、仕事の流れの改革、人と組織の改革をそれぞれ推進し、行政をスリム化し、民間の活力を増進する、そして政府は安全、安心など、政府としてやるべきことに集中してしっかりとその役目を果たすという明確な理念を打ち出しております。

平成二十年度において政策金融機関の統廃合を行ふ、今後五年間で国家公務員の定員を5%以上純減させる、特別会計の業務を徹底的に見直し、特별会計の数を二分の一から三分の一にする、國の資産、債務をしっかりと管理、圧縮する、これら多くの困難が伴い、またその実現のためには国民の皆様の御理解と御協力が是非とも不可欠であります。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

本法案に示された改革は、いずれも実現には幾

つかずの困難が伴い、またその実現のためには国民の皆様の御理解と御協力が是非とも不可欠であります。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

本法案に示された改革は、いずれも実現には幾つかずの困難が伴い、またその実現のためには国民の皆様の御理解と御協力が是非とも不可欠であります。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

がやるべき仕事、地方公務員がやるべき仕事、民間に委託すべき仕事、廃止すべき仕事など、その内容や性質に応じて分類、整理して、国家公務員の仕事を整理合理化する事業仕分けの考え方を法案の随所に盛り込むなど、透明かつ民主的な行政改

革の推進を担保するものとなつております。

○風間禪君 私が、与党を代表いたしまして、我が国において、活力にあふれ、自信と誇りに満ちた社会を築くためには、本政府案を迅速に可決いただき、改革の実を上げよう、政府の努力を促していかなければなりません。

本委員会においては、官製談合やいわゆる天下り、隨契の問題なども議論されてまいりましたが、与党としては、これらの問題の重要性について十分認識し、責任ある立場で真正面から取り組み、正に対応しているところであります。本法案と併せ、国民から信頼される政府の実現につなげていく必要があると考えております。

次に、公益法人改革関連法案について申し上げます。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

次いで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案、いわゆる市場化テスト法案についてあります。

本法案は、官から民への流れの中で民間団体が自発的に行う公益的活動の発展を促進するものであります。

あります。

いざれにしましても、民主主義のモデルとなるこの国のかたちをつくり上げるべきと考えております。

また、政府におかれましては、今後の改革の推進は困難を伴うものでありますが、行政改革の具体的な推進により、一層尽力していかれることを期待いたしまして、私の賛成討論を終わります。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございます。

行革関連の全法案に反対の討論を行います。

反対する理由は、結局、今回の法案が国民の安全部分を削減し、中小企業の経営を支える公的部門を削減し、国民サービスを切り捨てることになるからであります。

政府は、民間でできるものは民間でと言いますが、民間企業はもうからない仕事はやりません。また、民間企業がやる場合には、受けるサービスによって価格の差が生まれます。つまり、お金を持っている人ほどいいサービスが受けられることになります。貧富の格差がサービスの格差につながるということであります。

こういうことをまともに吟味もせず、何でも官から民へと叫ぶ背景には一体何があるのか。本日の質問でも指摘したように、今関連企業は官業の民間開放で五十兆円の市場になると、マーケットになると大はしゃぎをしています。結局、ビジネスチャンスを狙つている財界の要求ではございませんか。政府系金融機関の統廃合、民営化も、大銀行がかねてから言つていた低利で貸し付けています。こういうことをまとめています。

斯くて、銀行がかねてから言つていた低利で貸し付けています。こういうことをまとめています。

